

各 位

東京都港区高輪三丁目 19 番 15 号
日 本 貸 金 業 協 会
問 合 せ 先 業 務 企 画 部 企 画 課
電 話 番 号 03-5739-3013
F A X 番 号 03-5739-3027

貸金業が担う資金供給機能等の現状と動向に関する調査結果報告

日本貸金業協会は、改正貸金業法の完全施行から 4 年が経過し、資金需要者等に対して貸金業が担う社会的役割及び健全な資金供給機能が的確に発揮されているのか等、協会がこれまで継続して検証してきた業界動向等の実態把握を目的として、「資金需要者」と「貸金業者」を対象としたアンケート調査を実施しました。

■ 調査概要

1. 資金需要者向け調査

(1) 調査方法: インターネット調査法

(2) 調査対象: 調査会社が保有する全国 20 歳以上のインターネットモニター会員(学生以外)

(3) 調査期間: 平成 26 年 11 月 26 日から 12 月 5 日

(4) 調査設計:

< 個人向け調査 >

【プレ調査】 回収目標サンプル数 100,000 名
【本調査(個人の借入利用者)】 回収目標サンプル数: 3,000 名 [借入経験のある専業主婦(主夫)を含まない] < 借入残高あり > 消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、事業者金融会社から、現時点において借入残高がある個人 1,500 名 < 借入残高なし > 消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、事業者金融会社から、2010 年以前に借入残高があり、かつ現時点において借入残高がない個人 1,500 名
【本調査(借入経験のある専業主婦(主夫))】 回収目標サンプル数: 600 名 消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、事業者金融会社から借入経験があり、パート収入含む一切の収入がない専業主婦(主夫)

<事業者向け調査>

【プレ調査】 回収目標サンプル数 40,000 名
【本調査(借入経験のある事業者)】 回収目標サンプル数:1,000 名 貸金業者から事業性資金(運転資金・設備資金等)の借入れをしたことがある個人事業主の借入利用者と、本人が経営する会社または所属する会社に貸金業者から事業性資金の借入れをしたことがある小規模企業経営者の借入利用者

(5)回答者数:

<個人向け調査>

【プレ調査】 回収サンプル数 99,821 名
【本調査(個人の借入利用者)】 回収サンプル数:3,111 名〔借入経験のある専業主婦(主夫)を含まない〕 <借入残高あり>1,550 名 <借入残高なし>1,561 名
【本調査(借入経験のある専業主婦(主夫))】 回収サンプル数:633 名

<事業者向け調査>

【プレ調査】 回収サンプル数 49,944 名
【本調査(借入経験のある事業者)】 回収サンプル数:1,041 名(個人事業主:866 名 小規模企業経営者:175 名)

2. 貸金業者向け調査

(1)調査方法:郵送調査法および電子メールによる調査

(2)調査対象:日本貸金業協会の協会員と、日本貸金業協会と金融 ADR 手続実施基本契約を締結している貸金業者

(3)調査期間:平成 26 年 11 月 29 日から平成 27 年 1 月 9 日

(4)調査票発送数:貸金業者 2,047 業者
(協会員:1,236 業者/金融 ADR 手続実施基本契約締結貸金業者:811 業者)

(5)回答者数:貸金業者 1,042 業者
(協会員:789 業者/金融 ADR 手続実施基本契約締結貸金業者:253 業者)

■ 調査結果の概要

I. 貸金市場の状況(金融庁「貸金業関係資料集」より)

- 登録貸金業者数は平成 18 年 3 月から平成 26 年 3 月までの 8 年間に 14,236 業者から 2,113 業者へと、85.2%減少している。(P9 図 1)
- 貸金業者の消費者向け貸付残高は、平成 18 年 3 月の 20.9 兆円から平成 26 年 3 月には 6.2 兆円へと 70.3%の減少、同じく事業者向け貸付残高¹ は、20.5 兆円から 16.7 兆円へと 18.5%減少している。(P9 図 2)

II. 資金需要者調査の結果について

1. 資金需要者(個人)の借入状況

- 個人の借入利用者(借入残高あり)の 42.7%が改正貸金業法の完全施行日以降に借入れを申込み、そのうち 67.8%が希望どおりの借入れができた²と回答しており、過去三ヵ年上昇傾向(昨年度から 6.6 ポイント上昇、一昨年度から 8.0 ポイント上昇)となっている。また、個人の借入利用者における借入れの申込みを行った際の資金使途については、「趣味/娯楽(レジャー、旅行を含む)費用」と回答した割合が 46.9%と最も高く、次いで「食費」が 21.9%と続いている。(P10,11,12,13,14,15 図 3,4,5)
- 個人の借入利用者の年収別に資金使途をみると、「趣味/娯楽(レジャー、旅行を含む)費用」と回答した割合は、低所得者層、中所得者層、高所得者層² でそれぞれ 35.8%、48.5%、55.4%と、年収が低いほどその割合が低い傾向となった。一方、「食費」と回答した割合は、27.1%、24.0%、13.5%と、年収が低いほどその割合が高い傾向となっている。(P14,15 図 5)
- 新たに借入れの申込みを行った³ 個人の借入利用者に対して、新たな借入先として検討した先について調査したところ、「クレジットカード・信販会社」が 60.3%と最も高く、次いで「銀行等の預金取扱金融機関」が 43.6%と続いている。また、年収別でみると、低所得者層と中所得者層では「クレジットカード・信販会社」がそれぞれ 72.4%、58.1%、高所得者層では「銀行等の預金取扱金融機関」が 56.9%と最も高い結果となった。(P17 図 7)
- 新たな借入れ検討先として選んだ理由については、消費者金融会社(大手)と消費者金融会社(地域小規模)では「審査が早かったから」がそれぞれ 52.4%、46.5%、クレジットカード・信販会社では「借入れ手続きが簡単だったから」が 46.8%、銀行等の預金取扱金融機関では「金利が低かったから」が 56.2%と最も高い結果となっている。(P18,19 図 8)
- 貸金業者から希望どおりの借入れができなかった際の行動について調査したところ、生活費(52.1%)や趣味・娯楽費(45.7%)の抑制で対応している結果となっており、年収が低いほど「生活費を抑制した」と回答した割合が高い傾向(低所得者層 60.0%、中所得者層 48.8%、高所得者層 46.4%)となった。(P21,22 図 10)
- 希望どおりの借入れができなかった際の影響としては、68.0%が日常の生活に支障がでたと回答しており、年収が低いほどその割合が高い傾向(低所得者層 73.3%、中所得者層 70.8%、高所得者層 52.1%)となっている。(P23 図 11)

1 事業者向け貸付残高には、グループ会社間での貸付残高も含むことに留意が必要

2 低所得者層：年収 300 万円未満、中所得者層：年収 300 万円以上 600 万円未満、高所得者層：年収 600 万円以上と定義

3 「新たに借入れの申込みを行った」とは、改正貸金業法の完全施行日以降での貸金業者への借入れ申込みを指す

2. 資金需要者(事業者)の借入状況

- 借入経験のある事業者の30.5%が改正貸金業法の完全施行日以降に借入れを申込み、そのうち59.6%が希望どおりの借入れができたと回答しており、過去三ヵ年上昇傾向(昨年度から12.0ポイント上昇、一昨年度から12.9ポイント上昇)となっている。(P24,25 図12,13)
- 借入れの申込みを行った際の資金使途については、「取引先への支払い(事業の一時的な運転資金)」と回答した割合が42.6%と最も高い結果となっている。(P26 図14)
- 新たに借入れの申込みを行った借入経験のある事業者に対して、新たな借入先として検討した先について調査したところ、「銀行等の預金取扱金融機関」が58.1%と最も高く、「クレジットカード・信販会社」が48.0%、「消費者金融会社(全国展開等の大手消費者金融会社)」が28.5%となった。(P28 図16)
- 新たな借入れ検討先として選んだ理由については、消費者金融会社(大手)、消費者金融会社(地域小規模)、クレジットカード・信販会社では「借入れ手続きが簡単だったから」がそれぞれ56.9%、57.1%、59.3%と最も高く、事業者金融会社の場合では「担保・保証人が不要だったから」が53.5%、銀行等の預金取扱金融機関では「金利が低かったから」が52.9%と最も高い結果となっている。(P29 図17)
- 新たな借入れの申込みを行わなかった借入経験のある事業者における、貸金業者以外から借入れを行った際の借入先をみると、「銀行等の預金取扱金融機関」と回答した割合が61.5%と最も高く、「国や自治体、生活協同組合等のセーフティネット貸付」が30.8%、「家族や親族」が26.9%と続いている。(P30 図18)
- 貸金業者から希望どおりの借入れができなかった際の行動について調査したところ、生活費(62.4%)や趣味・娯楽費(49.7%)の抑制で対応している。一方、家族や親族から借りた(9.8%)等の貸金業者以外からの借入れでも対応している結果となった。また、希望どおりの借入れができなかった際の影響としては、41.2%が事業を拡大することができなかった(事業を縮小した)と回答している。(P31,32 図19,20)

3. 個人向け貸付に求められる商品特性

- 個人の借入利用者に対して、資金の借入れを行う際に重要だと考える点について調査したところ、「金利が低い」が63.7%と最も高く、「保証人を立てずに借りられる」が46.4%、「申し込みから借入れまでのスピードが速い」が45.3%と続いている。(P33 図21)
- 個人の借入利用者⁴が貸金業者から借入れを行う際の借入金額と期間をみると、76.4%が100万円以内と回答しており、借入期間については、「1週間以内」から「1年以内」と回答した割合の合計が47.1%となった。(P34,35 図22)
- 借入経験のある専業主婦(主夫)が貸金業者から借入れを行う際の借入金額と期間では、「10万円以内」と回答した割合が45.2%と最も高く、100万円以内と回答した割合は84.9%となった。また、借入期間については、「1週間以内」から「1年以内」と回答した割合の合計が53.8%となっている。(P36 図23)

4 改正貸金業法の完全施行日以降に借入れの申込みを行ったもしくは借入れたかったが申込みをあきらめた個人の借入利用者

4. 事業者向け貸付に求められる商品特性

- 借入経験のある事業者に対して、資金の借入れを行う際に重要だと考える点について調査したところ、「申し込みから借入れまでのスピードが速い」が 60.2%と最も高く、「無担保で借りられる」が 56.8%、「保証人を立てずに借りられる」が 56.6%と続いている。(P37 図 24)
- 借入経験のある事業者⁵ が貸金業者から借入れを行う際の借入金額と期間をみると、100 万円以内と回答した割合が 60.7%となった。また、借入期間については、「1 週間以内」から「1 年以内」と回答した割合の合計が 55.8%となっている。(P38 図 25)
- 借入経験のある事業者に対して、貸金業者から契約締結前に事前交付される概要書面の記載事項が、重要なポイントのみに絞られる(簡素化される)場合の影響について調査したところ、「そう思う」と回答した割合は、「契約内容を理解しやすくなる(契約内容理解のための負担が減る)」では 47.8%となった。一方、「事前に契約内容を詳しく確認することができなくなるなど、不都合が生じる」と回答した割合では 34.8%となっている。(P39 図 26)
- 貸金業者から保証人に契約締結前に同時に交付されている概要書面と詳細書面が、詳細書面のみに一本化された場合の影響についての意見をみると、「そう思う」と回答した割合は、「契約内容を理解しやすくなる(契約内容理解のための負担が減る)」では 49.0%となった。一方、「事前に保証契約の内容を詳しく確認することができなくなるなど、不都合が生じる」と回答した割合では 30.5%となっている。(P40 図 27)

5. ヤミ金融等非正規業者との接触・利用状況

- 個人の借入利用者に対して、ヤミ金融等非正規業者⁶、クレジットカードショッピング枠の現金化⁷ 業者、偽装質屋⁸ の認知について調査したところ、「どのようなものか知っている」と回答した割合は、「ヤミ金融等非正規業者」が 38.8%、「クレジットカードショッピング枠の現金化業者」が 32.9%、「偽装質屋」が 15.7%となった。(P41 図 28)
- 個人の借入利用者(借入残高あり)⁹ のうち、ヤミ金融等非正規業者との接触経験がある割合は 16.1%(昨年度から 4.6 ポイント低下、一昨年度から 4.6 ポイント上昇)、クレジットカードショッピング枠の現金化業者では 21.5%(昨年度から 5.2 ポイント低下、一昨年度から 5.7 ポイント上昇)、偽装質屋については 7.8%(昨年度から 2.2 ポイント低下)となった。(P42,43 図 29)
- 借入経験のある事業者のうち、ヤミ金融等非正規業者との接触経験がある割合は 9.9%(昨年度から 12.5 ポイント低下、一昨年度から 3.8 ポイント低下)、クレジットカードショッピング枠の現金化業者では 14.7%(昨年度から 12.4 ポイント低下、一昨年度から 5.2 ポイント低下)、偽装質屋については 3.0%(昨年度から 3.3 ポイント低下)となっている。(P44,45 図 30)

5 改正貸金業法の完全施行日以降に借入れの申込みを行ったもしくは借入れたかったが申込みをあきらめた借入経験のある事業者

6 「ヤミ金融等非正規業者」とは、国(財務局)または都道府県の登録を受けずに貸金業を営んでいる業者を指す。

7 「クレジットカードショッピング枠の現金化」とは、本来、商品やサービスを後払いするために設定されている「ショッピング」の利用可能枠を換金する目的で利用すること。換金目的でクレジットカードを利用することは、クレジットカード会社の会員規約に違反する行為で、クレジットカードの利用ができなくなったり、犯罪やトラブルに巻き込まれたりするケースもある。

8 「偽装質屋」とは、質屋営業を装い、担保価値のない物品を質置きさせた上で、実質的に年金等を担保にして金銭の貸付を行い、高額な金利等の支払を求める業者を指す

9 調査対象となっている個人の借入利用者は、平成 26 年度調査ではプレ調査にて貸金業者から現在借入残高ありと回答した 8,747 名のうちの 1,550 名、平成 25 年度調査ではプレ調査にて貸金業者から現在借入残高ありと回答した 7,042 名のうちの 1,064 名、平成 24 年度ではプレ調査にて貸金業者から現在借入残高ありと回答した 7,683 名のうちの 3,714 名から本調査の回答を得ている。

6. 金融詐欺等による被害の状況

- 金融詐欺等による被害の経験について調査したところ、個人の借入利用者では、被害に遭ったことがあると回答した割合は、「架空請求詐欺」が4.1%と最も高く、次いで「オレオレ詐欺」が1.4%となった。また、借入経験のある事業者では、「架空請求詐欺」が3.5%と最も高く、次いで「オレオレ詐欺」と「金融商品等取引名目の詐欺(儲かります詐欺)」がそれぞれ1.5%と続いている。(P49 図34)
- 金融詐欺の被害に遭ったとわかったときの対応については、個人の借入利用者では「何もしなかった」が33.7%と最も高く、「警察に相談した」が27.2%、「消費者生活センターや貸金業協会などの相談窓口相談した」が20.3%となった。また、借入経験のある事業者では、「警察に相談した」が35.6%と最も高く、「何もしなかった」が32.2%、「消費者生活センターや貸金業協会などの相談窓口相談した」が26.7%と続いている。(P50 図35)

Ⅲ.貸金業者調査の結果について

1. 貸金業者の貸付状況

- 貸金業者の、直近時点と改正貸金業法の公布時における貸付実施状況について調査したところ、消費者向け無担保貸付を実施していると回答した割合(直近)は、59.5%(改正貸金業法の公布時より2.9ポイント低下)となっており、専業主婦(主夫)向け貸付では、6.8%(同18.8ポイント低下)、事業者向け無担保貸付では、39.9%(同0.3ポイント上昇)となっている。(P51 図36)
- 貸付を実施していない(止めた)理由については、消費者向け無担保貸付では「申込みが殆どないから(資金需要が見込めないから)」が20.6%、専業主婦(主夫)向け貸付では「総量規制の導入による影響」が27.8%、事業者向け無担保貸付では「申込みが殆どないから(資金需要が見込めないから)」が26.2%と、それぞれ最も高い結果となった。(P52,53 図37)
- 消費者向け貸付(貸付先)における年収別の内訳をみると、「300万円未満」の占める割合が36.1%と最も高く、次いで「300万円以上～500万円未満」が31.8%、「500万円以上～1,000万円未満」が22.0%となった。(P54 図38)
- 事業者向け貸付(貸付先)における資金用途別の内訳をみると、個人事業主、小規模企業、中規模企業以上でそれぞれ、「事業の一時的な運転資金(つなぎ資金)」が23.0%、16.8%、2.4%、「事業の経常的な運転資金」が57.4%、61.9%、82.5%、「設備投資資金」が4.6%、8.0%、2.0%となった。(P55 図39)

2. 貸金業者の経営状況・課題

- 貸金業者の経営状況を確認したところ、直近3期の期末時点における営業貸付金利息が常に営業費用を下回っており、依然として貸金業者の収支構造は赤字体質が続いている。(P56 図40)
- 貸金業者の最重要課題では、「コンプライアンスの徹底」と回答した割合が82.0%と最も高く、次いで「改正貸金業法への的確な対応」が77.8%、「収益力の強化」が40.4%と続いている。(P57 図41)
- 貸金業者の事業規模別にみると、法人事業主(資本金5億円以上)、法人事業主(資本金5億円未満)では「コンプライアンスの徹底」と回答した割合が最も高く、それぞれ90.1%、81.4%となっている。一方で、個人事業主の場合では、「改正貸金業法への的確な対応」が最も高く85.2%となった。(P58 図41)

3. 貸金業の今後の見通し

- 貸金業の今後の見通しについて調査したところ、「現状維持」と回答した割合が 65.2%と最も高く、「事業縮小」が 16.7%、「事業拡大」が 13.8%となった。(P59 図 42)
- 貸金業者の事業規模別にみると、「事業拡大」と回答した割合は、法人事業主(資本金 5 億円以上)、法人事業主(資本金 5 億円未満)、個人事業主でそれぞれ 26.6%、12.2%、8.1%と、規模が大きいほどその割合が高い傾向となった。一方、「事業縮小」と回答した割合は、それぞれ 10.1%、16.3%、25.7%と、事業規模が小さいほどその割合が高い傾向となっている。(P59 図 42)
- 事業を継続する上での課題については、「収益性」と回答した割合が 60.2%と最も高く、「集客や顧客へのサービスを継続できない」が 18.3%、「利息返還請求」が 17.8 と続いている。(P60 図 43)
- 貸金業者の事業規模別にみると、「収益性」と回答した割合は、法人事業主(資本金 5 億円以上)、法人事業主(資本金 5 億円未満)、個人事業主でそれぞれ 22.2%、57.4%、80.4%と、規模が小さいほどその割合が高い傾向となっている。(P60 図 43)

4. 利息返還請求の実態

- 2013 年度の利息返還金と元本毀損額の合計は 3,696 億円、最高裁判所判決¹⁰後 8 か年の利息返還金と元本毀損額の合計は約 5.8 兆円となり、2013 年度の期末利息返還引当金残高 0.8 兆円を加えると、利息返還請求関連費用は約 6.6 兆円となっている。(P61 図 44)
- 利息返還請求時の債務者区分をみると、「完済・残高なしの先」が 47.1%(昨年度から 7.7 ポイント上昇、一昨年度から 13.4 ポイント上昇)と最も高く、過去三ヵ年上昇傾向となった。一方、「正常返済先」では 29.3%(昨年度から 1.6 ポイント低下、一昨年度から 4.2 ポイント低下)、「延滞先」では 23.6%(昨年度から 6.1 ポイント低下、一昨年度から 9.2 ポイント低下)と、それぞれ過去三ヵ年低下傾向となっている。(P62 図 45)

5. 貸金業者によるカウンセリングの実施内容について

- 貸金業者に対し、カウンセリングの実施状況について調査したところ、「貸付け可能な顧客から、新たな借入れの申込みを受けた場合」については、60.7%が「借入金返済の負担軽減に繋がる返済条件の変更に関する提案」を実施していると回答した。(P63 図 46)
- 「貸付できない(断りとなる)顧客から、新たな借入れの申込みを受けた場合」については、48.0%が「日本貸金業協会への生活再建支援カウンセリングへの誘導」を実施していると回答している。(P63 図 47)
- 「既存顧客から返済に関する問合せや、相談を受けた場合」については、79.5%が「借入金返済の負担軽減に繋がる返済条件の変更に関する提案」を実施していると回答した。(P64 図 48)
- 「延滞中や、支払不能となった既存顧客から、債務整理等の相談を受けた場合」については、79.3%が「借入金返済の負担軽減に繋がる返済条件の変更に関する提案」を実施していると回答している。(P64 図 49)

¹⁰ 2006 年 1 月 13 日最高裁第二小法廷において、債務者が利息制限法超過部分を超過して返済する際のいわゆる「みなし弁済」について、期限の利益を喪失する旨の特約の下での制限超過部分の支払の任意性が原則否定され、本特約下の弁済に「みなし弁済」は成立しない旨が示された判決。

- 貸金業者に対し、利用者からの相談内容の増減について調査したところ、「増加している」と回答した割合は「借入について」が15.5%と最も高く、次いで「返済について」が11.2%、「生活設計や事業の資金繰りについて」が9.0%と続いている。（P67 図54）
- 貸金業者の事業規模別にみると、法人事業主（資本金5億円以上）、法人事業主（資本金5億円未満）、個人事業主とも、「増加している」と回答した割合は「借入について」が最も高く、それぞれ15.1%、13.1%、24.7%となっている。（P68 図54）

■ 調査結果目次

I. 貸金市場の状況(金融庁「貸金業関係資料集」より)	9
II. 資金需要者調査の結果について	10
1. 資金需要者（個人）の借入状況	10
2. 資金需要者（事業者）の借入状況	24
3. 個人向け貸付に求められる商品特性	33
4. 事業者向け貸付に求められる商品特性	37
5. ヤミ金融等非正規業者との接触・利用状況	41
6. 金融詐欺等による被害の状況	49
III. 貸金業者調査の結果について	51
1. 貸金業者の貸付状況	51
2. 貸金業者の経営状況・課題	56
3. 貸金業の今後の見通し	59
4. 利息返還請求の実態	61
5. 貸金業者によるカウンセリングの実施内容について	63

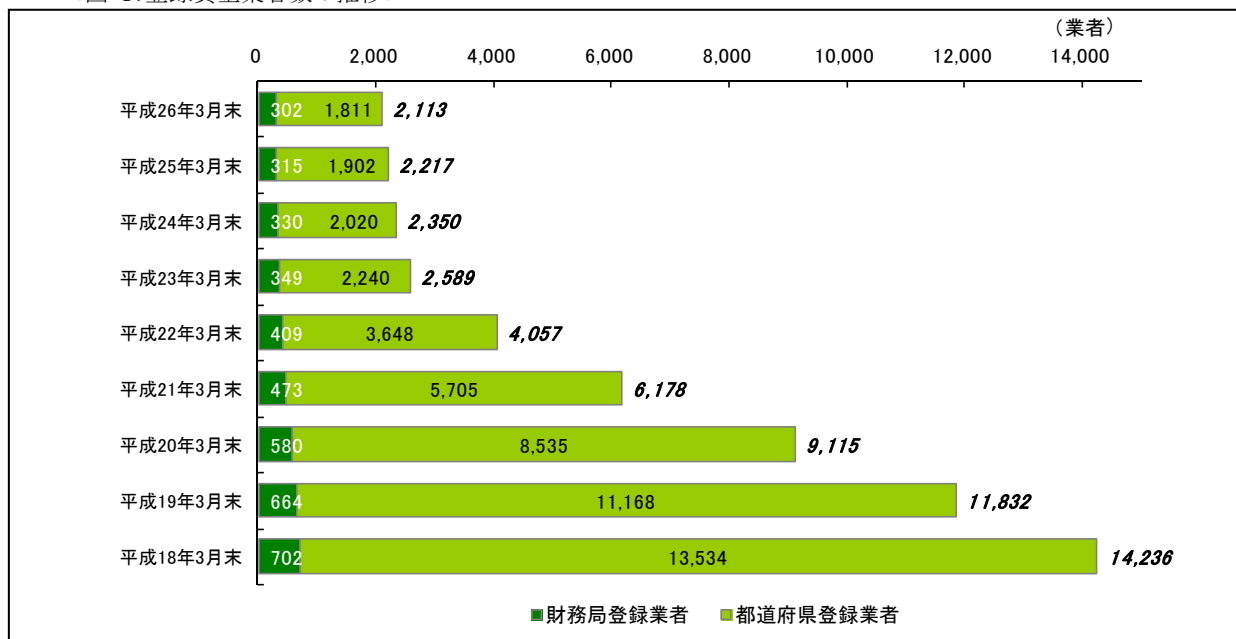
■ 調査結果

I. 貸金市場の状況(金融庁「貸金業関係資料集」より)

(1) 登録貸金業者数の推移

- 登録貸金業者数は平成18年3月から平成26年3月までの8年間に14,236業者から2,113業者へと、85.2%減少している。

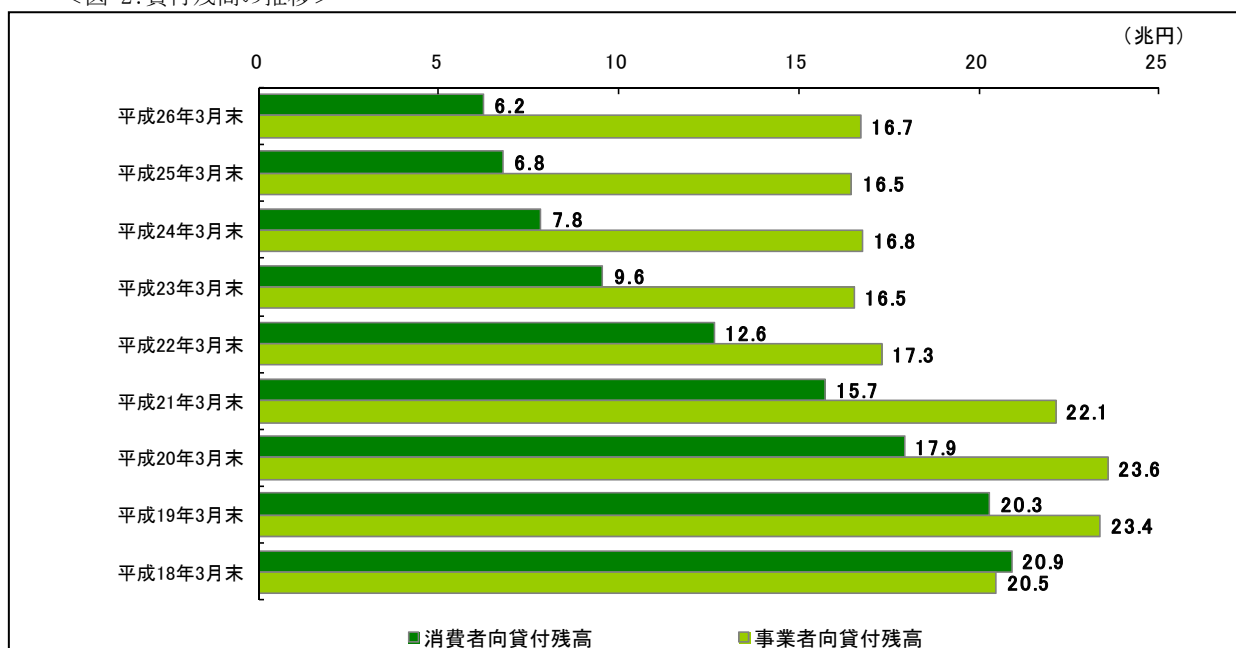
<図 1: 登録貸金業者数の推移>



(2) 貸金業者における貸付残高の推移

- 貸金業者の消費者向け貸付残高は、平成18年3月の20.9兆円から平成26年3月には6.2兆円へと70.3%の減少、同じく事業者向け貸付残高は、20.5兆円から16.7兆円へと18.5%減少している。

<図 2: 貸付残高の推移>



※ 事業者向貸付残高には、グループ会社間での貸付残高も含むことに留意が必要

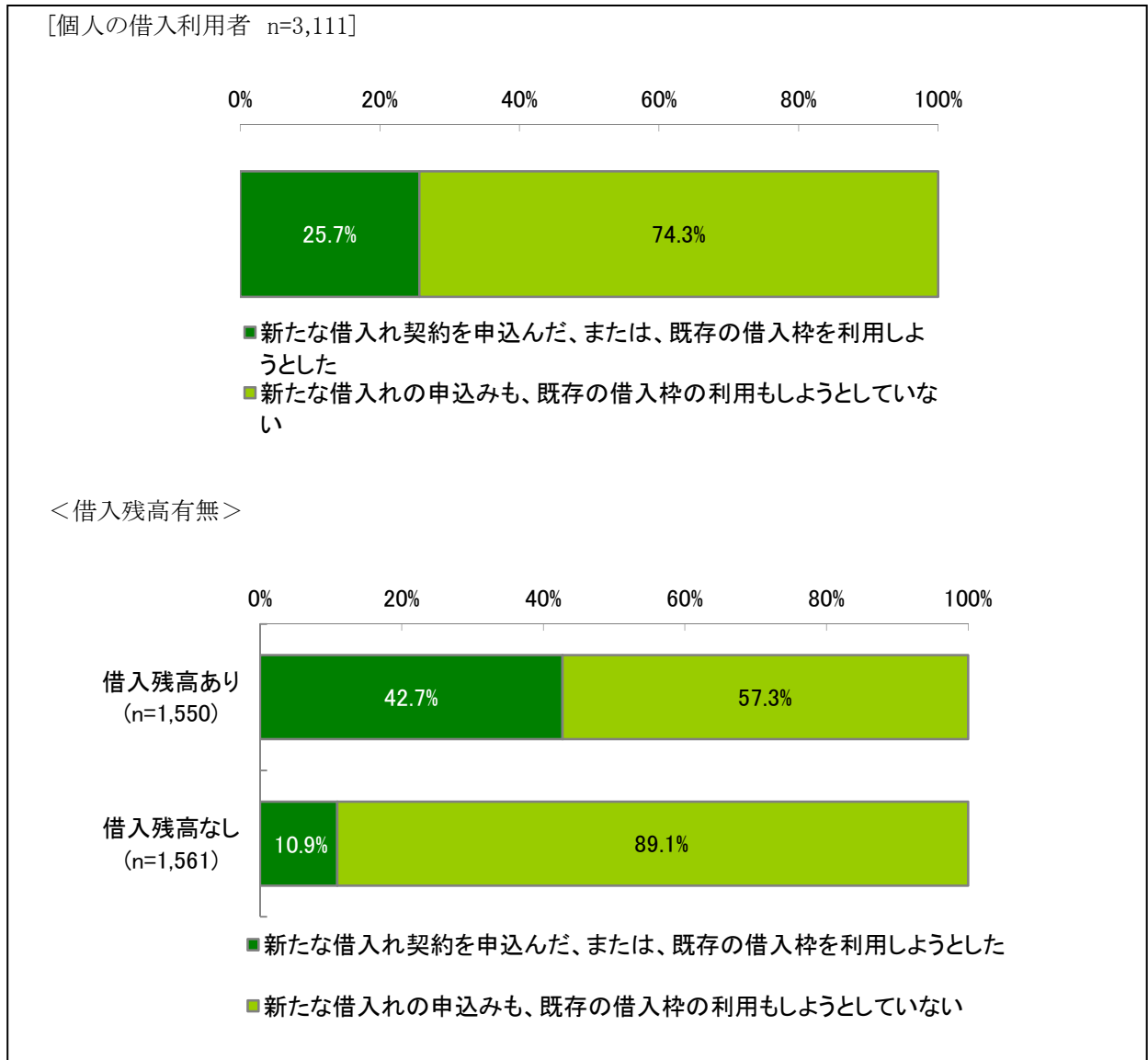
Ⅱ. 資金需要者調査の結果について

1. 資金需要者(個人)の借入状況

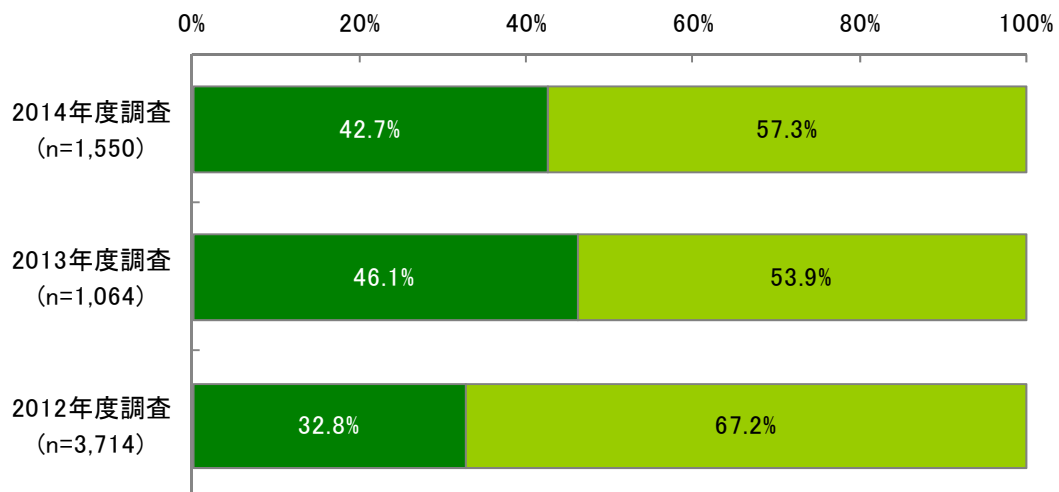
(1) 貸金業者への借入申込状況

- 個人の借入利用者に対して、改正貸金業法の完全施行日以降の借入申込状況について調査したところ、「新規申込みを行った、または既存の借入枠を利用しようとした」と回答した割合は25.7%、現在借入残高がある個人の借入利用者では42.7%となった。

<図 3:改正貸金業法の完全施行日以降の借入申し込み状況>



<経年比較(借入残高あり)>

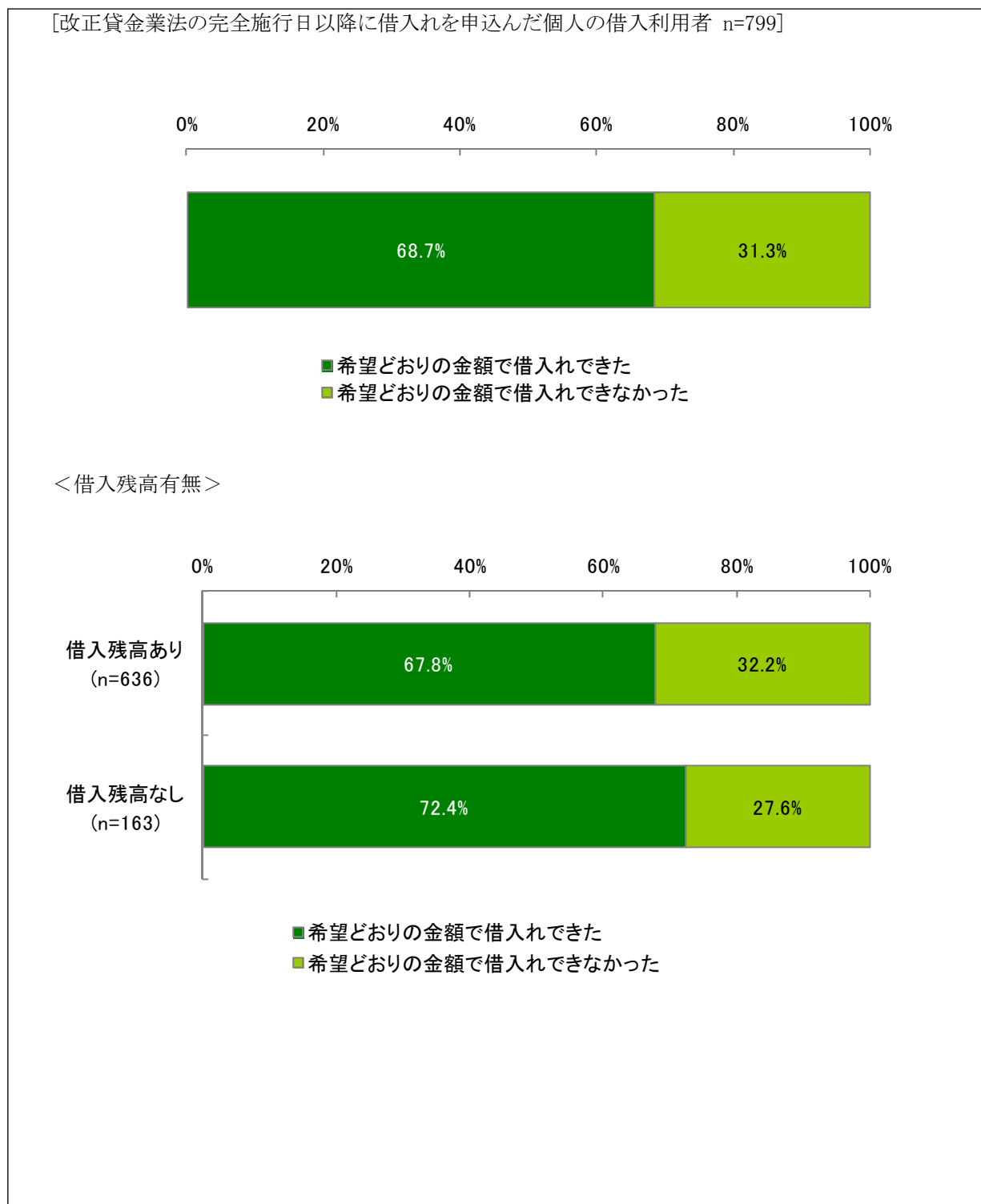


- 新たな借入れ契約を申込んだ、または、既存の借入枠を利用しようとした
- 新たな借入れの申込みも、既存の借入枠の利用もしようとしていない

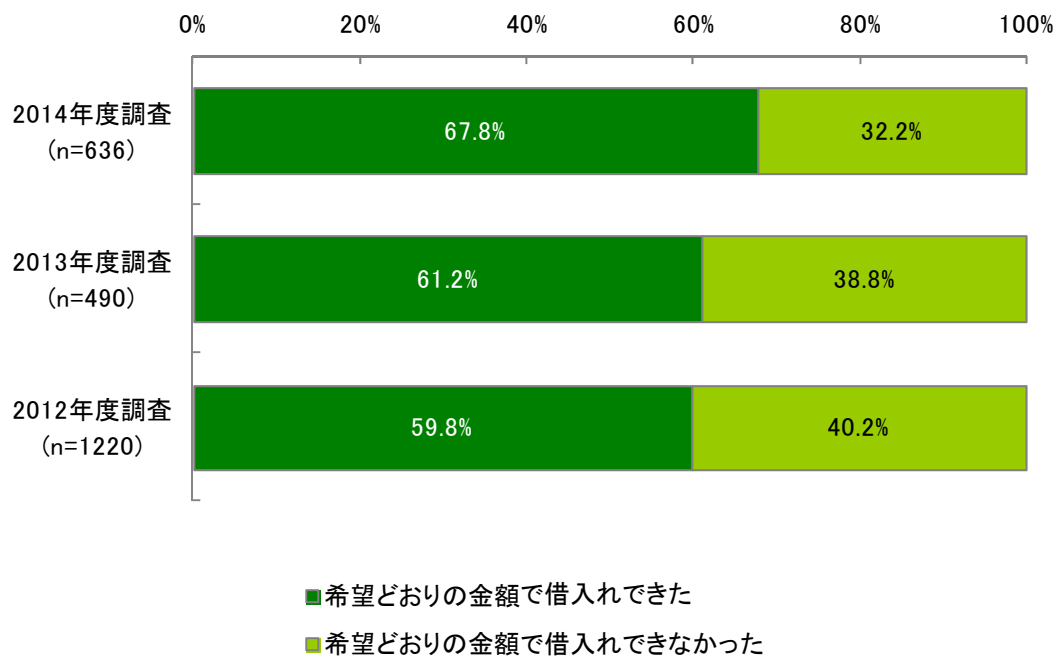
(2) 貸金業者への借入申込結果

- 改正貸金業法の完全施行日以降に借入れを申し込んだ個人の借入利用者のうち、希望どおりの借入れができたと回答した割合は 68.7%、借入残高ありでは 67.8%(昨年度から 6.6 ポイント上昇、一昨年度から 8.0 ポイント上昇)と過去三ヵ年上昇傾向となっている。

<図 4: 希望通りの借入れ可否>



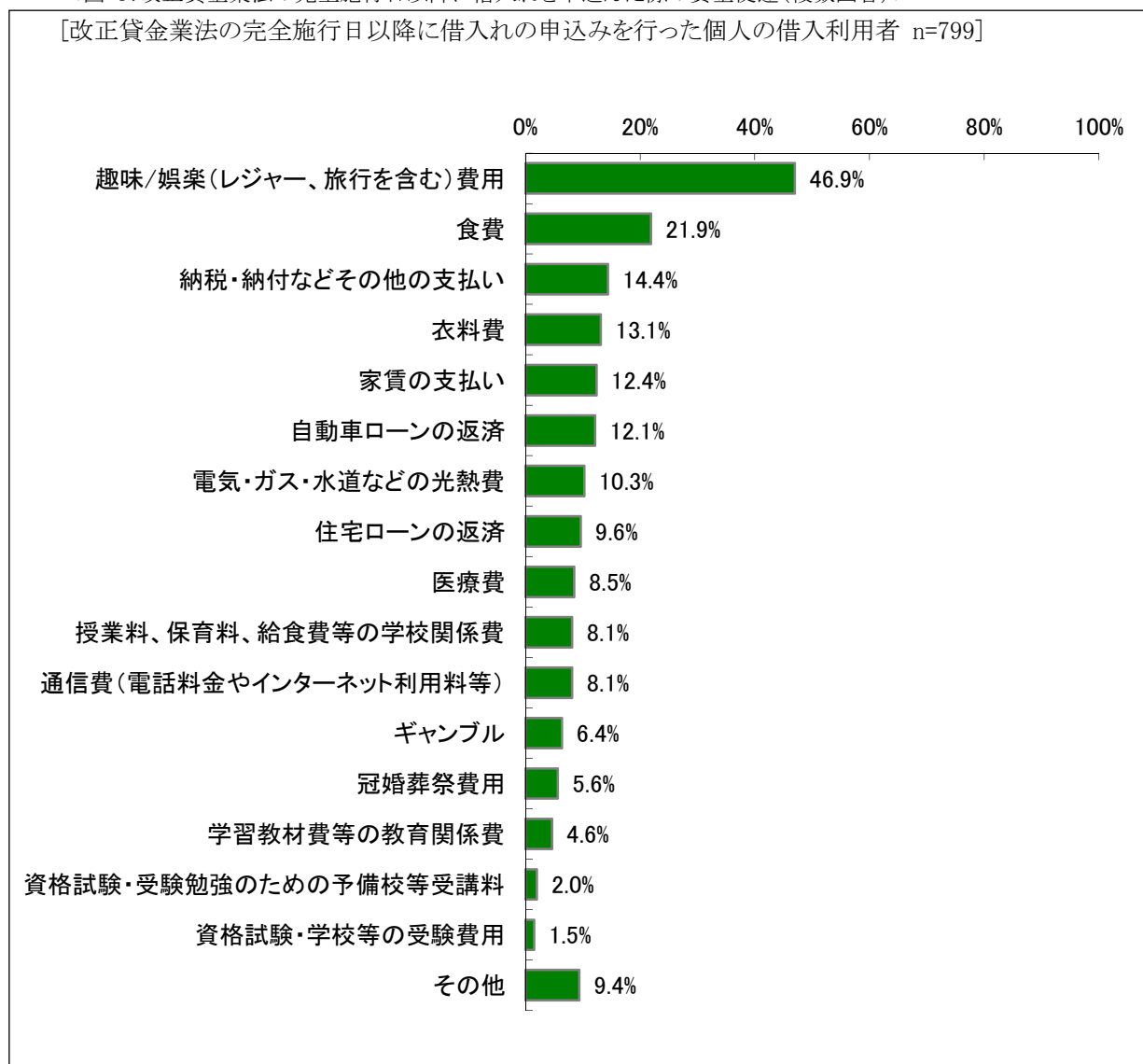
<経年比較(借入残高あり)>



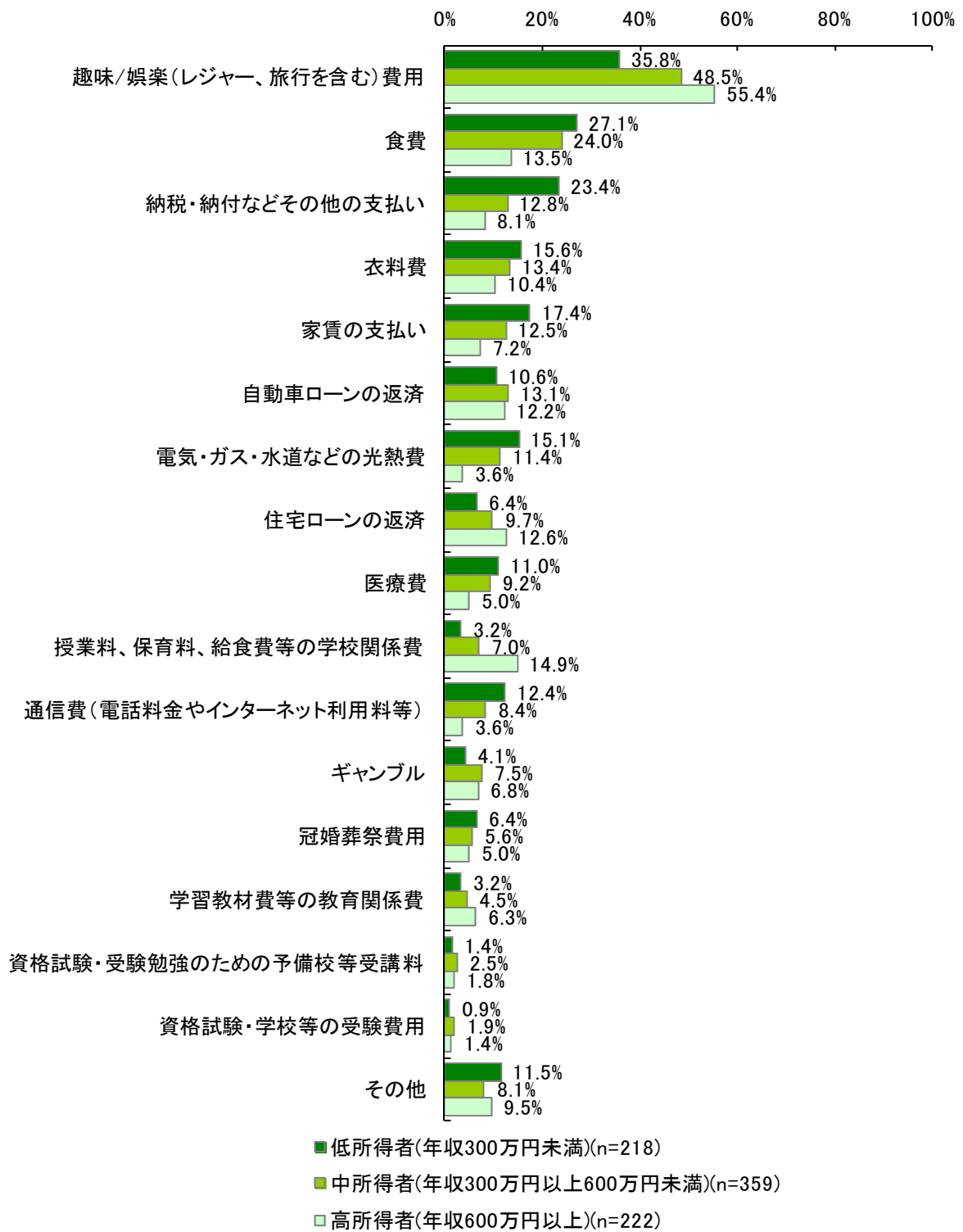
(3) 借入れの申込みを行った際の資金使途

- 改正貸金業法の完全施行日以降に借入れを申込んだ際の資金使途について調査したところ、「趣味／娯楽(レジャー、旅行を含む)費用」と回答した割合が46.9%(昨年度から2.2ポイント低下、一昨年度から2.0ポイント上昇)と最も高く、次いで「食費」が21.9%となっている。
- 年収別で見ると、「趣味／娯楽(レジャー、旅行を含む)費用」と回答した割合は、低所得者層、中所得者層、高所得者層それぞれ35.8%、48.5%、55.4%と、年収が低いほどその割合が低い傾向にある一方で、「食費」と回答した割合は、27.1%、24.0%、13.5%と、年収が低いほどその割合が高い傾向となっている。

<図 5:改正貸金業法の完全施行日以降に借入れを申込んだ際の資金使途(複数回答)>



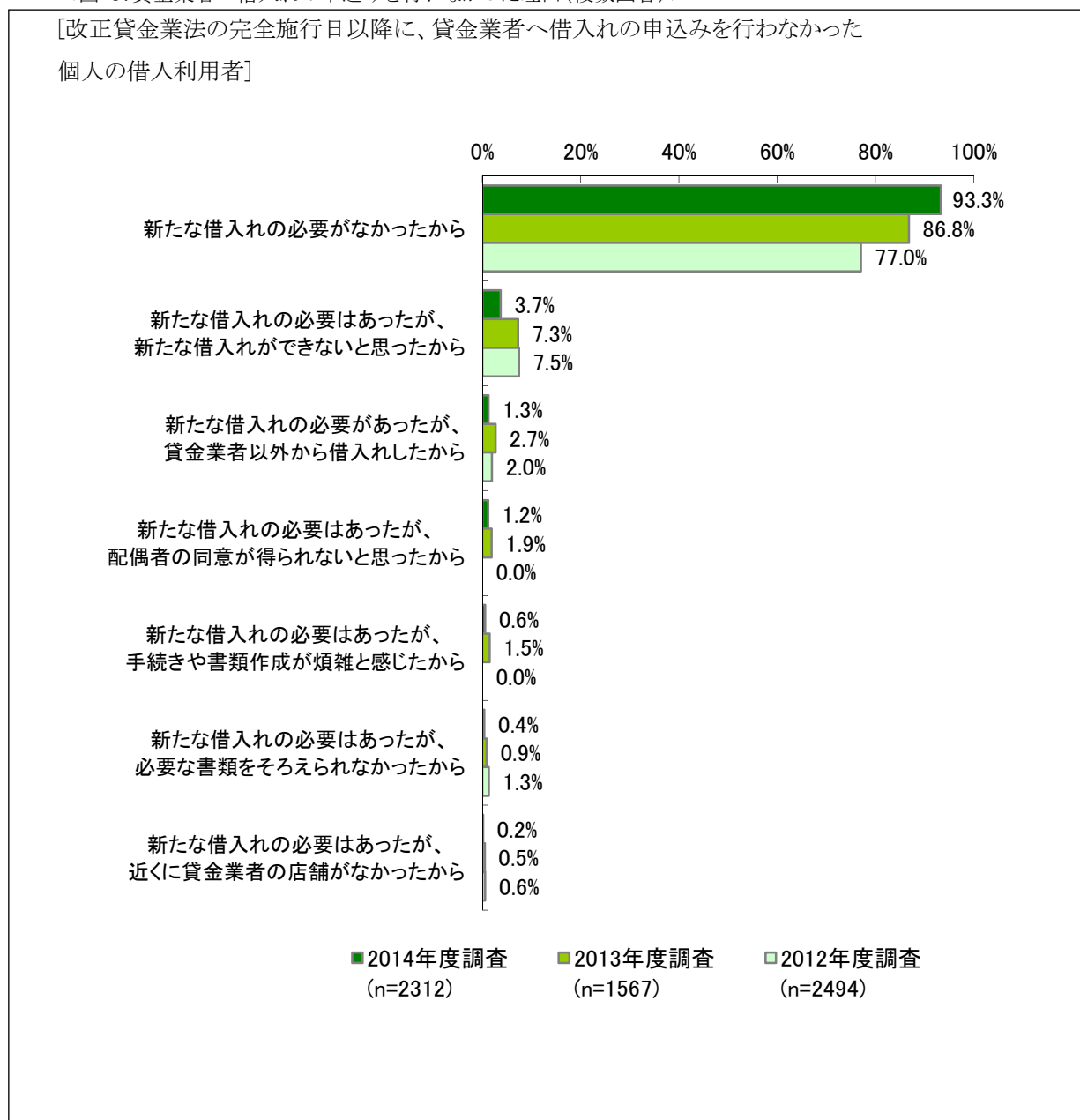
<年収別>



(4) 貸金業者に借入れの申込みを行わなかった理由

- 改正貸金業法の完全施行日以降に、貸金業者へ借入れの申込みを行わなかった個人の借入利用者に対して、その理由について調査したところ、「新たな借入れの必要がなかったから」と回答した割合が93.3%（昨年度から6.5ポイント上昇、一昨年度から16.3ポイント上昇）と最も高く過去三年上昇傾向にあり、「新たな借入れができないと思ったから」が3.7%、「貸金業者以外から借入れしたから」が1.3%と続いている。

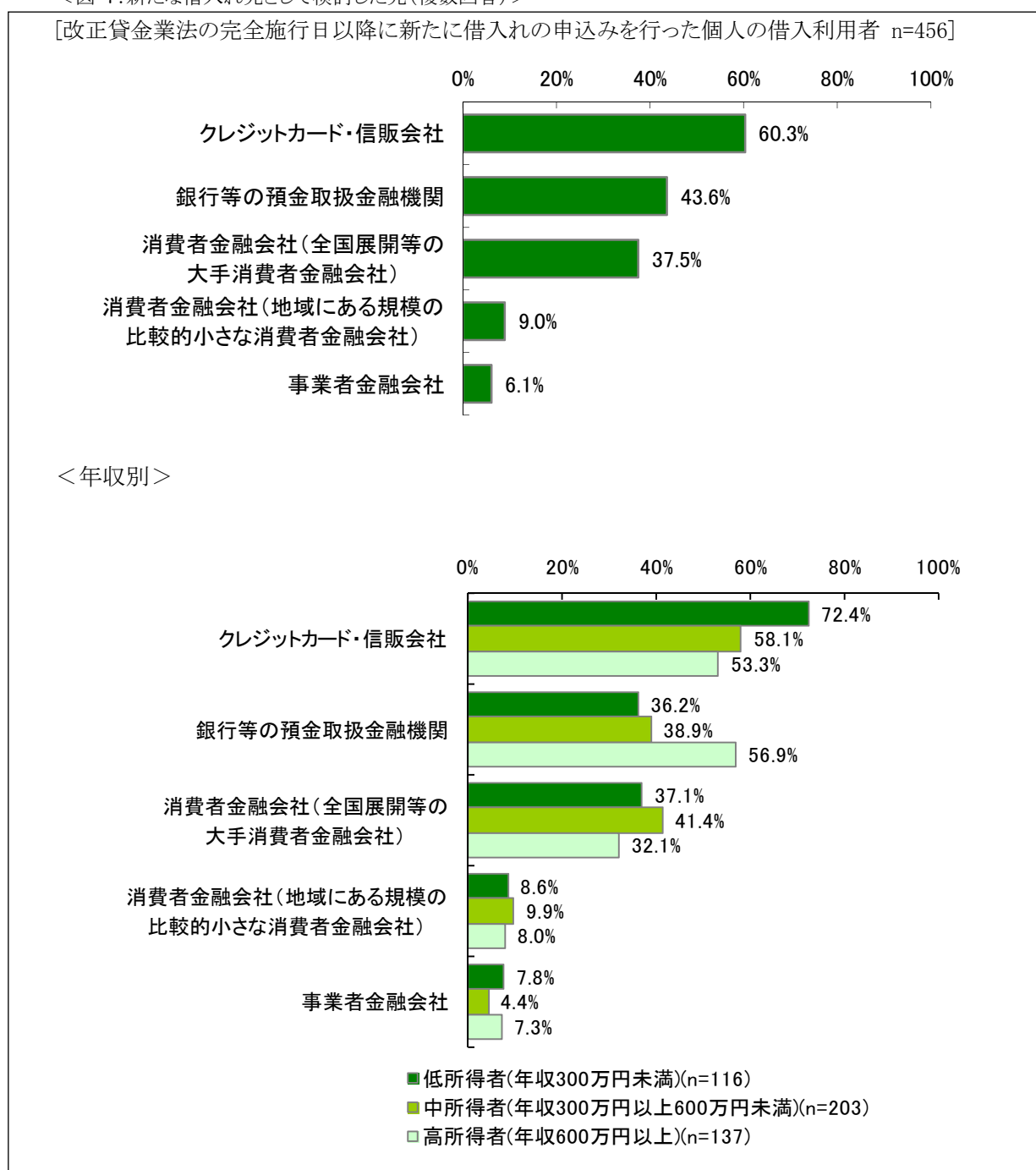
<図 6: 貸金業者へ借入れの申込みを行わなかった理由(複数回答)>



(5) 新たな借入先として検討した先

- 改正貸金業法の完全施行日以降に新たに借入れの申込みを行った個人の借入利用者に対して、新たな借入先として検討した先について調査したところ、「クレジットカード・信販会社」が60.3%と最も高く、「銀行等の預金取扱金融機関」が43.6%、「消費者金融会社(全国展開等の大手消費者金融会社)」が37.5%と続いている。
- 年収別でみると、低所得者層と中所得者層では「クレジットカード・信販会社」がそれぞれ72.4%、58.1%、高所得者層では「銀行等の預金取扱金融機関」が56.9%と最も高い結果となった。

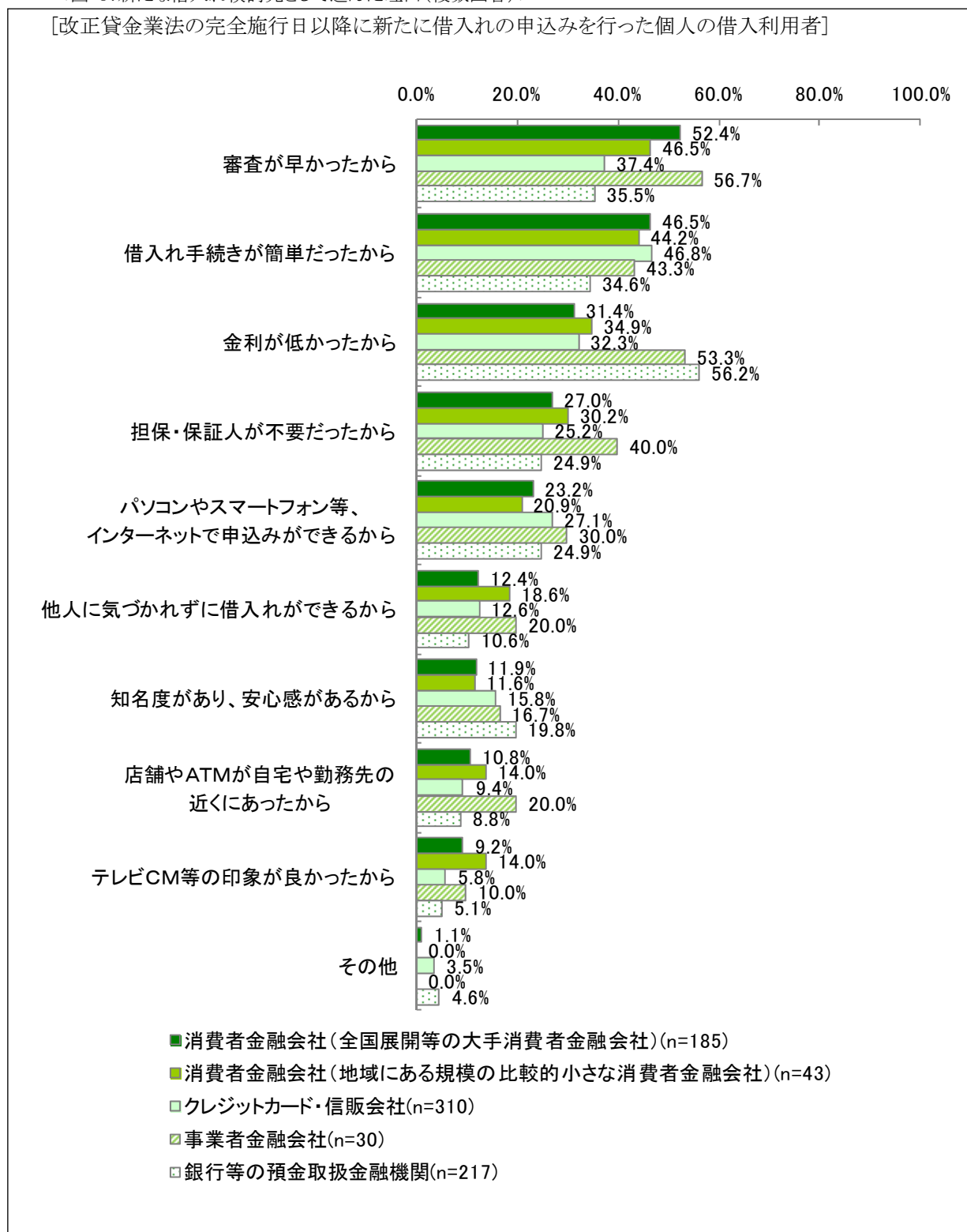
<図 7: 新たな借入れ先として検討した先(複数回答)>



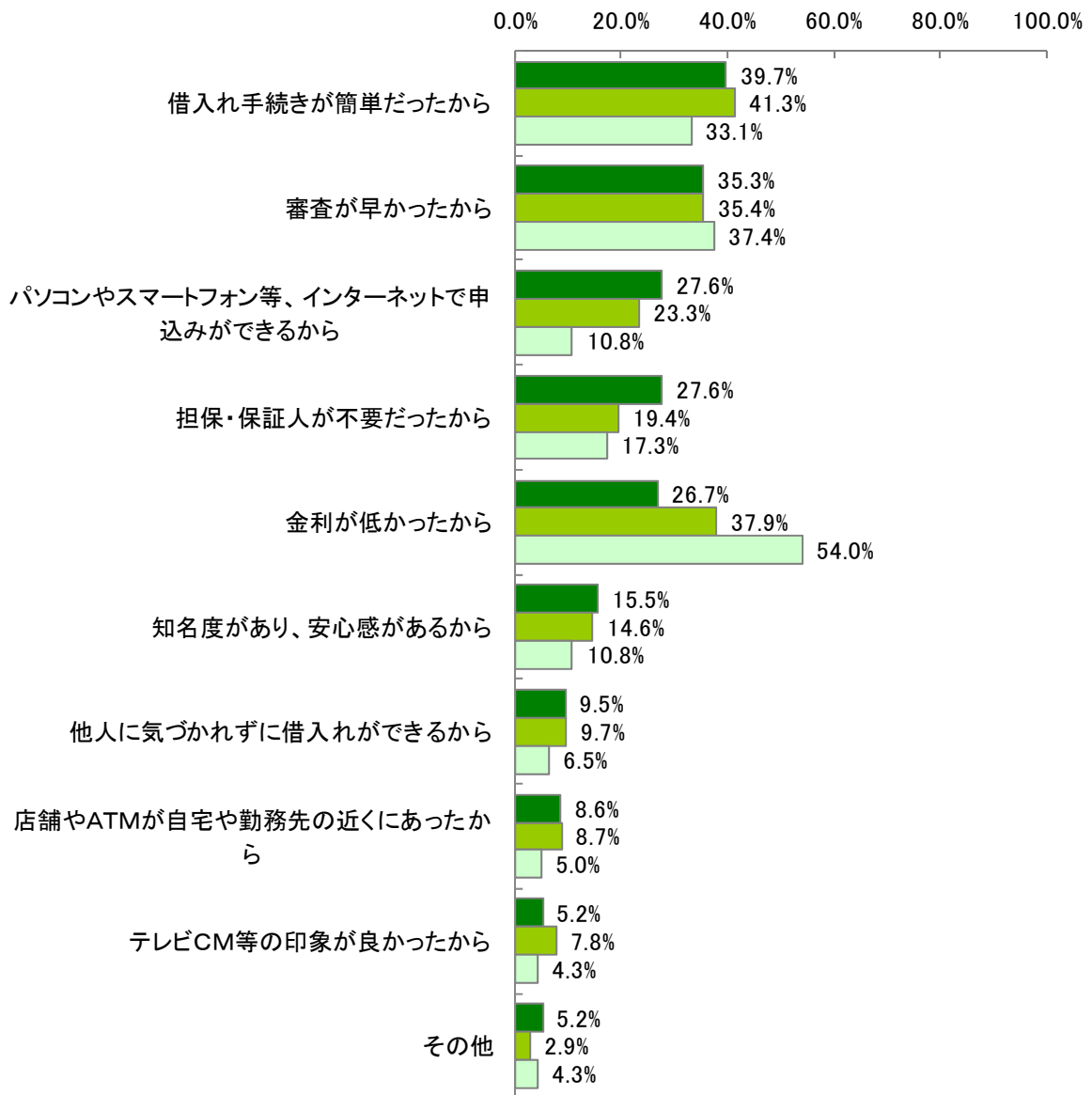
(6) 新たな借入れ検討先として選んだ理由

- 改正貸金業法の完全施行日以降に新たに借入れの申込みを行った個人の借入利用者に対して、新たな借入れ検討先として選んだ理由について調査したところ、消費者金融会社(大手)と消費者金融会社(地域小規模)の場合では「審査が早かったから」がそれぞれ 52.4%、46.5%、クレジットカード・信販会社の場合では「借入れ手続きが簡単だったから」が 46.8%、銀行等の預金取扱金融機関では「金利が低かったから」が 56.2%と最も高い結果となった。

<図 8:新たな借入れ検討先として選んだ理由(複数回答)>



<年収別>



■ 低所得者(年収300万円未満)(n=116)

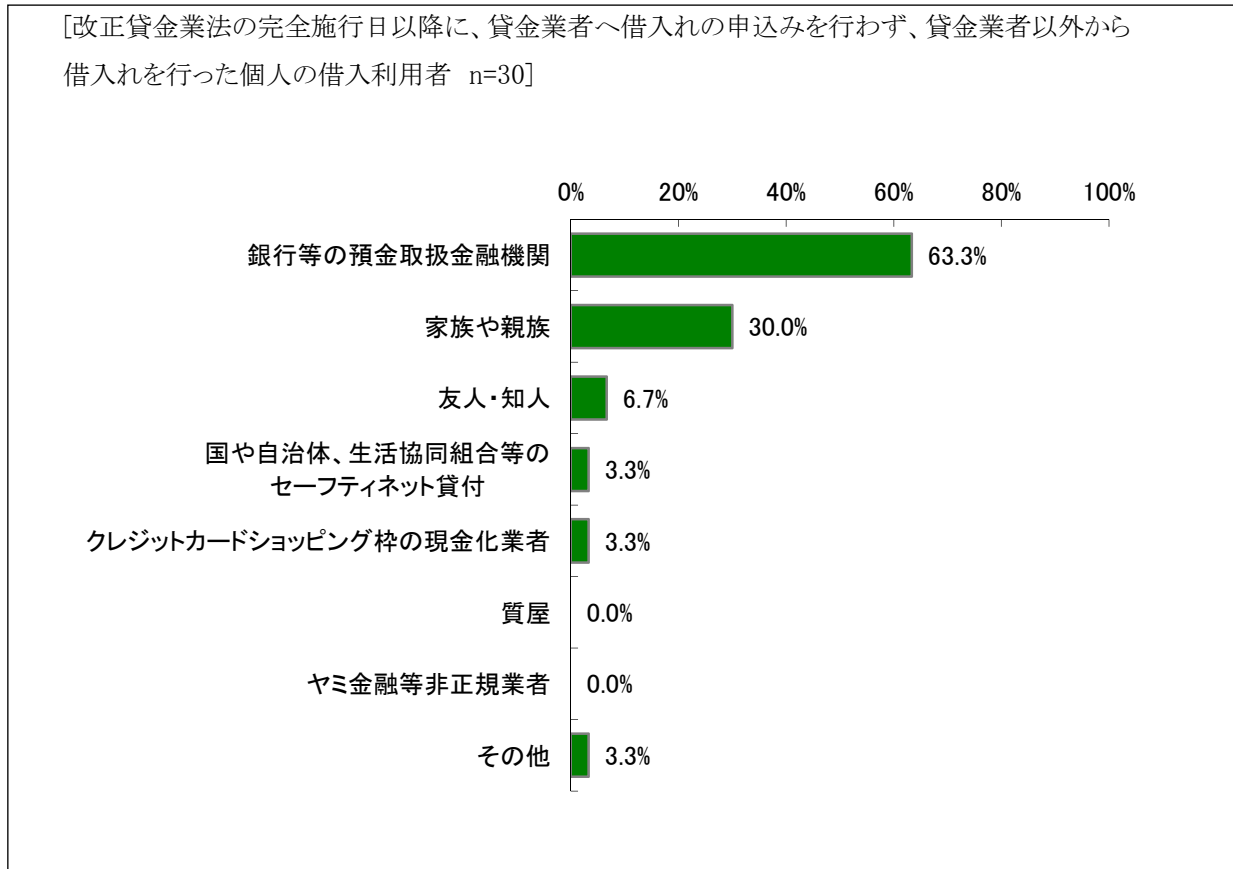
■ 中所得者(年収300万円以上600万円未満)(n=206)

□ 高所得者(年収600万円以上)(n=139)

(7) 貸金業者以外からの借入先

- 改正貸金業法の完全施行日以降に、貸金業者へ借入れの申込みを行わなかった個人の借入利用者のうち、貸金業者以外から借入れを行った際の借入先について調査したところ、「銀行等の預金取扱金融機関」と回答した割合が63.3%と最も高く、次いで「家族や親族」が30.0%（昨年度から5.7ポイント低下、一昨年度から3.5ポイント上昇）となった。

<図 9: 貸金業者以外からの借入先(複数回答)>

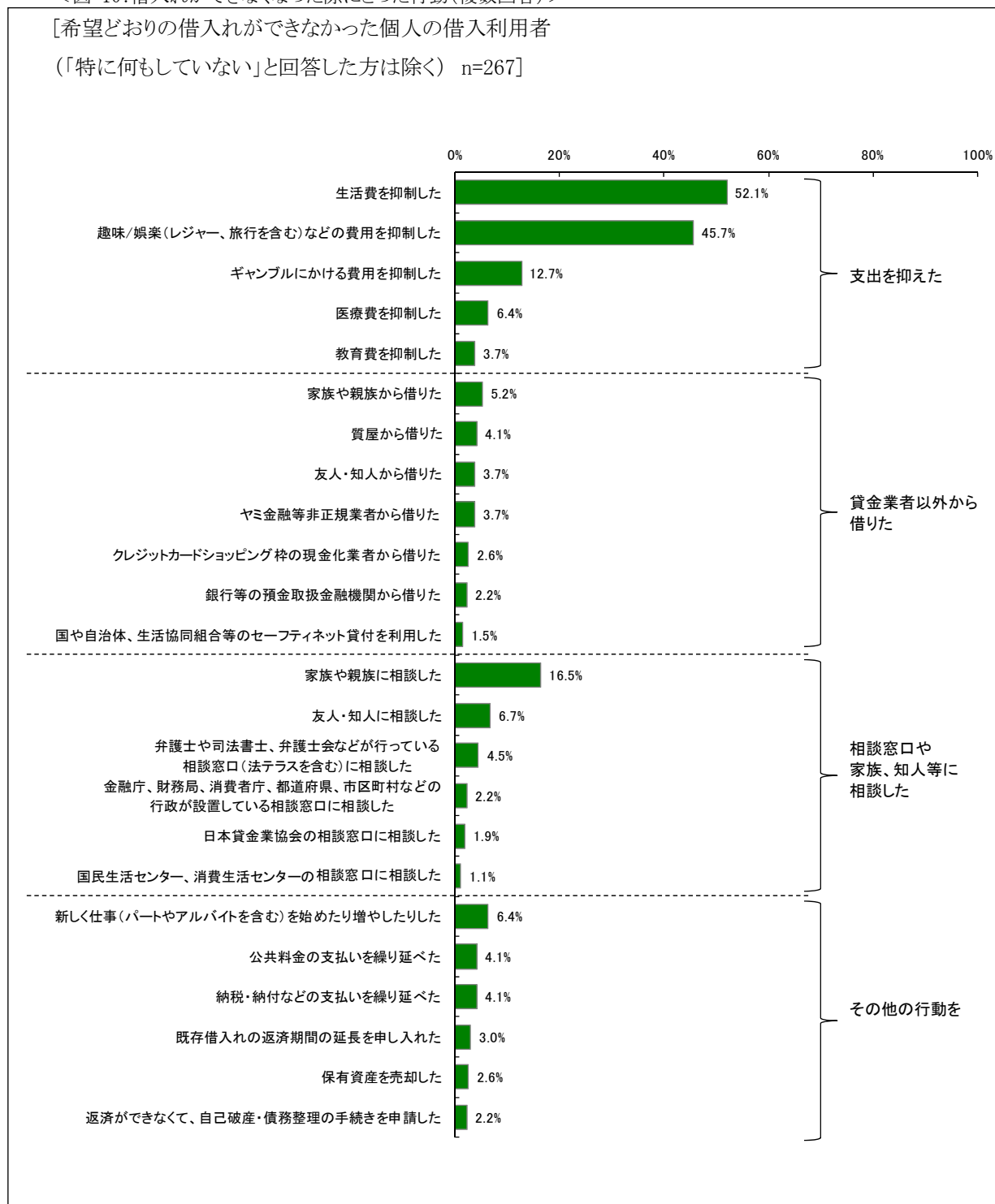


(8) 希望どおりの借入れができなかった際の行動

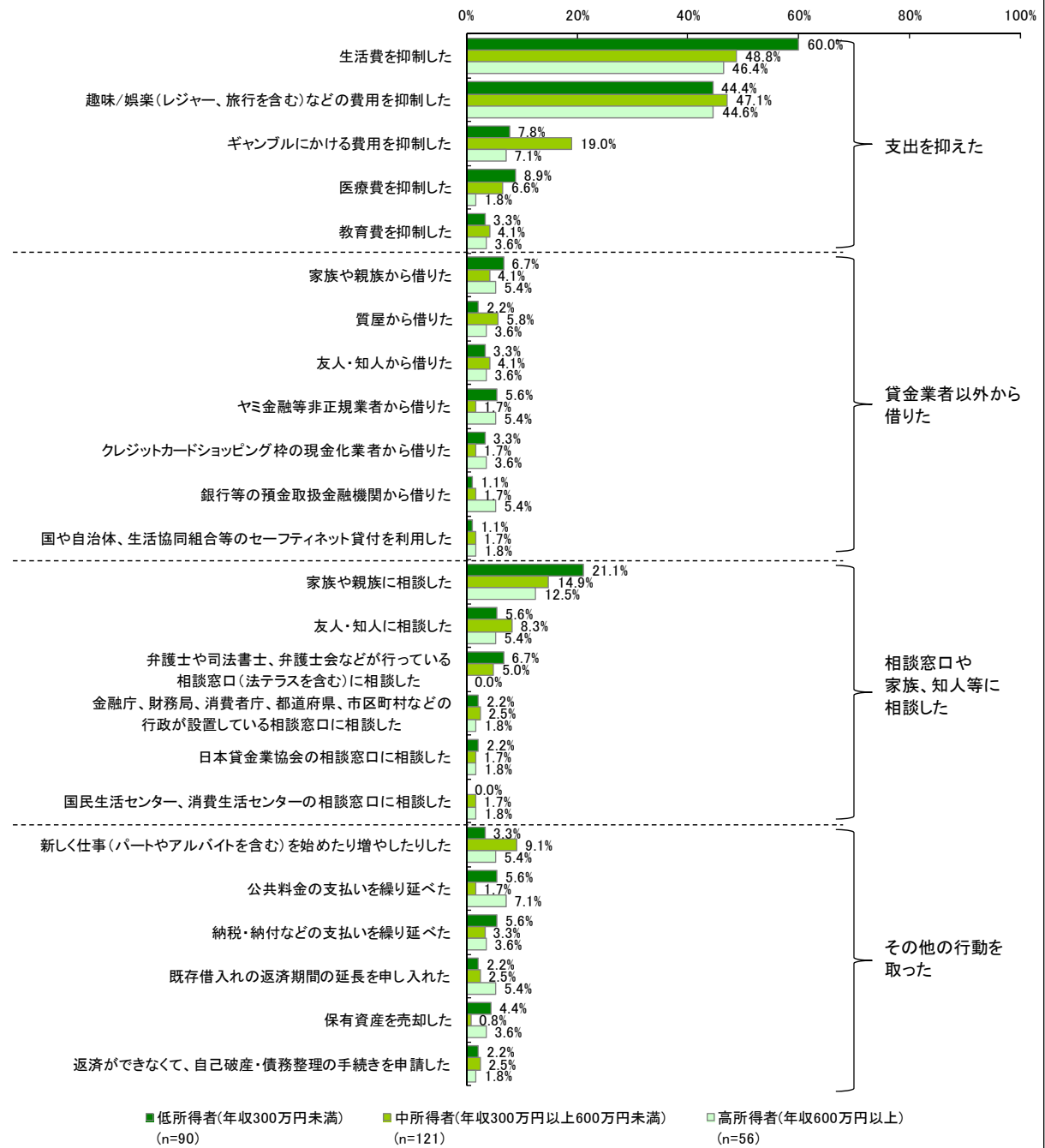
- 貸金業者から希望どおりの借入れができなかった個人の借入利用者に対して、借入れができなかった際の行動について調査したところ、生活費(52.1%)や趣味・娯楽費(45.7%)の抑制で対応している結果となった。
- 年収別で見ると、「生活費を抑制した」と回答した割合は低所得者層、中所得者層、高所得者層でそれぞれ60.0%、48.8%、46.4%と、年収が低いほどその割合が高い傾向となっている。

<図 10: 借入れができなくなった際にとった行動(複数回答)>

[希望どおりの借入れができなかった個人の借入利用者
(「特に何もしていない」と回答した方は除く) n=267]



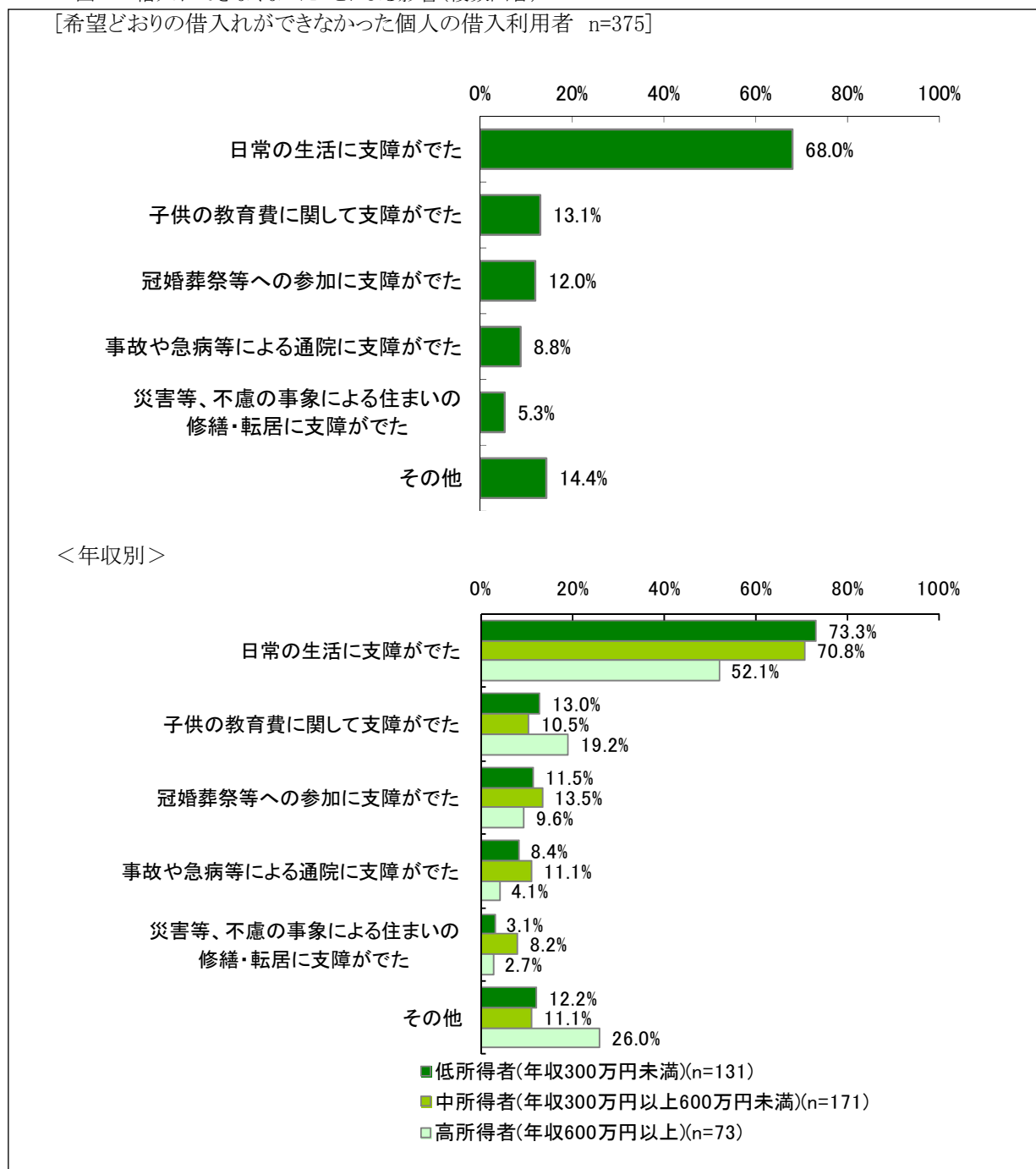
<年収別>



(9) 希望どおりの借入れができなかったことによる影響

- 希望どおりの借入れができなかった個人の借入利用者に対して、その影響について調査したところ、68.0%が日常生活に支障がでたと回答している。
- 年収別でみると、日常生活に支障がでたと回答した割合は、低所得者層、中所得者層、高所得者層でそれぞれ73.3%、70.8%、52.1%と、年収が低いほどその割合が高い傾向となっている。

<図 11:借入れできなくなったことによる影響(複数回答)>

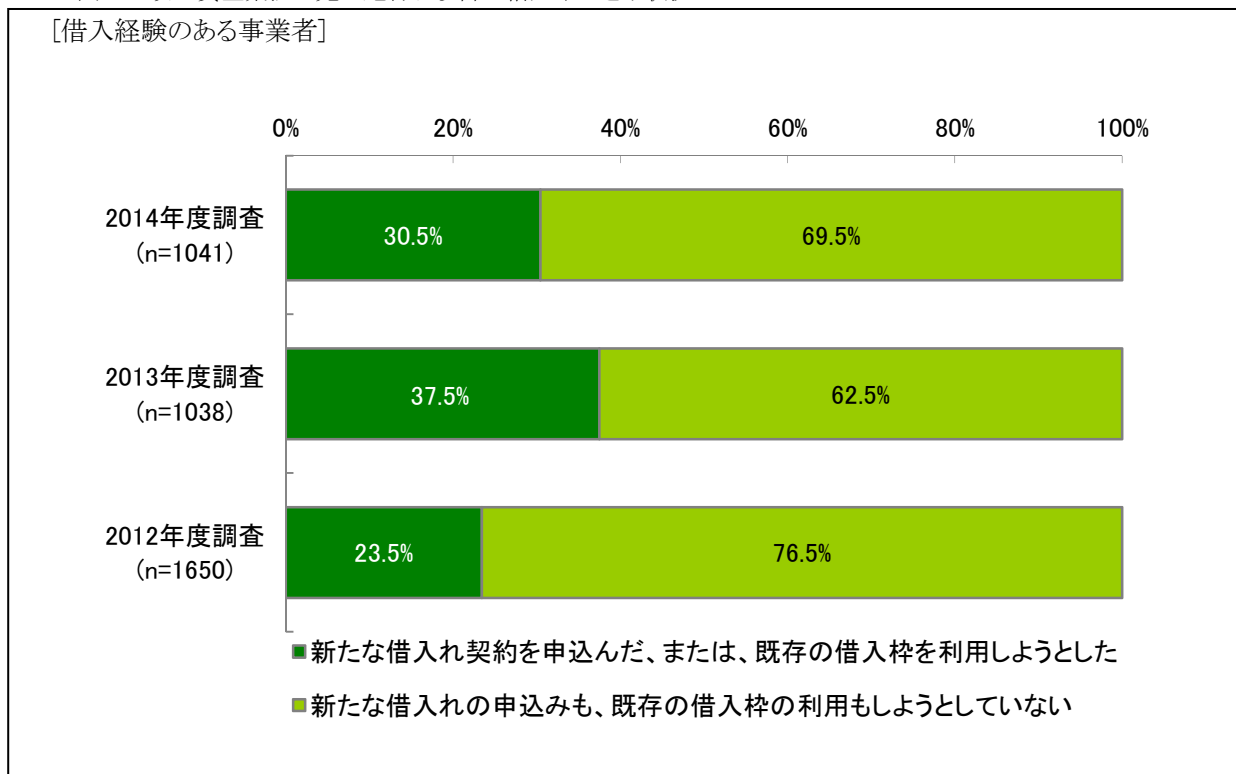


2. 資金需要者(事業者)の借入状況

(1) 貸金業者への借入申込状況

- 借入経験のある事業者に対して、改正貸金業法の完全施行日以降の借入申込状況について調査したところ、「新規申込みを行った、または既存の借入枠を利用しようとした」と回答した割合は30.5%、「新たな借入れの申し込みも、既存の借入枠の利用もしようとしていない」と回答した割合は69.5%となった。

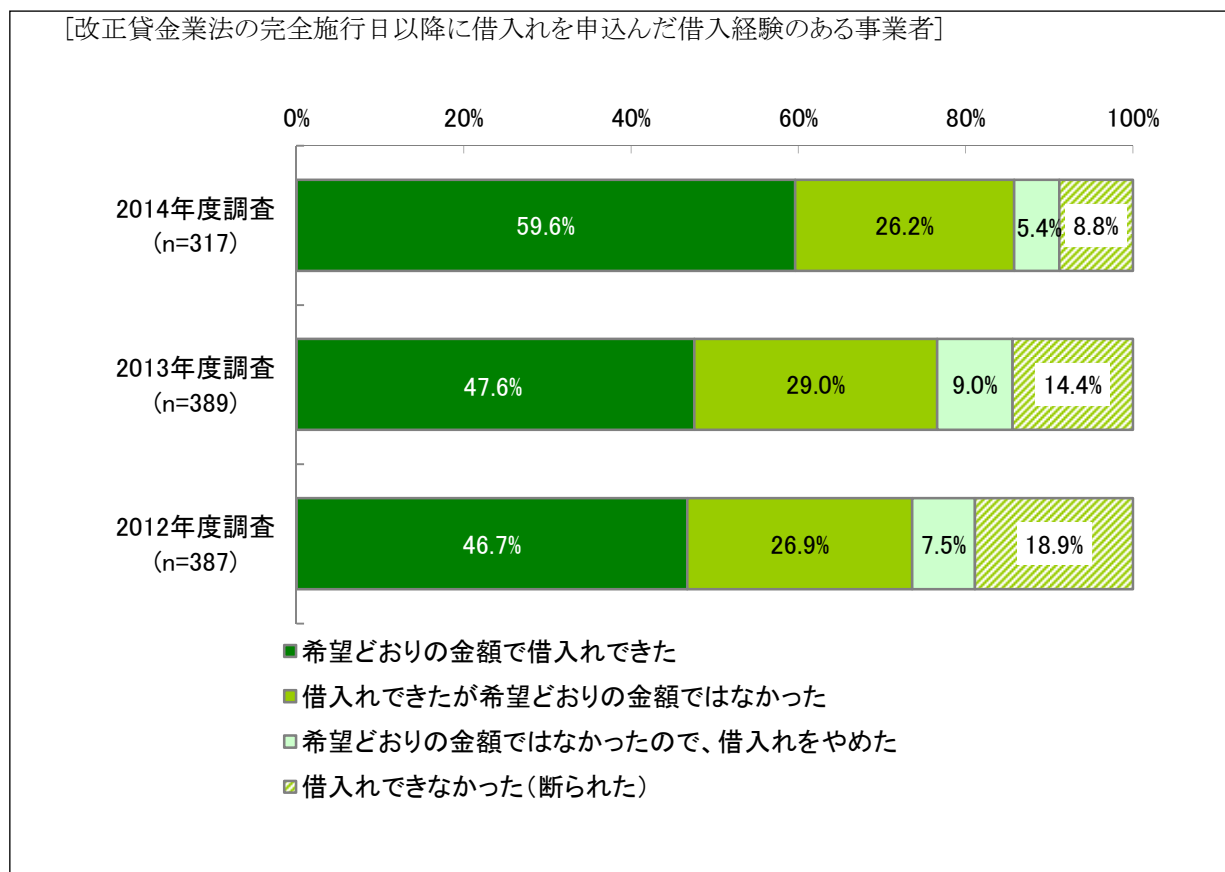
<図 12:改正貸金業法の完全施行日以降の借入申し込み状況>



(2) 貸金業者への借入申込結果

- 改正貸金業法の完全施行日以降に借入れを申し込んだ借入経験のある事業者のうち、希望どおりの借入れができたと回答した割合が59.6% (昨年度から12.0ポイント上昇、一昨年度から12.9ポイント上昇)と過去三ヵ年上昇傾向となっている。

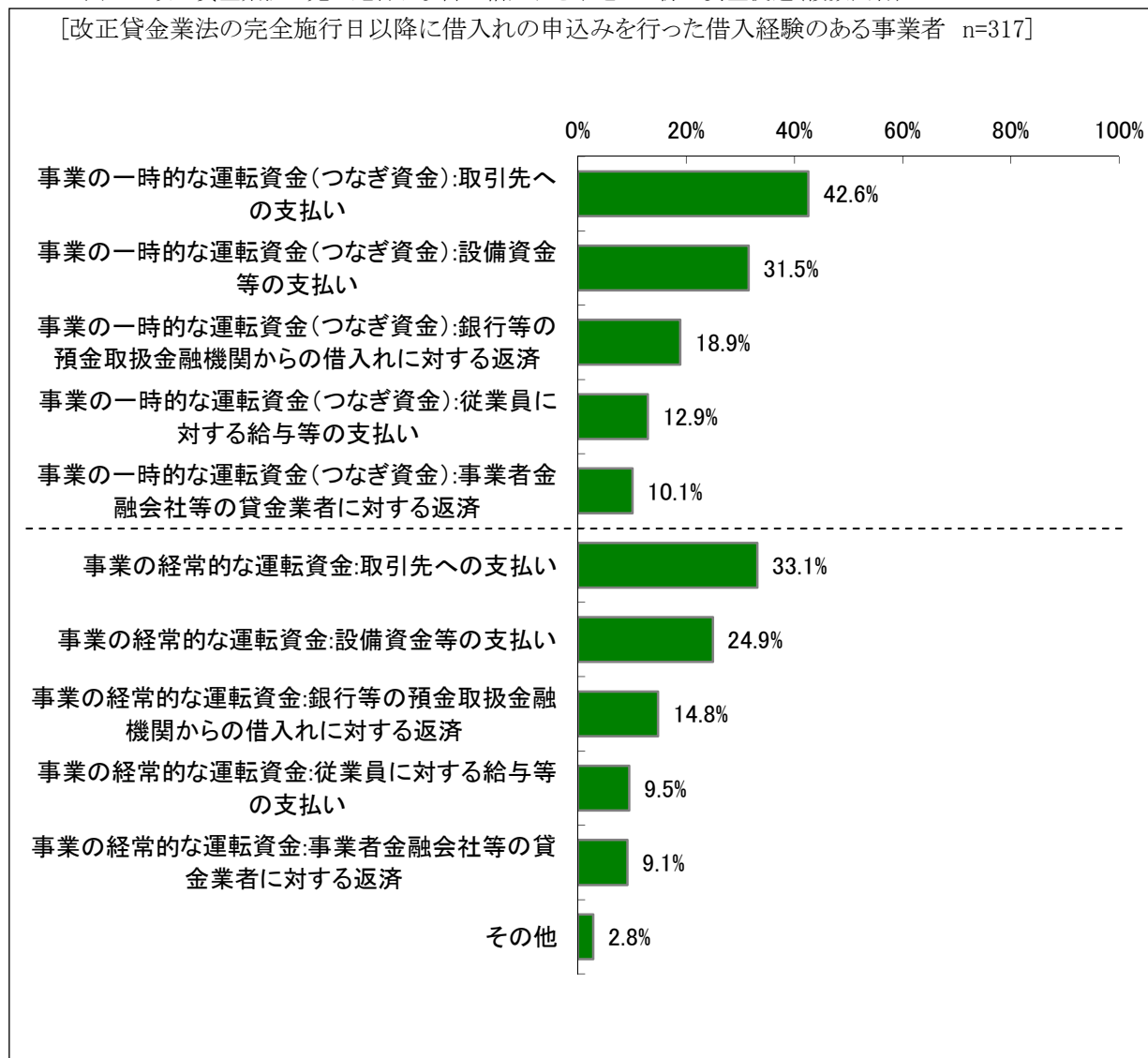
<図 13: 希望通りの借入れ可否>



(3) 借入れの申込みを行った際の資金使途

- 改正貸金業法の完全施行日以降に借入れの申込みを行った際の資金使途について調査したところ、「取引先への支払い(事業の一時的な運転資金)」と回答した割合が42.6%と最も高い結果となっている。

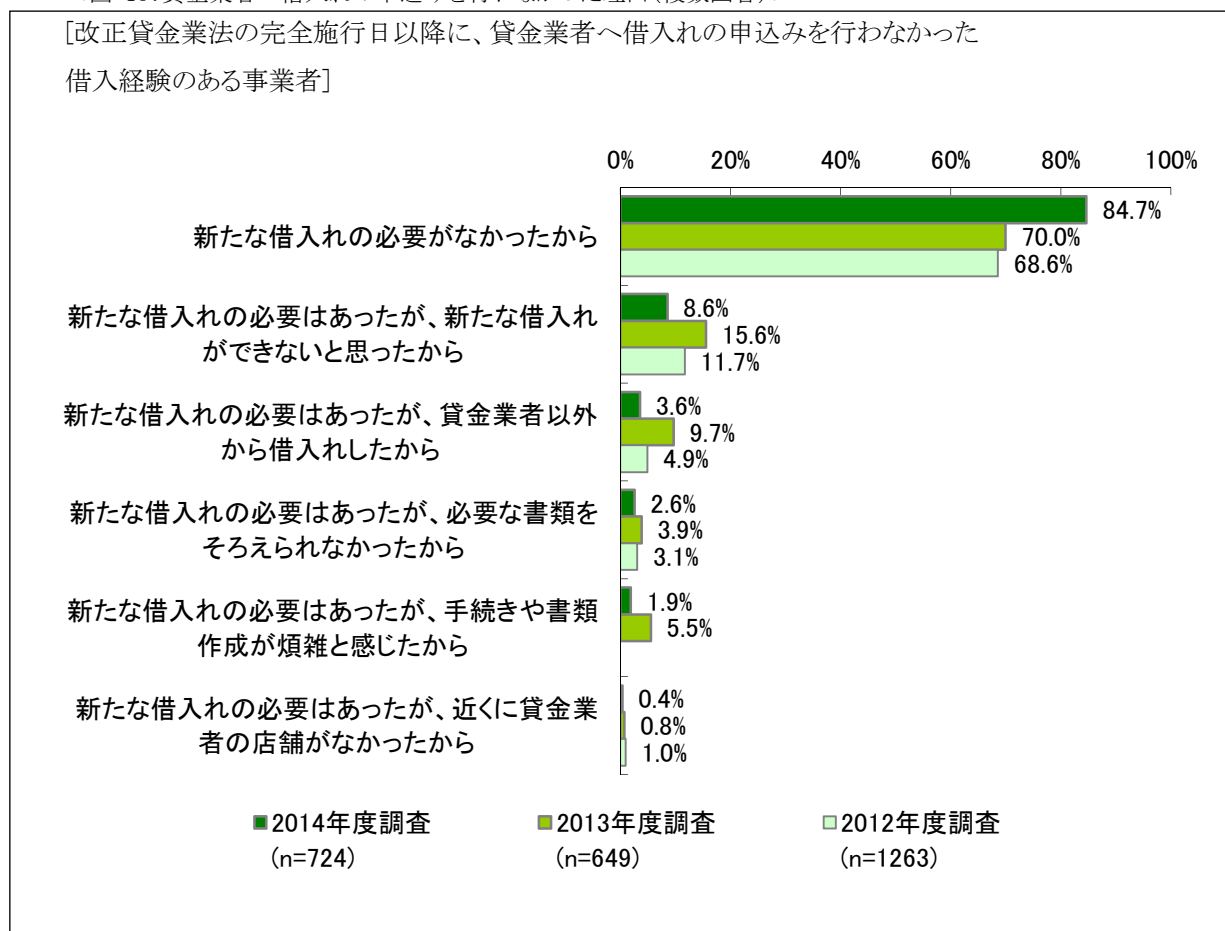
<図 14:改正貸金業法の完全施行日以降に借入れを申し込んだ際の資金使途(複数回答)>



(4) 貸金業者に借入れの申込みを行わなかった理由

- 改正貸金業法の完全施行日以降に、貸金業者へ借入れの申込みを行わなかった借入経験のある事業者に対して、その理由について調査したところ、「新たな借入れの必要がなかったから」と回答した割合が84.7%（昨年度から14.7ポイント上昇、一昨年度から16.1ポイント上昇）と最も高く、「新たな借入れができないと思ったから」が8.6%、「貸金業者以外から借入れしたから」が3.6%と続いている。

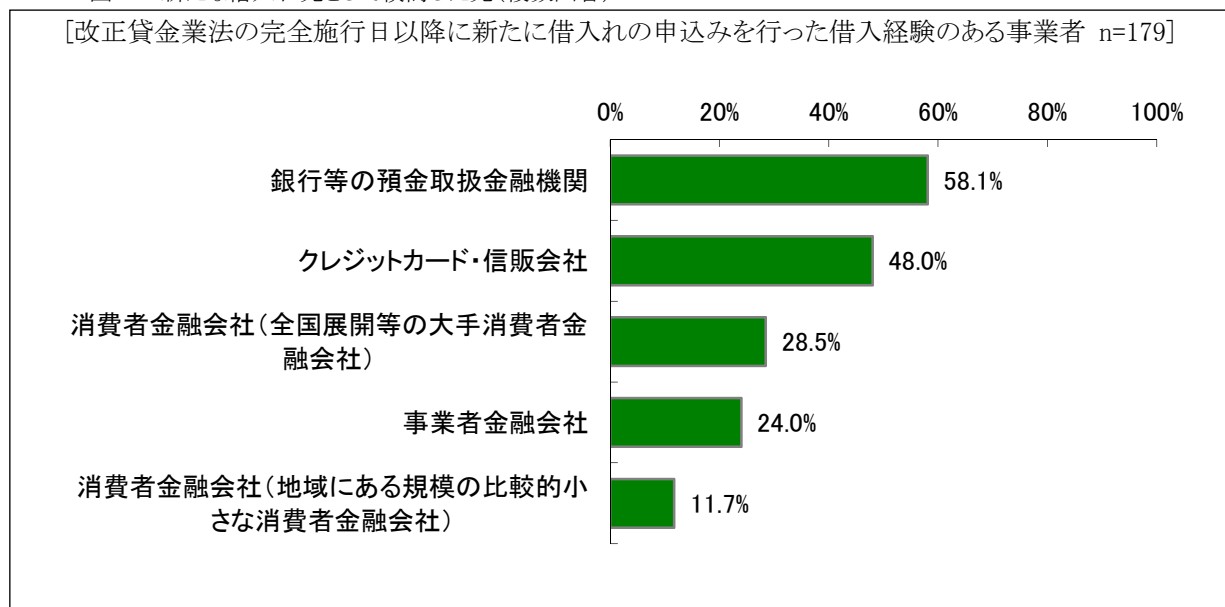
<図 15: 貸金業者へ借入れの申込みを行わなかった理由(複数回答)>



(5) 新たな借入先として検討した先

- 改正貸金業法の完全施行日以降に新たに借入れの申込みを行った借入経験のある事業者に対して、新たな借入先として検討した先について調査したところ、「銀行等の預金取扱金融機関」が58.1%と最も高く、「クレジットカード・信販会社」が48.0%、「消費者金融会社(全国展開等の大手消費者金融会社)」が28.5%と続いている。

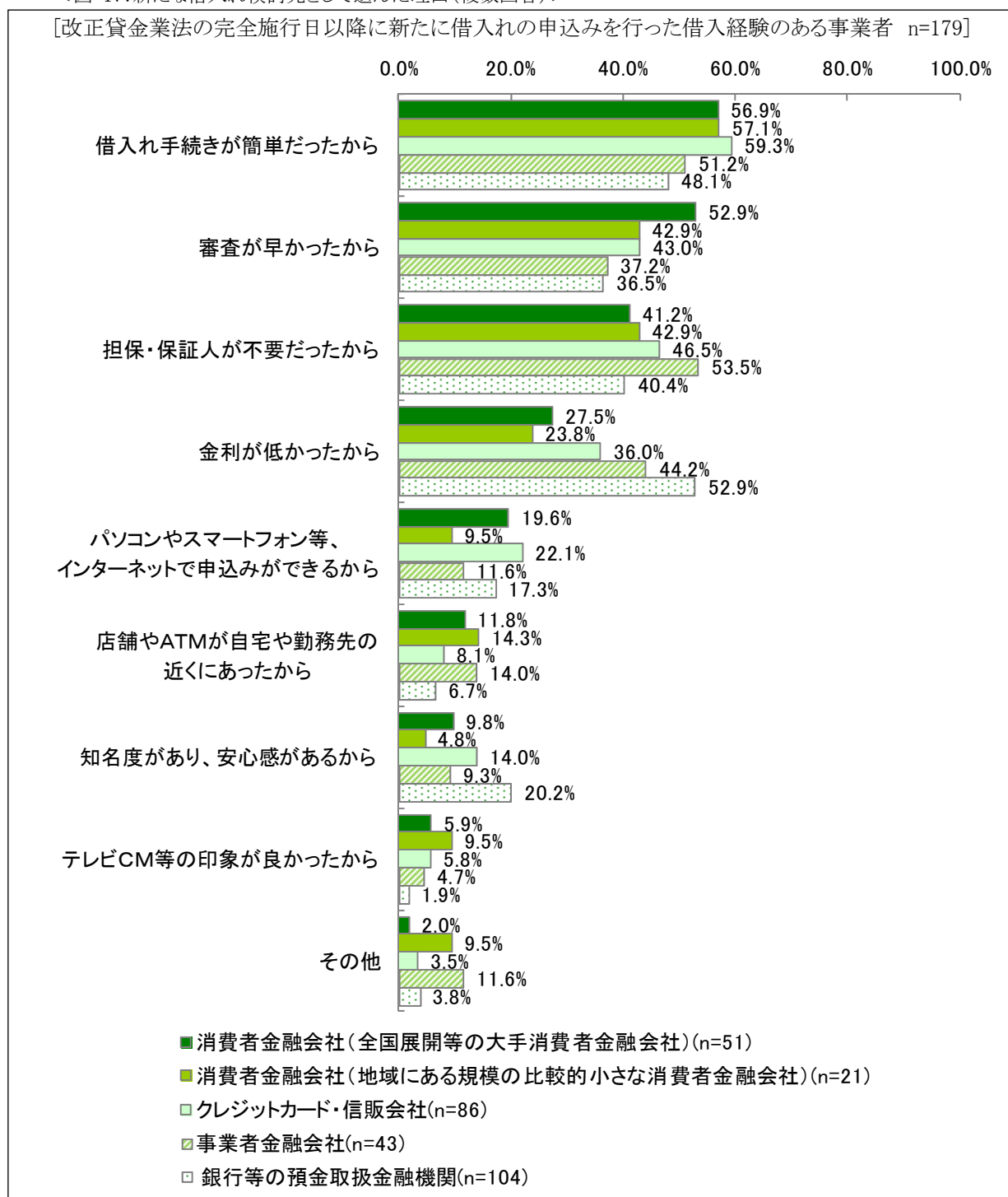
<図 16: 新たな借入れ先として検討した先(複数回答)>



(6) 新たな借入れ検討先として選んだ理由

- 改正貸金業法の完全施行日以降に新たに借入れの申込みを行った借入経験のある事業者に対して、新たな借入れ検討先として選んだ理由について調査したところ、消費者金融会社(大手)、消費者金融会社(地域小規模)、クレジットカード・信販会社では「借入れ手続きが簡単だったから」がそれぞれ 56.9%、57.1%、59.3%と最も高く、事業者金融会社の場合では「担保・保証人が不要だったから」が 53.5%、銀行等の預金取扱金融機関では「金利が低かったから」が 52.9%と最も高い結果となった。

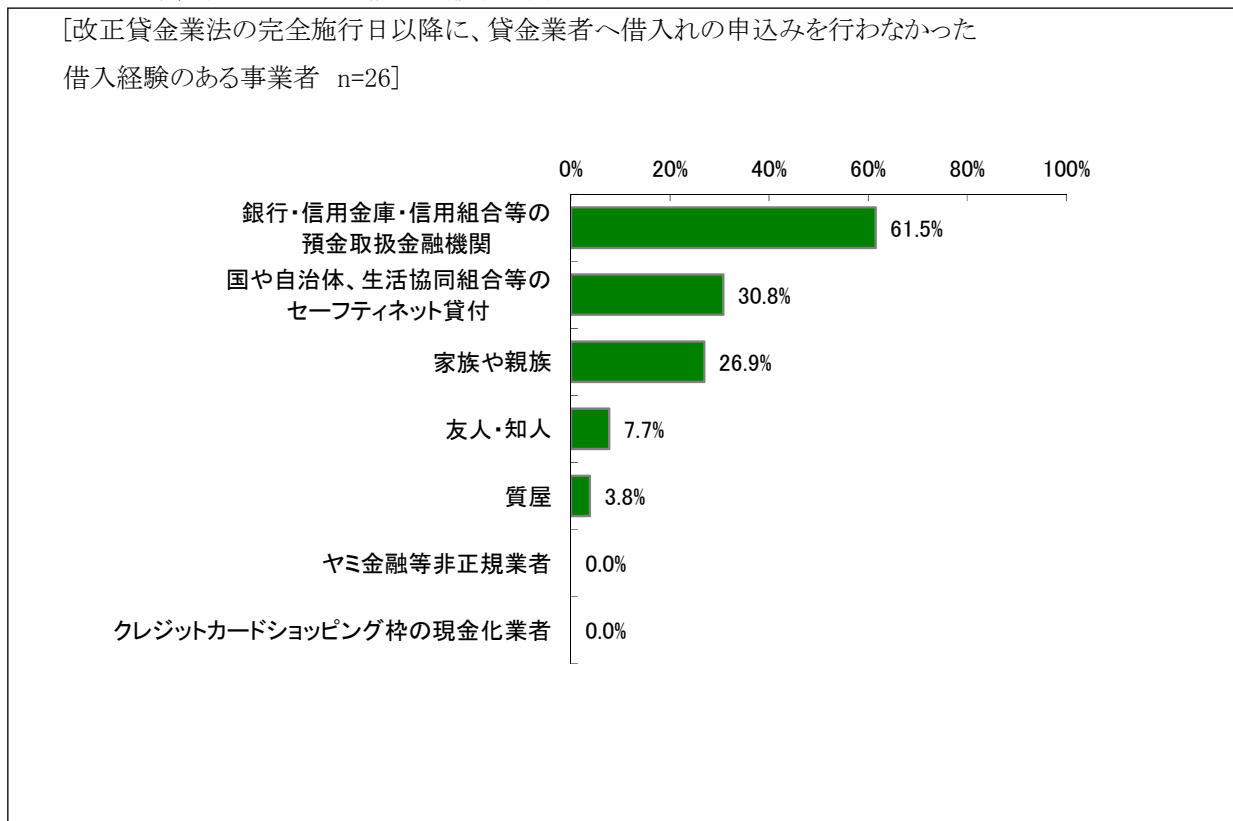
<図 17: 新たな借入れ検討先として選んだ理由(複数回答)>



(7) 貸金業者以外からの借入先

- 改正貸金業法の完全施行日以降に、貸金業者へ借入れの申込みを行わなかった借入経験のある事業者のうち、貸金業者以外から借入れを行った際の借入先について調査したところ、「銀行等の預金取扱金融機関」と回答した割合が61.5%と最も高く、「国や自治体、生活協同組合等のセーフティネット貸付」が30.8%、「家族や親族」が26.9%と続いている。

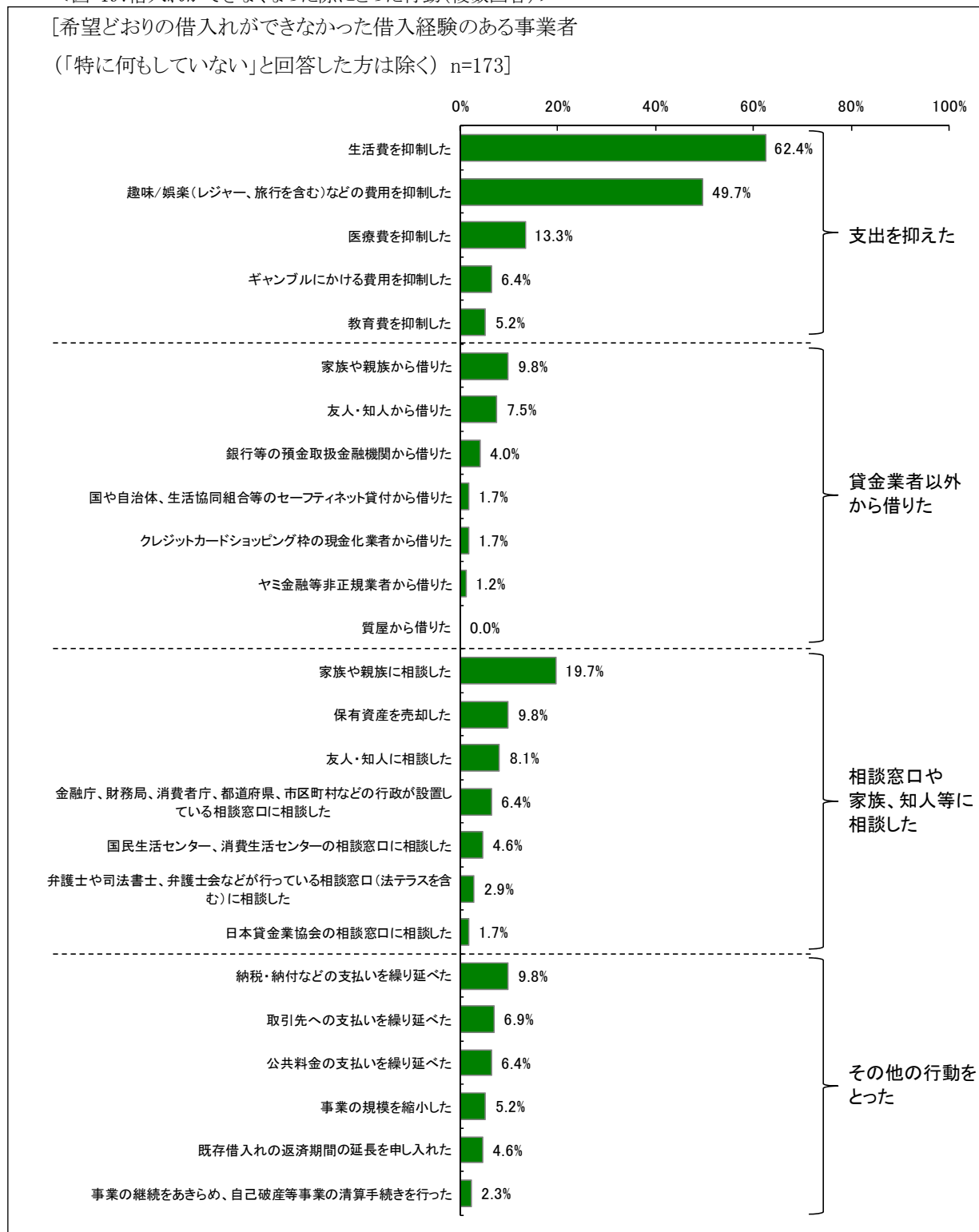
<図 18: 貸金業者以外からの借入先(複数回答)>



(8) 希望どおりの借入れができなかった際の行動

- 貸金業者から希望どおりの借入れができなかった借入経験のある事業者に対して、借入れができなかった際の行動について調査したところ、生活費(62.4%)や趣味・娯楽費(49.7%)の抑制で対応している一方、家族や親族から借りた(9.8%)等の貸金業者以外からの借入れでも対応している結果となった。

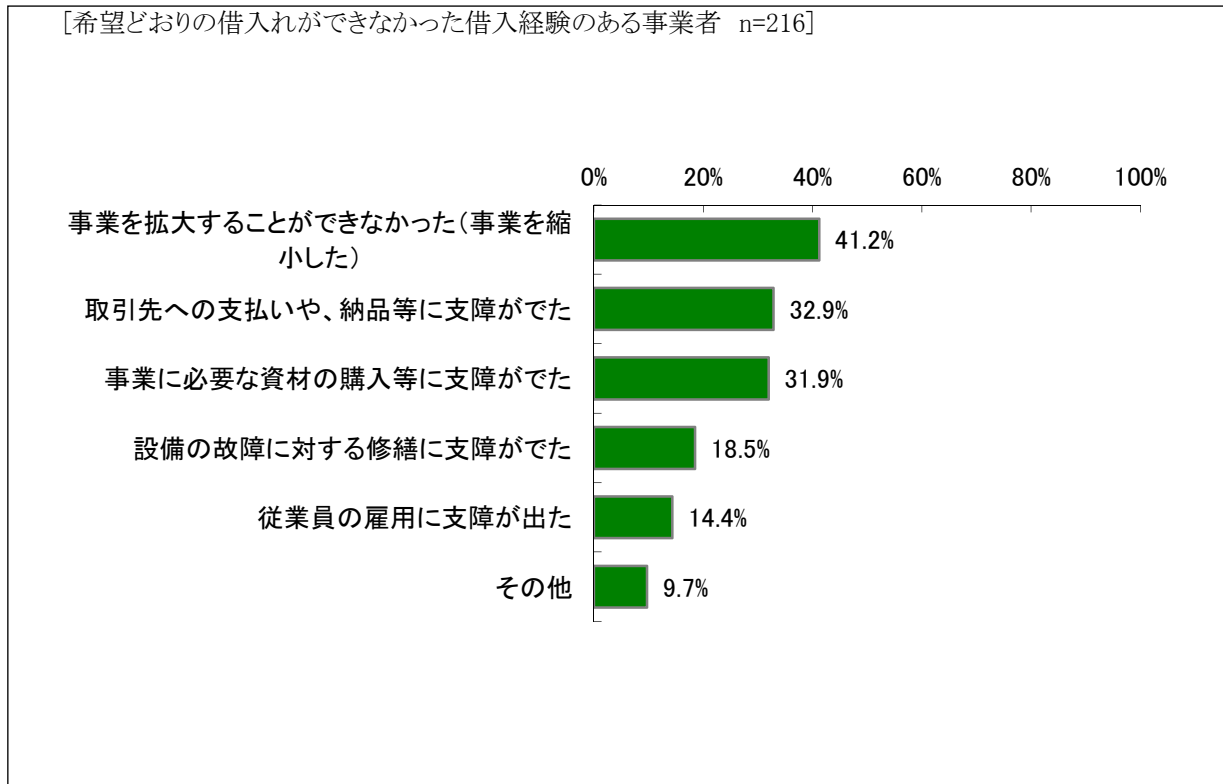
<図 19: 借入れができなくなった際にとった行動(複数回答)>



(9) 希望どおりの借入れができなかったことによる影響

- 希望どおりの借入れができなかった借入経験のある事業者に対して、その影響について調査したところ、「事業を拡大することができなかった(事業を縮小した)」と回答した割合が 41.2%と最も高く、次いで「取引先への支払いや、納品等に支障がでた」が 32.9%、「事業に必要な資材の購入等に支障がでた」が 31.9%となっている。

<図 20:借入れできなくなったことによる影響(複数回答)>



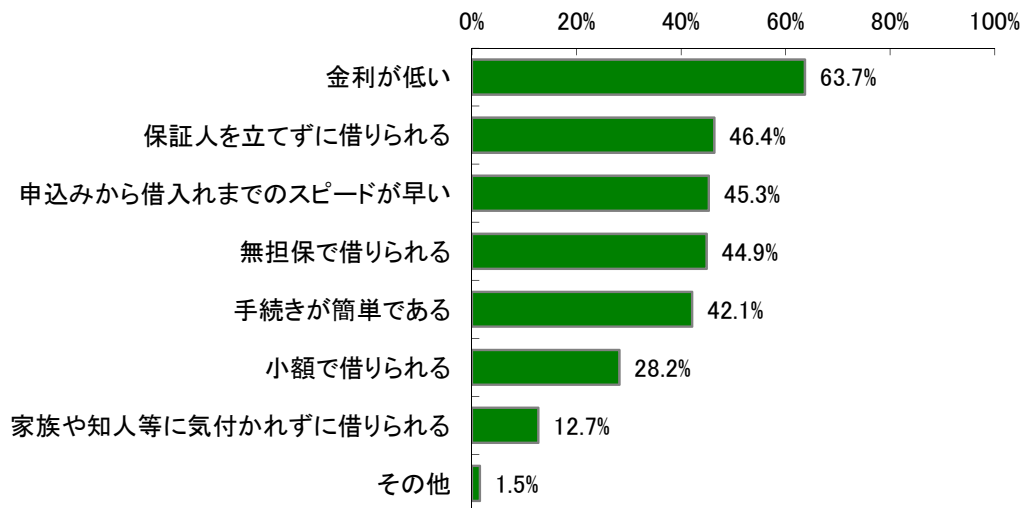
3. 個人向け貸付に求められる商品特性

(1) 資金の借入れを行う際に重要だと考える点

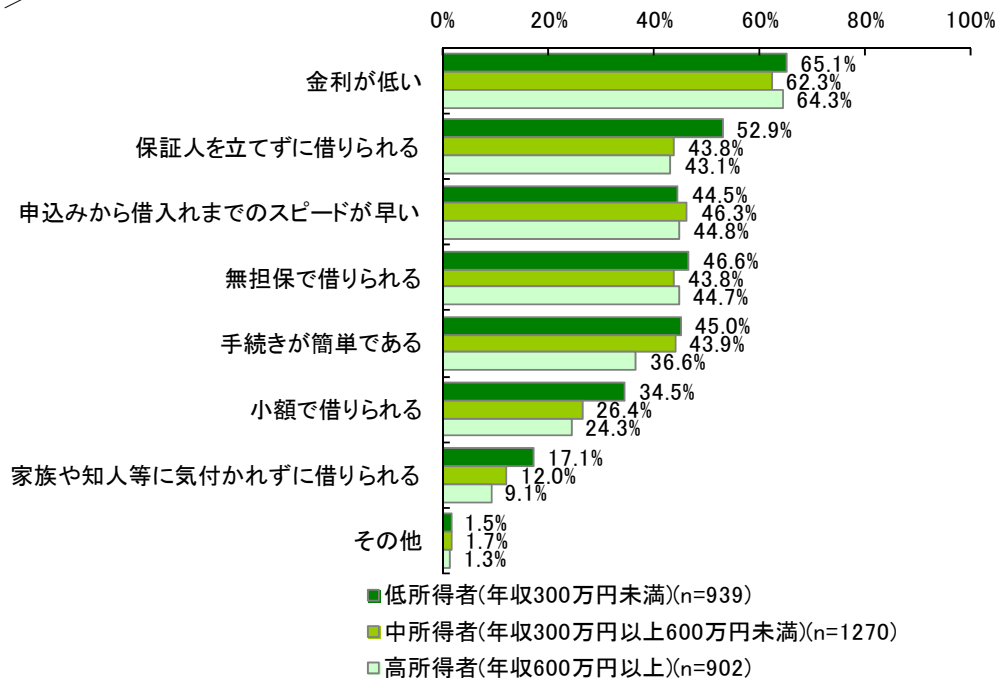
- 個人の借入利用者に対して、資金の借入れを行う際に重要だと考える点について調査したところ、「金利が低い」が63.7%と最も高く、「保証人を立てずに借りられる」が46.4%、「申し込みから借入れまでのスピードが早い」が45.3%と続いている。

<図 21:借入れを行う際に重要だと考える点(複数回答)>

[改正貸金業法の完全施行日以降に借入れの申し込みを行った個人の借入利用者 n=3,111]



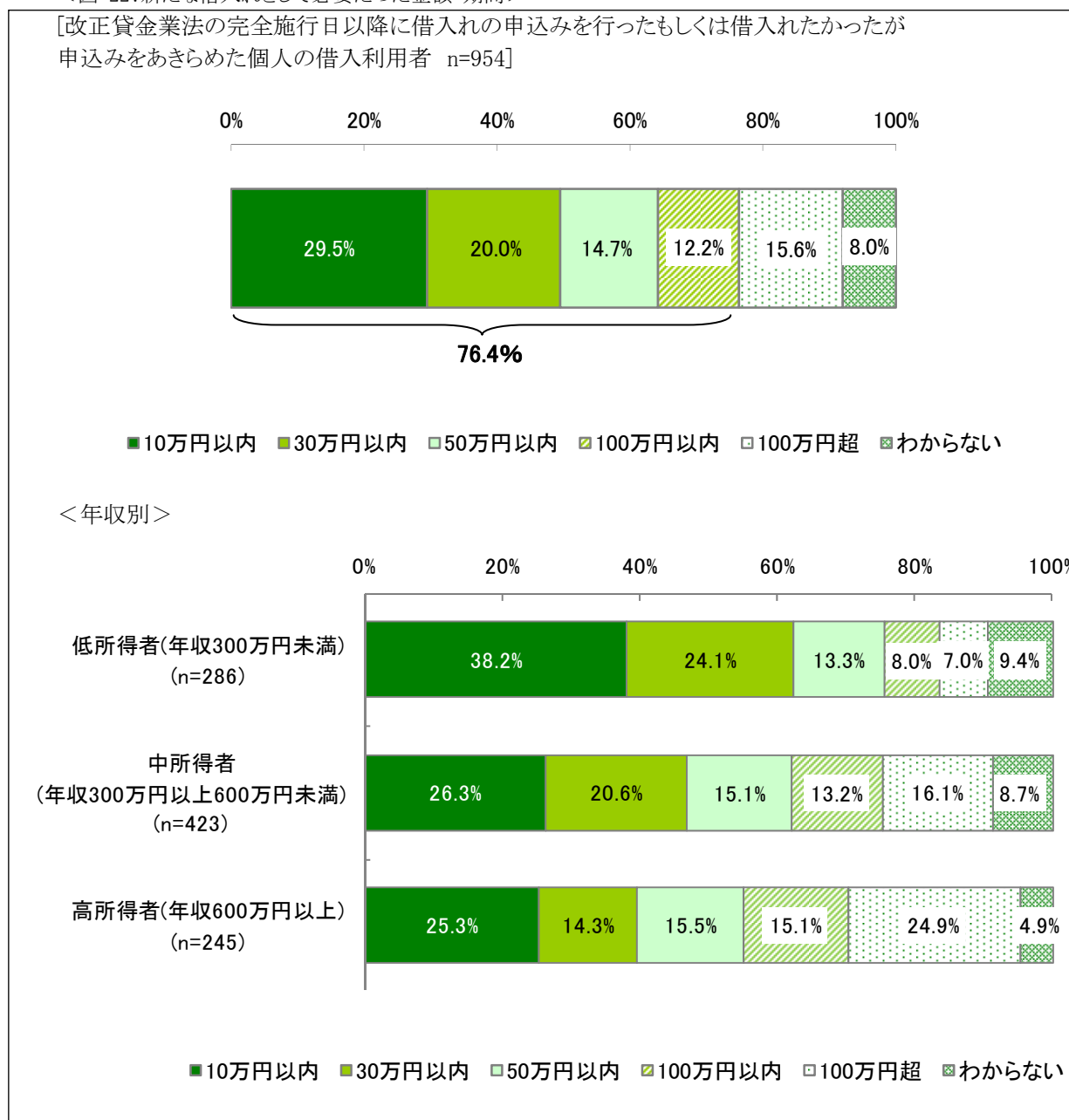
<年収別>



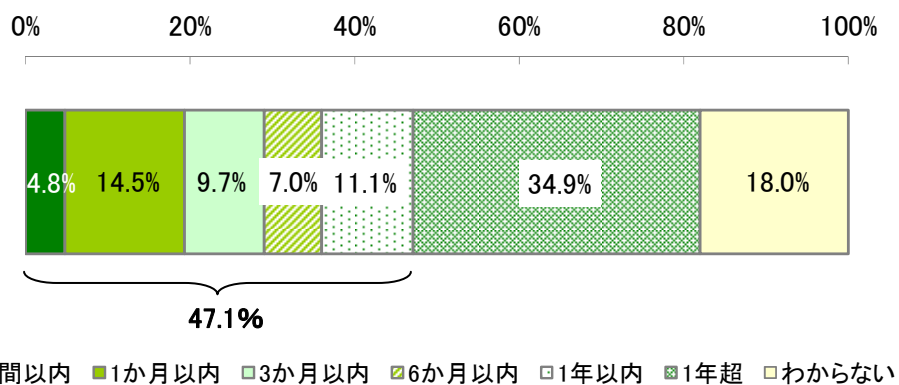
(2) 新たな借入れとして必要だった金額・期間

- 改正貸金業法の完全施行日以降に借入れの申込みを行ったもしくは借入れたかったが申込みをあきらめた個人の借入利用者に対して、新たな借入れとして必要だった金額について調査したところ、「10万円以内」と回答した割合が29.5%と最も高く、100万円以下(10万円以内、30万円以内、50万円以内、100万円以内)と回答した割合が全体の76.4%となった。
- 年収別でみると、10万円以内と回答した割合は低所得者層、中所得者層、高所得者層でそれぞれ38.2%、26.3%、25.3%と、年収が低いほどその割合が高い傾向となっている。
- また、新たな借入れが必要だった期間については、「1年超」と回答した割合が34.9%と最も高く、1年以下(1週間以内、1か月以内、3か月以内、6か月以内、1年以内)と回答した割合が全体の47.1%となった。

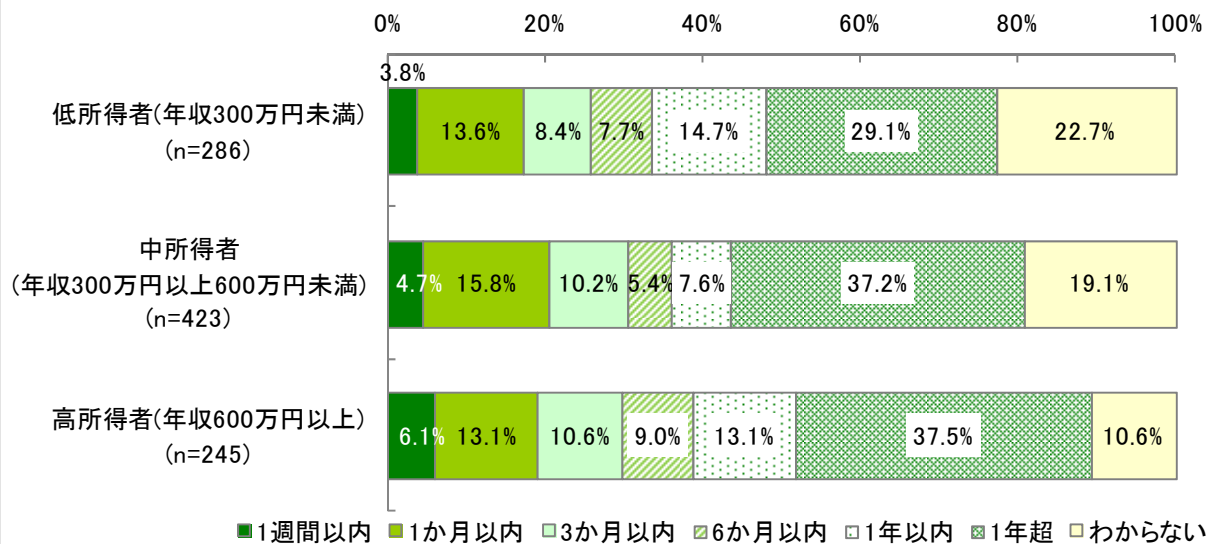
<図 22: 新たな借入れとして必要だった金額・期間>



[改正貸金業法の完全施行日以降に借入れの申込みを行ったもしくは借入れたかったが申込みをあきらめた個人の借入利用者 n=954]

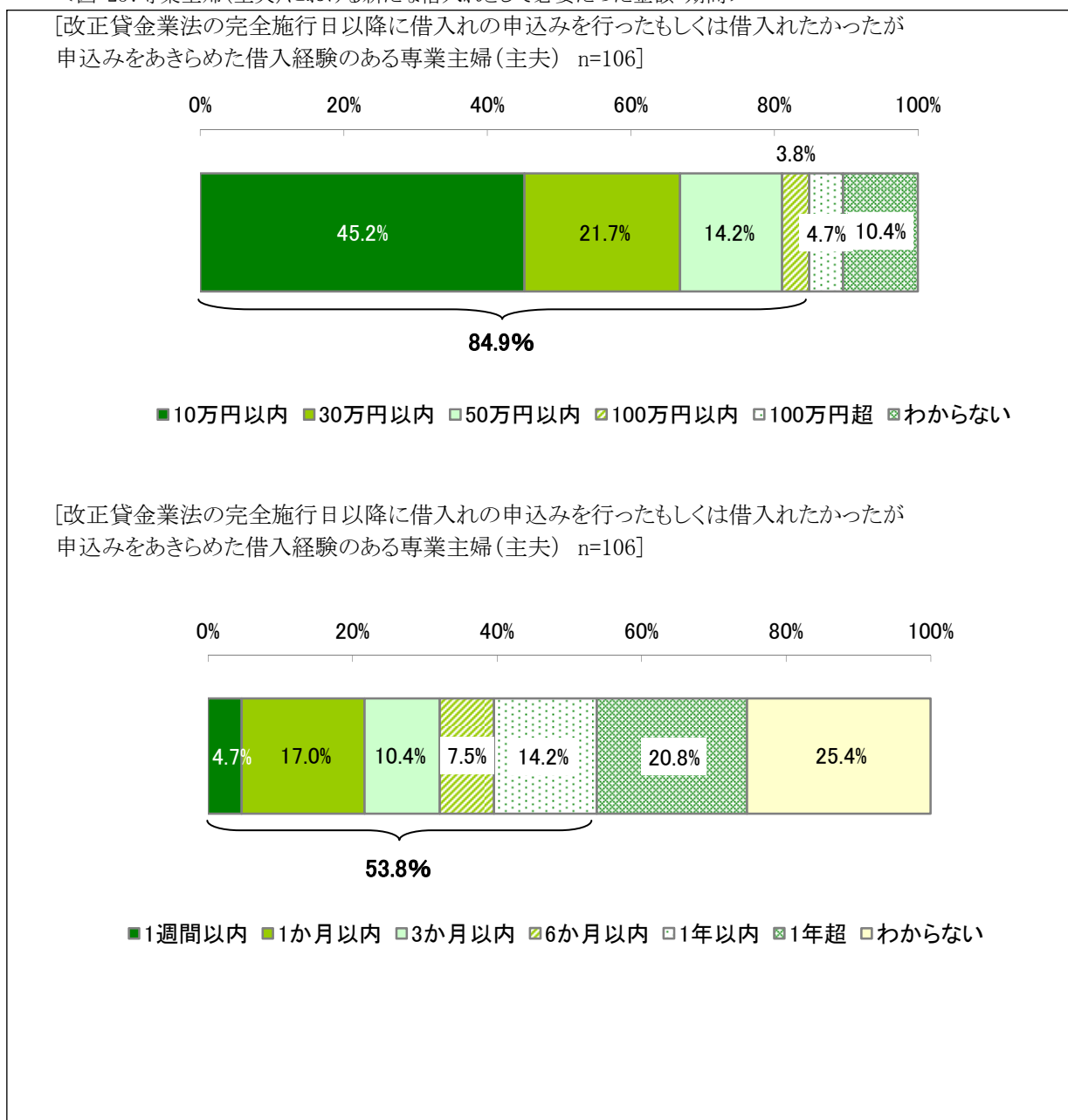


<年収別>



- 改正貸金業法の完全施行日以降に借入れの申込みを行ったもしくは借入れたかったが申込みをあきらめた借入経験のある専業主婦(主夫)に対して、新たな借入れとして必要だった金額について調査したところ、「10万円以内」と回答した割合が45.2%と最も高く、100万円以下(10万円以内、30万円以内、50万円以内、100万円以内)と回答した割合が全体の84.9%となった。
- また、新たな借入れが必要だった期間については、「1年超」と回答した割合が20.8%と最も高く、1年以下(1週間以内、1か月以内、3か月以内、6か月以内、1年以内)と回答した割合が全体の53.8%となった。

<図 23:専業主婦(主夫)における新たな借入れとして必要だった金額・期間>

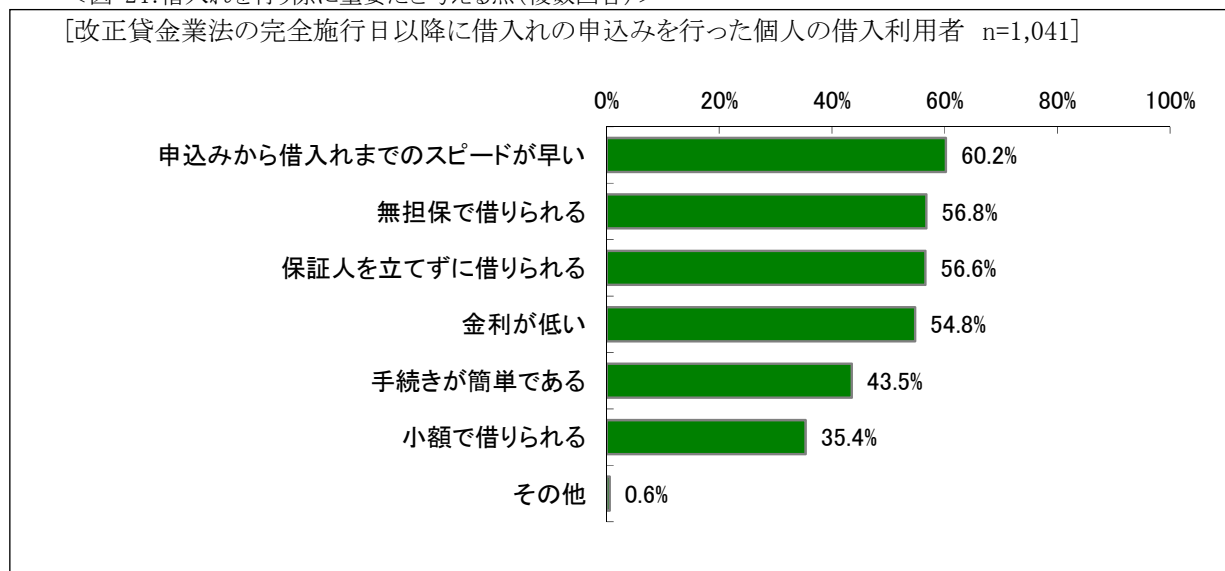


4. 事業者向け貸付に求められる商品特性

(1) 資金の借入れを行う際に重要だと考える点

- 改正貸金業法の完全施行日以降に借入れの申込みを行った借入経験のある事業者に対して、資金の借入れを行う際に重要だと考える点について調査したところ、「申し込みから借入れまでのスピードが早い」が60.2%と最も高く、「無担保で借りられる」が56.8%、「保証人を立てずに借りられる」が56.6%と続いている。

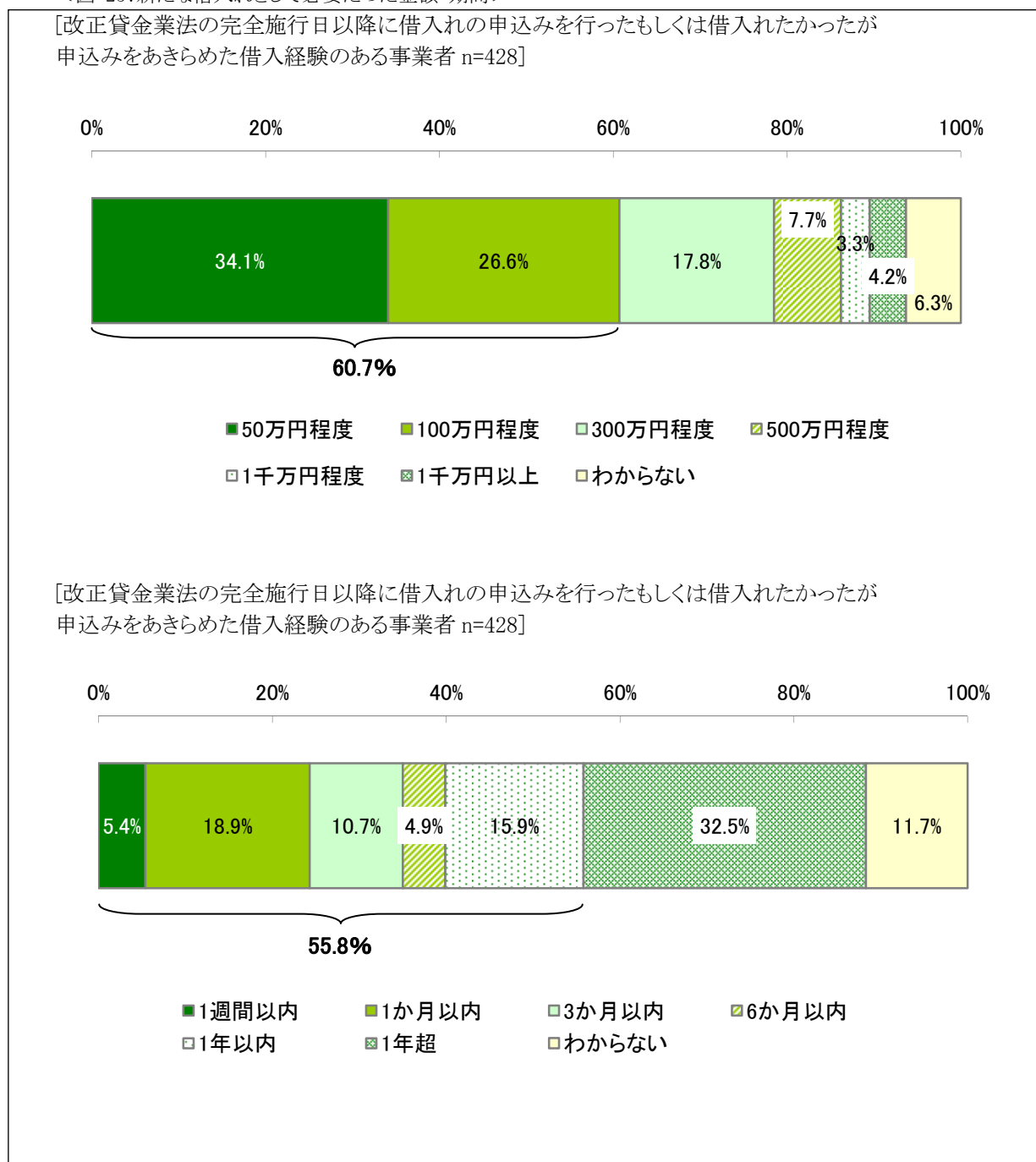
<図 24: 借入れを行う際に重要だと考える点(複数回答)>



(2) 新たな借入れとして必要だった金額・期間

- 改正貸金業法の完全施行日以降に借入れの申込みを行ったもしくは借入れたかったが申込みをあきらめた借入経験のある事業者に対して、新たな借入れとして必要だった金額について調査したところ、100万円以内と回答した割合が60.7%となった。
- また、新たな借入れが必要だった期間については、「1年超」と回答した割合が32.5%と最も高く、「1週間以内」から「1年以内」と回答した割合の合計が55.8%となっている。

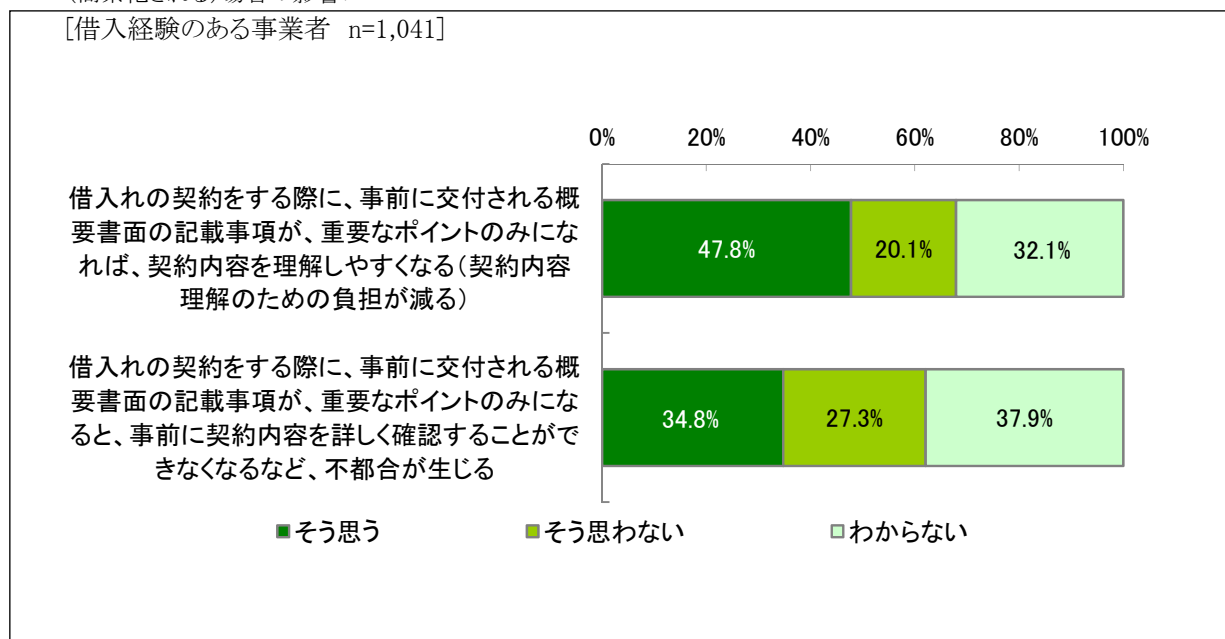
<図 25: 新たな借入れとして必要だった金額・期間>



(3) 貸金業者から契約締結前に事前交付される概要書面の記載事項が、重要なポイントのみに絞られる(簡素化される)場合の影響

- 借入経験のある事業者に対して、貸金業者から契約締結前に事前交付される概要書面の記載事項が、重要なポイントのみに絞られる(簡素化される)場合の影響について調査したところ、「そう思う」と回答した割合は、「契約内容を理解しやすくなる(契約内容理解のための負担が減る)」では47.8%となった。一方、「事前に契約内容を詳しく確認することができなくなるなど、不都合が生じる」では34.8%となっている。

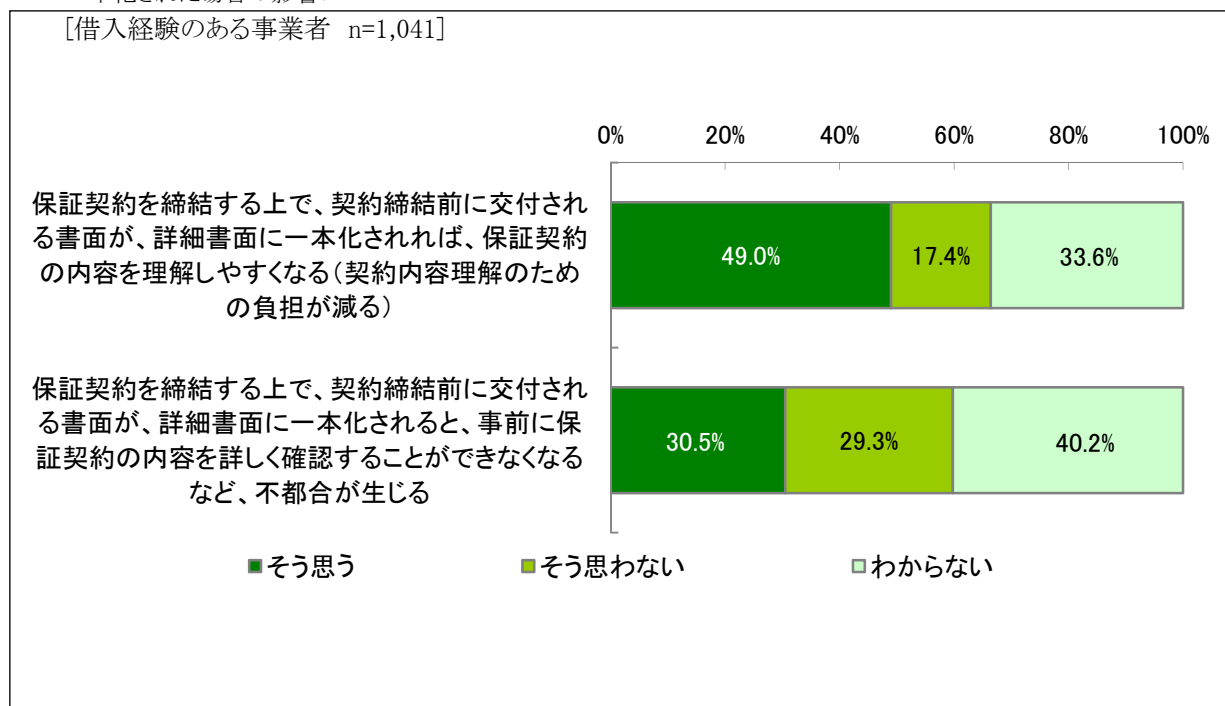
<図 26:貸金業者から契約締結前に事前交付される概要書面の記載事項が、重要なポイントのみに絞られる(簡素化される)場合の影響>



(4) 貸金業者から保証人に対して、契約締結前に同時に交付されている概要書面と詳細書面が 詳細書面のみに一本化された場合の影響

- 借入経験のある事業者に対して、貸金業者から保証人に契約締結前に同時に交付されている概要書面と詳細書面が、詳細書面のみに一本化された場合の影響についての意見を調査したところ、「そう思う」と回答した割合は、「契約内容を理解しやすくなる(契約内容理解のための負担が減る)」では49.0%となった。一方、「事前に保証契約の内容を詳しく確認することができなくなるなど、不都合が生じる」では30.5%となっている。

<図 27: 貸金業者から保証人に対して、契約締結前に同時に交付されている概要書面と詳細書面が詳細書面のみに一本化された場合の影響>

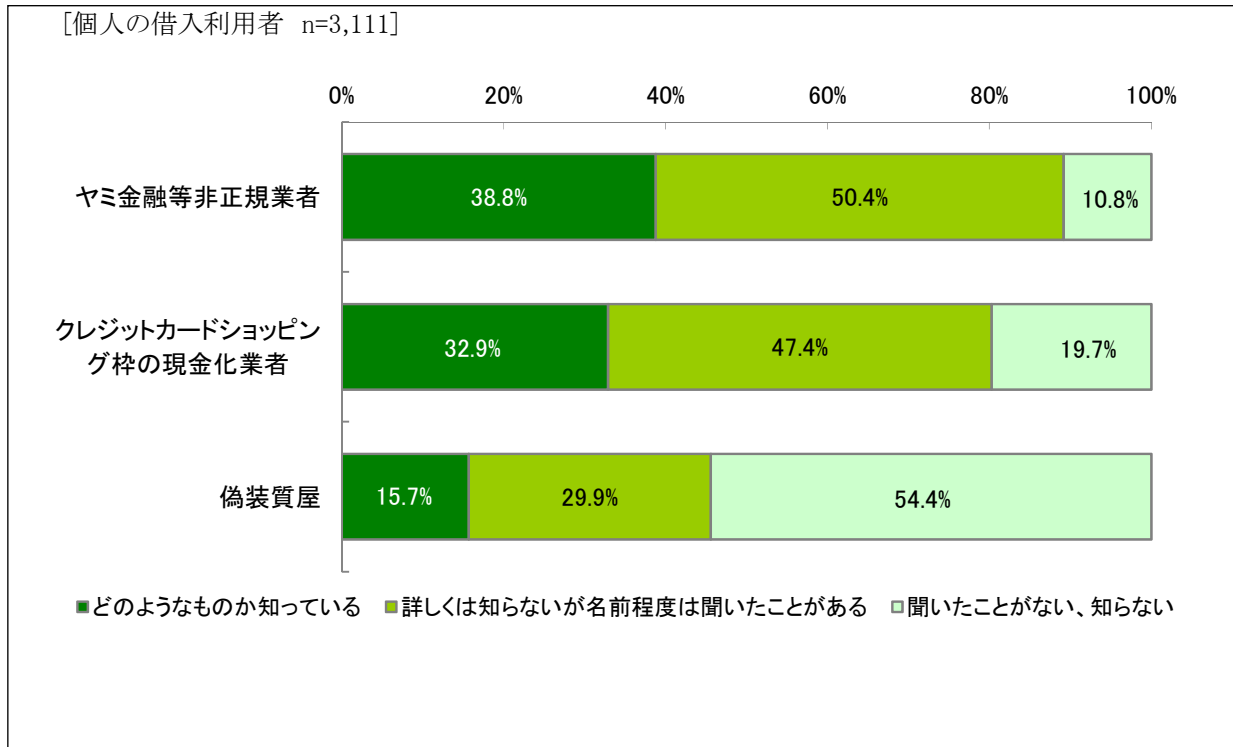


5. ヤミ金融等非正規業者との接触・利用状況

(1) ヤミ金融等非正規業者、クレジットカードショッピング枠の現金化業者、偽装質屋の認知

- 個人の借入利用者に対して、ヤミ金融等非正規業者、クレジットカードショッピング枠の現金化業者、偽装質屋の認知について調査したところ、「どのようなものか知っている」と回答した割合は、「ヤミ金融等非正規業者」が 38.8%、「クレジットカードショッピング枠の現金化業者」が 32.9%、「偽装質屋」が 15.7%となった。
- 一方、「聞いたことがない、知らない」と回答した割合は、「ヤミ金融等非正規業者」が 10.8%、「クレジットカードショッピング枠の現金化業者」が 19.7%、「偽装質屋」が 54.4%となっている。

<図 28: ヤミ金融等非正規業者、クレジットカードショッピング枠の現金化業者、偽装質屋の認知>

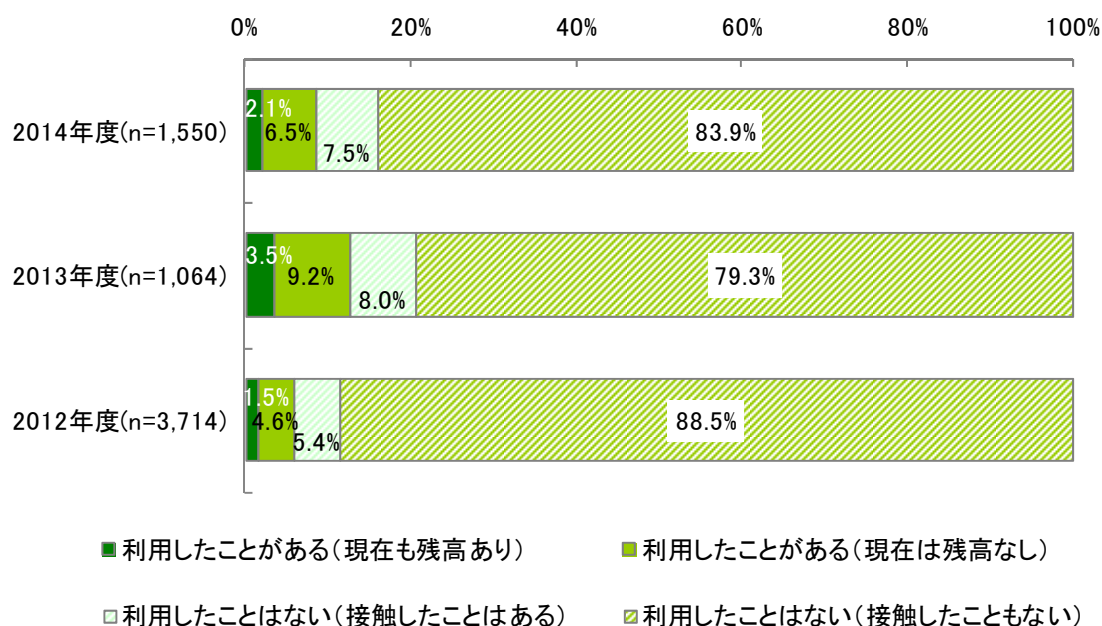


(2) 個人の借入利用者におけるヤミ金融等非正規業者、クレジットカードショッピング枠の現金化業者、偽装質屋の接触・利用状況

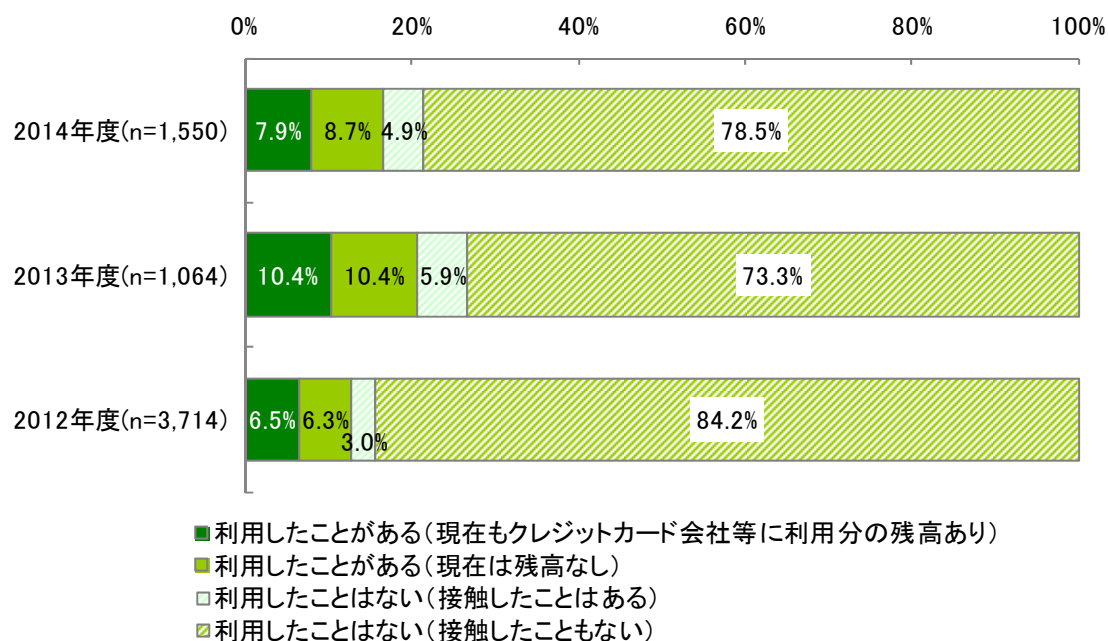
- 個人の借入利用者(借入残高あり)のヤミ金融等非正規業者との接触経験がある割合は16.1% (昨年度から4.6ポイント低下、一昨年度から4.6ポイント上昇)、クレジットカードショッピング枠の現金化業者では21.5%(昨年度から5.2ポイント低下、一昨年度から5.7ポイント上昇)、偽装質屋については7.8%(昨年度から2.2ポイント低下)となった。

<図 29: ヤミ金融等非正規業者、クレジットカードショッピング枠の現金化業者、偽装質屋の接触・利用状況>

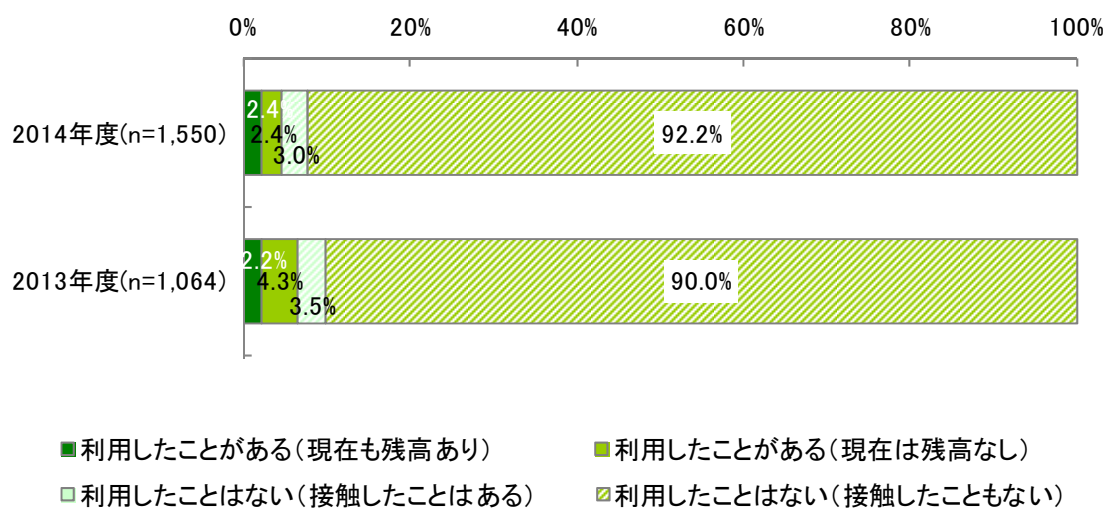
[ヤミ金融等非正規業者の接触・利用状況 個人の借入利用者(借入残高あり)]



[クレジットカードショッピング枠の現金化業者の接触・利用状況 個人の借入利用者(借入残高あり)]



[偽装質屋の接触・利用状況 個人の借入利用者(借入残高あり)]



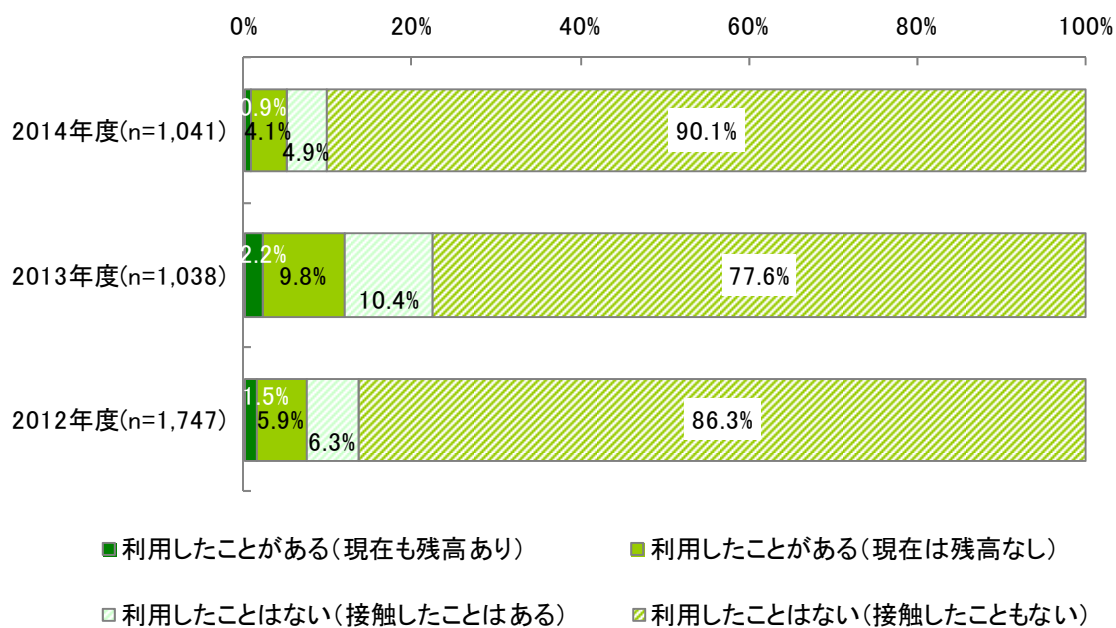
※ 本調査対象となっている個人の借入利用者は、平成 26 年度調査ではプレ調査にて貸金業者から現在借入残高ありと回答した 8,747 名のうちの 1,550 名、平成 25 年度調査ではプレ調査にて貸金業者から現在借入残高ありと回答した 7,042 名のうちの 1,064 名、平成 24 年度ではプレ調査にて貸金業者から現在借入残高ありと回答した 7,683 名のうちの 3,714 名から本調査の回答を得ている。

(3) 借入経験のある事業者におけるヤミ金融等非正規業者、クレジットカードショッピング枠の現金化業者、偽装質屋の接触・利用状況

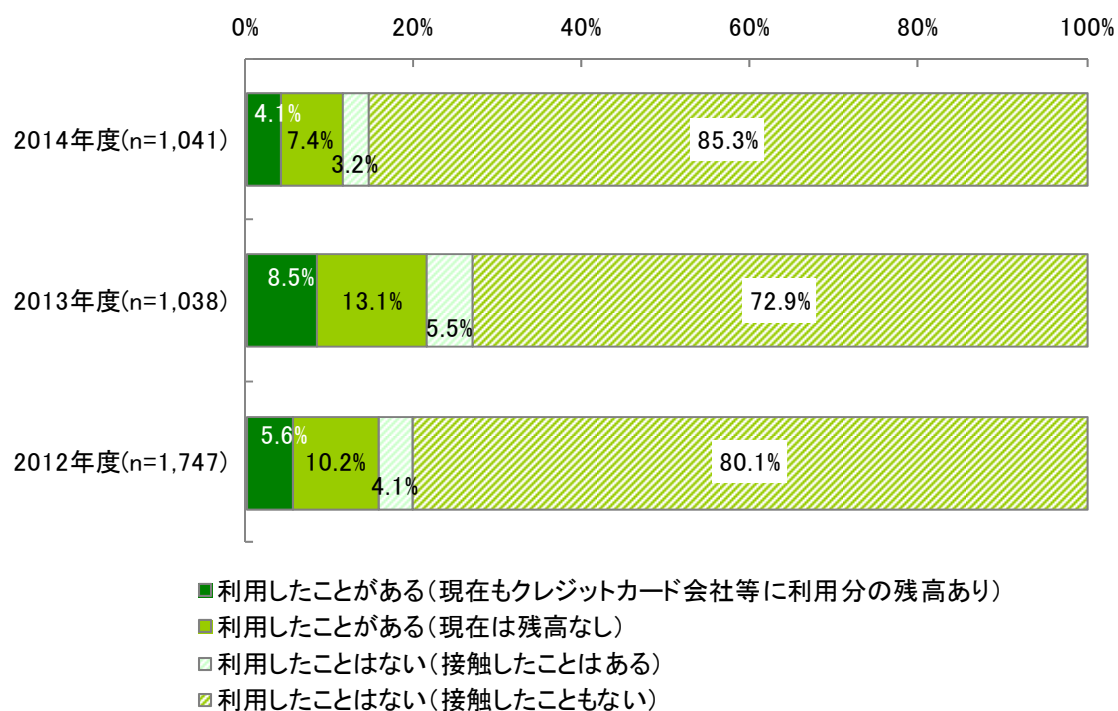
- 借入経験のある事業者のヤミ金融等非正規業者との接触経験がある割合は9.9%（昨年度から12.5ポイント低下、一昨年度から3.8ポイント低下）、クレジットカードショッピング枠の現金化業者では14.7%（昨年度から12.4ポイント低下、一昨年度から5.2ポイント低下）、偽装質屋については3.0%（昨年度から3.3ポイント低下）となった。

＜図 30: ヤミ金融等非正規業者、クレジットカードショッピング枠の現金化業者、偽装質屋の接触・利用状況＞

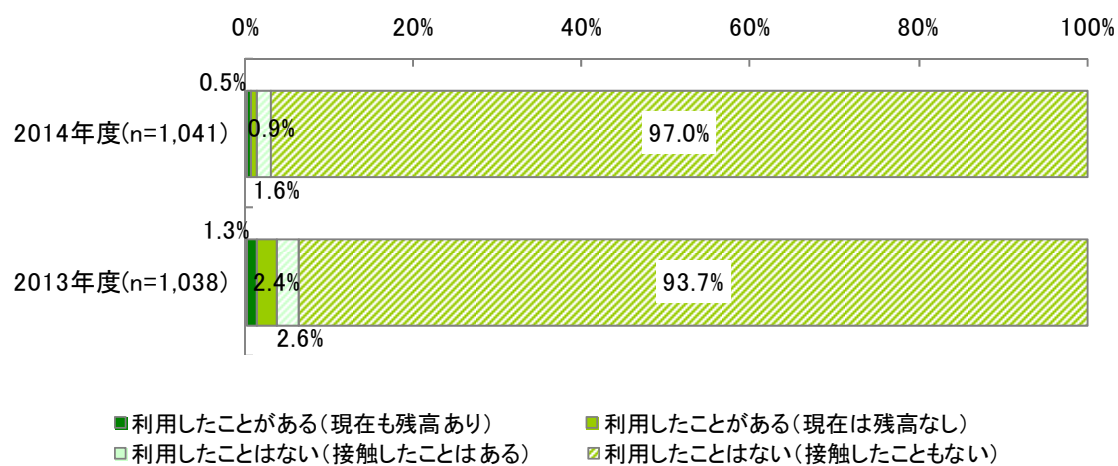
[ヤミ金融等非正規業者の接触・利用状況 借入経験のある事業者]



[クレジットカードショッピング枠の現金化業者の接触・利用状況 借入経験のある事業者]



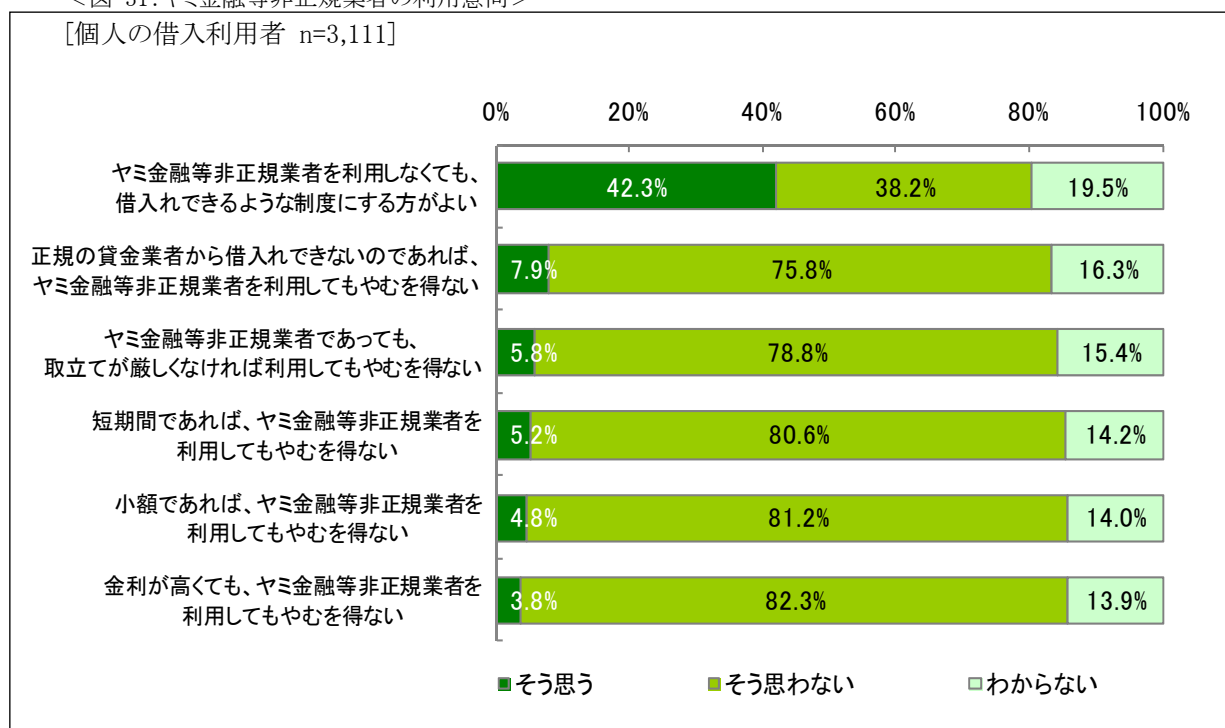
[偽装質屋の接触・利用状況 借入経験のある事業者]



(4) ヤミ金融等非正規業者の利用意向

- 個人の借入利用者に対して、ヤミ金融等非正規業者の利用意向について調査したところ、「そう思う」と回答した割合は、「ヤミ金融等非正規業者を利用しなくても借入れできるような制度にする方がよい」では42.3%となった。
- 一方、「正規の貸金業者から借入れできないのであれば、ヤミ金融等非正規業者を利用してもやむを得ない」では7.9%、「ヤミ金融等非正規業者であっても、取立てが厳しくなければ利用してもやむを得ない」では5.8%となっている。

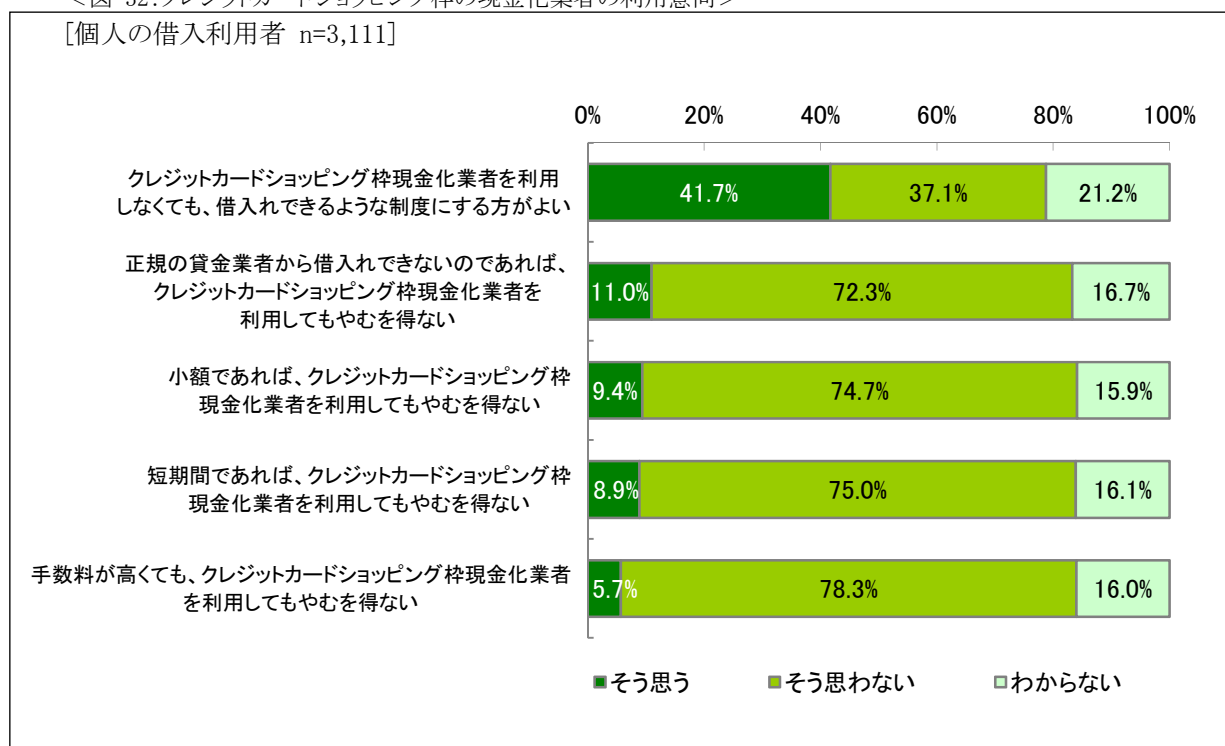
<図 31: ヤミ金融等非正規業者の利用意向>



(5) クレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用意向

- 個人の借入利用者に対して、クレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用意向について調査したところ、「そう思う」と回答した割合は、「クレジットカードショッピング枠現金化業者を利用しなくても、借入れできるような制度にする方がよい」では41.7%となった。
- 一方、「正規の貸金業者から借入れできないのであれば、クレジットカードショッピング枠現金化業者を利用してもやむを得ない」では11.0%、「小額であれば、クレジットカードショッピング枠現金化業者を利用してもやむを得ない」では9.4%となっている。

<図 32: クレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用意向>

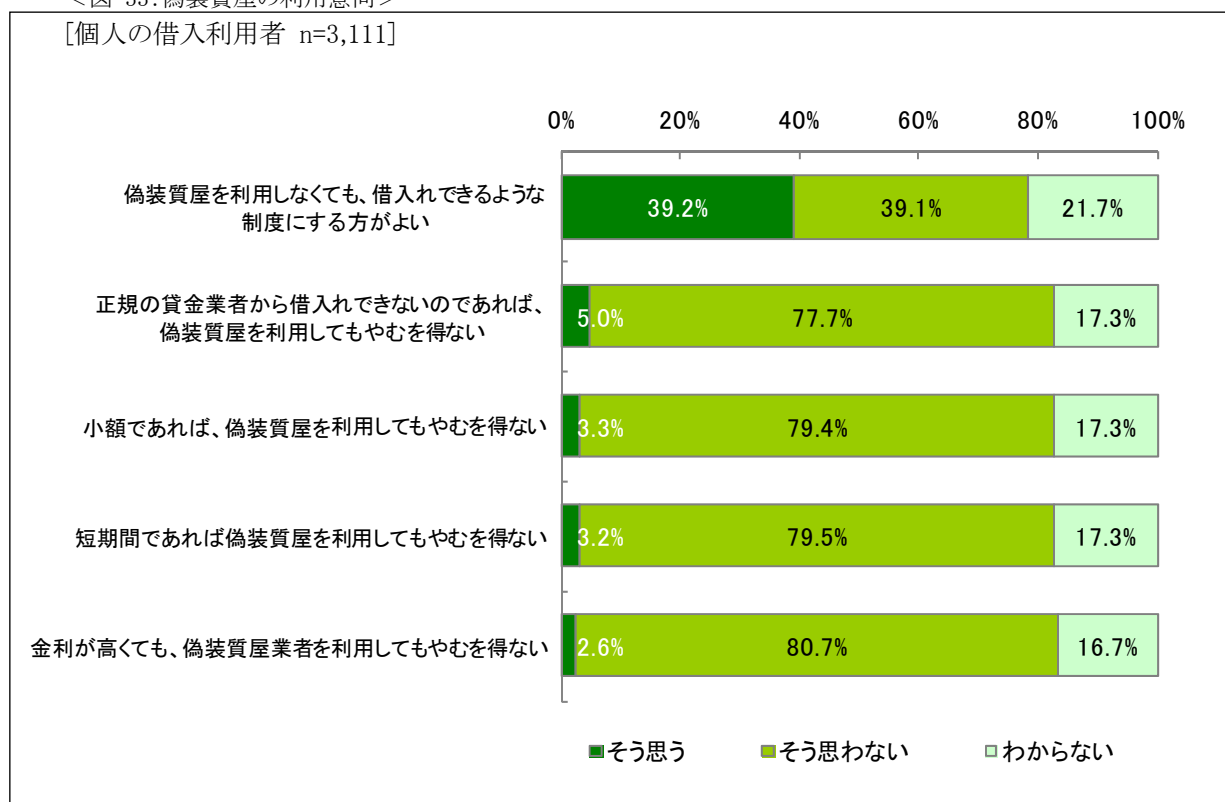


(6) 偽装質屋の利用意向

- 個人の借入利用者に対して、偽装質屋の利用意向について調査したところ、「そう思う」と回答した割合は、「偽装質屋を利用しなくても、借入れできるような制度にする方がよい」では 39.2%となった。
- 一方、「正規の貸金業者から借入れできないのであれば、偽装質屋を利用してもやむを得ない」では 5.0%、「小額であれば、偽装質屋を利用してもやむを得ない」では 3.3%となっている。

<図 33: 偽装質屋の利用意向>

[個人の借入利用者 n=3,111]

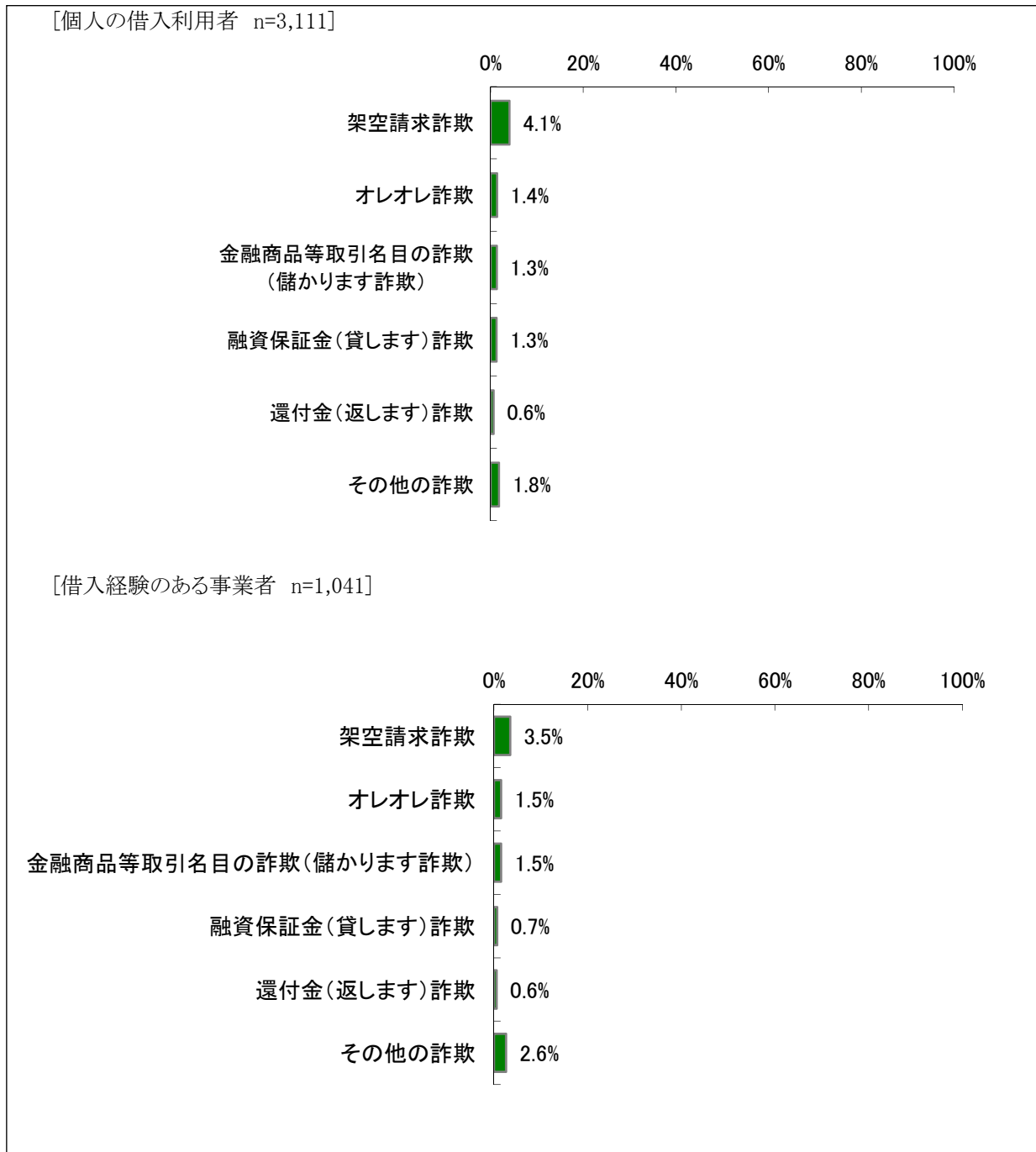


6. 金融詐欺等による被害の状況

(1) 金融詐欺等による被害の状況

- 個人の借入利用者に対して、金融詐欺等による被害の経験について調査したところ、被害に遭ったことがあると回答した割合は、「架空請求詐欺」が4.1%と最も高く、次いで「オレオレ詐欺」が1.4%となった。
- 借入経験のある事業者では、「架空請求詐欺」が3.5%と最も高く、次いで「オレオレ詐欺」と「金融商品等取引名目の詐欺(儲かります詐欺)」がそれぞれ1.5%と続いている。

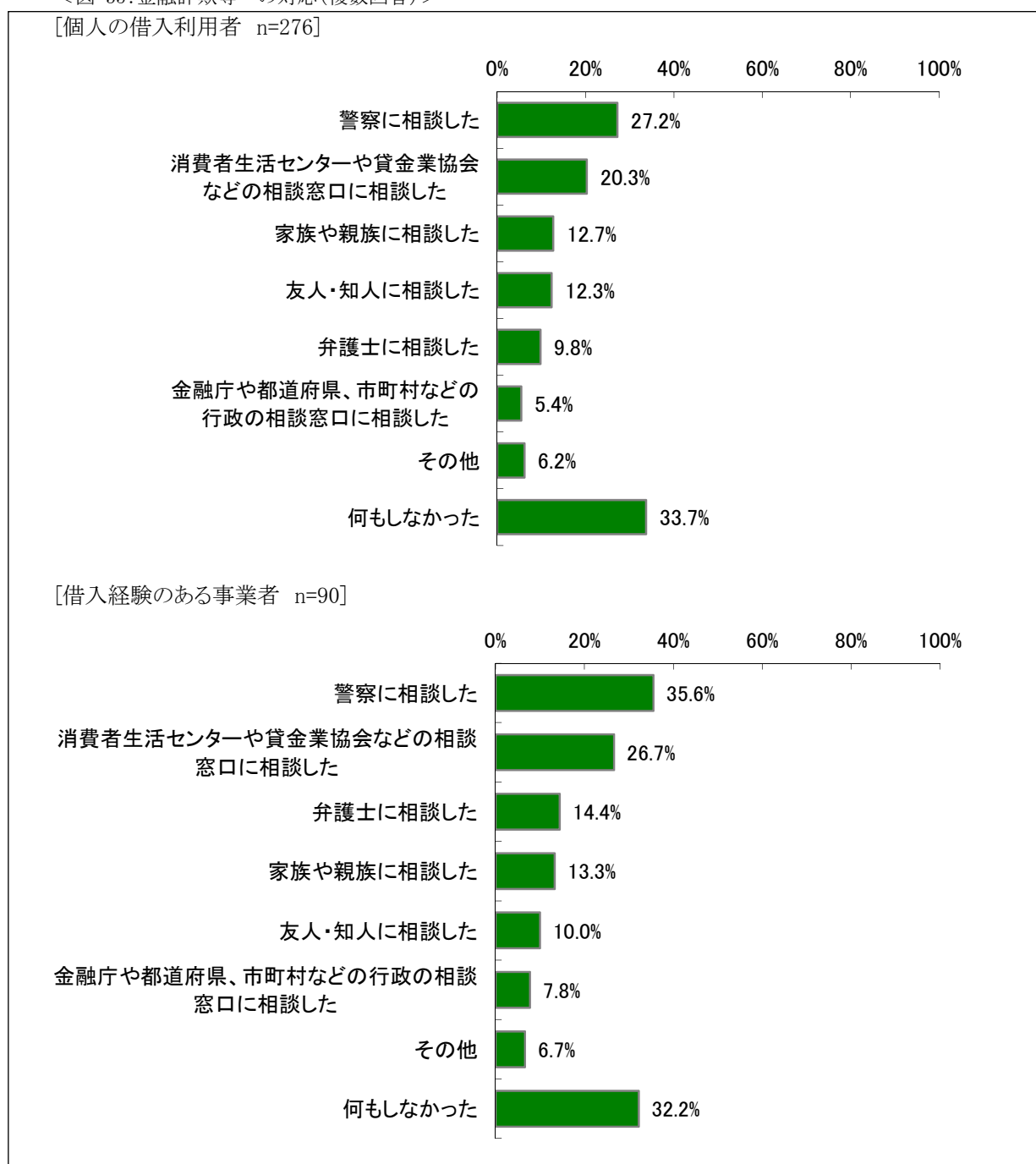
<図 34: 金融詐欺等による被害の状況(複数回答)>



(2) 金融詐欺等への対応

- 金融詐欺の被害に遭ったことのある個人の借入利用者に対して、金融詐欺の被害に遭ったとわかったときの対応について調査したところ、「何もしなかった」が33.7%と最も高く、「警察に相談した」が27.2%、「消費者生活センターや貸金業協会などの相談窓口」に相談した」が20.3%となった。
- 借入経験のある事業者では、「警察に相談した」が35.6%と最も高く、「何もしなかった」が32.2%、「消費者生活センターや貸金業協会などの相談窓口」に相談した」が26.7%となっている。

<図 35: 金融詐欺等への対応(複数回答)>



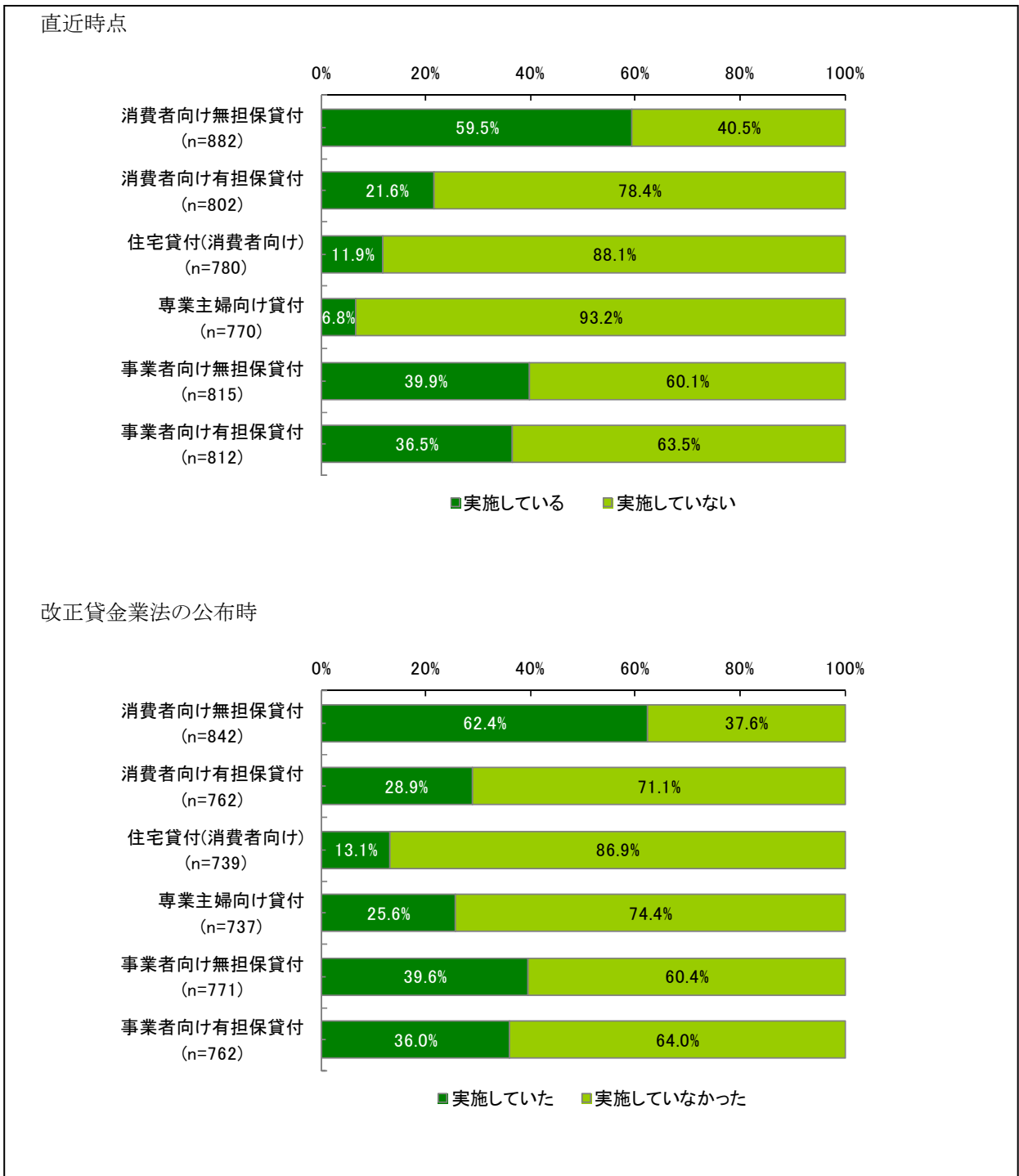
Ⅲ. 貸金業者調査の結果について

1. 貸金業者の貸付状況

(1) 貸付種別ごとの実施状況

- 貸金業者の、直近時点と改正貸金業法の公布時における貸付実施状況について調査したところ、消費者向け無担保貸付を実施している割合(直近)は、59.5%と、改正貸金業法の公布時より、2.9ポイント低下、専業主婦(主夫)向け貸付を実施している割合(直近)は、6.8%と、同 18.8ポイント低下、事業者向け無担保貸付をしている割合(直近)は、39.9%と、同 0.3ポイント上昇している。

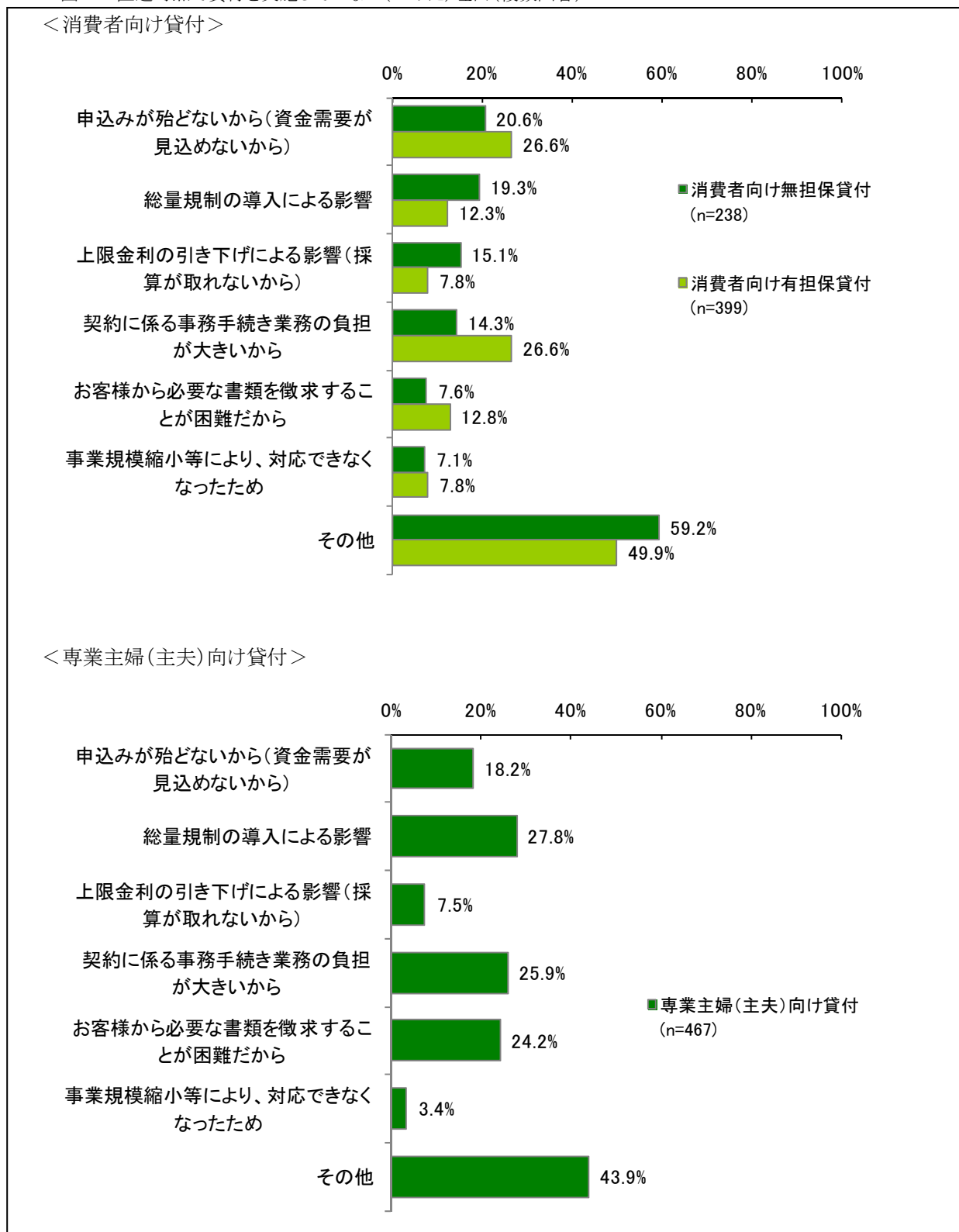
<図 36:直近時点、改正貸金業法の公布時の貸付状況>



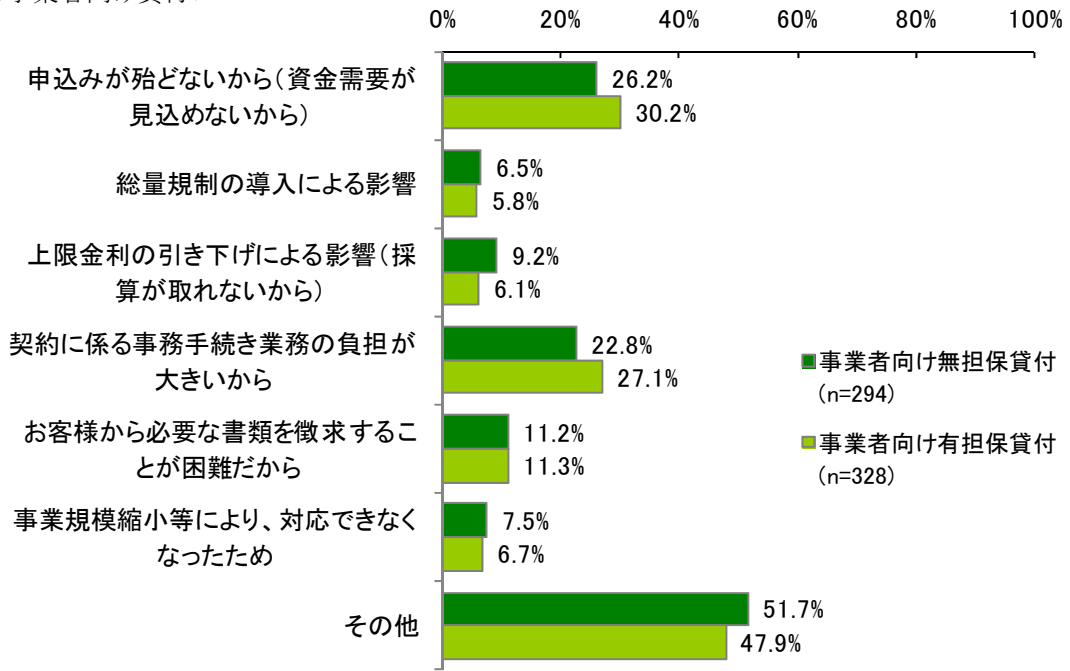
(2) 貸付を実施していない(止めた)理由

- 貸付を実施していない(止めた)理由について調査したところ、消費者向け無担保貸付では「申込みが殆どないから(資金需要が見込めないから)」が20.6%、専業主婦(主夫)向け貸付では「総量規制の導入による影響」が27.8%、事業者向け無担保貸付では「申込みが殆どないから(資金需要が見込めないから)」が26.2%と、それぞれ最も高い結果となった。

<図 37:直近時点で貸付を実施していない(止めた)理由(複数回答)>



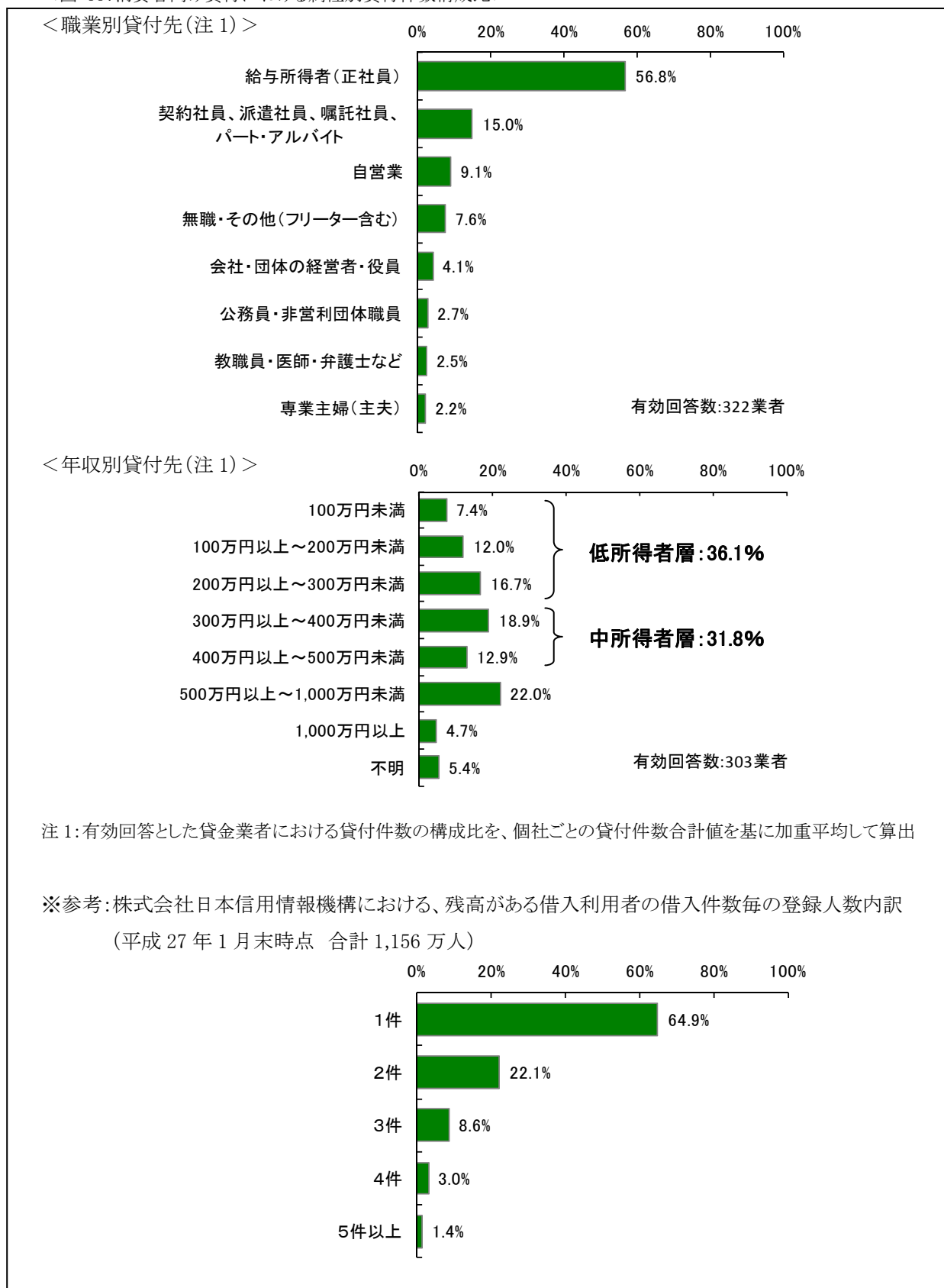
<事業者向け貸付>



(3) 消費者向け貸付における属性別貸付状況

- 消費者向け貸付における所得階層別の内訳をみると、「300万円未満」の占める割合が36.1%と最も高く、次いで「300万円以上～500万円未満」が31.8%、「500万円以上～1,000万円未満」が22.0%となった。

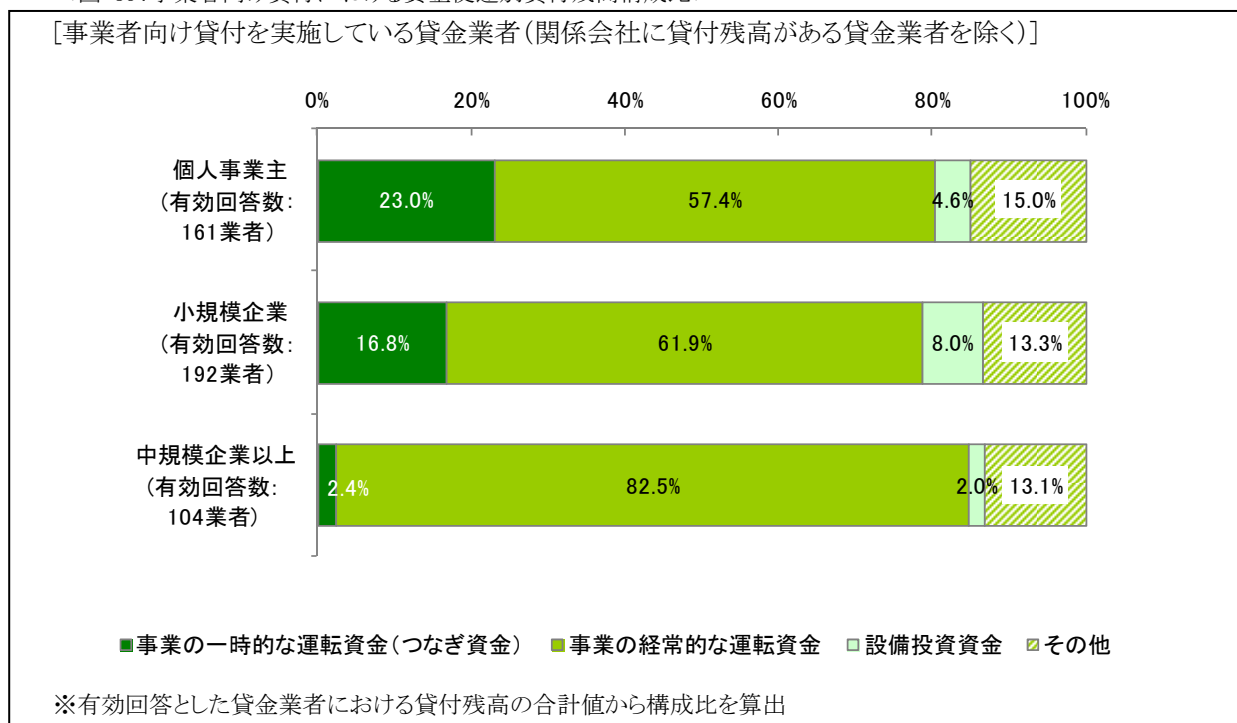
<図 38: 消費者向け貸付における属性別貸付件数構成比>



(4) 事業者向け貸付における資金使途別貸付状況

- 事業者向け貸付における資金使途別の合計貸付残高構成比は、個人事業主、小規模企業、中規模企業以上でそれぞれ、「事業の一時的な運転資金(つなぎ資金)」が23.0%、16.8%、2.4%、「事業の経常的な運転資金」が57.4%、61.9%、82.5%、「設備投資資金」が4.6%、8.0%、2.0%となった。

<図 39: 事業者向け貸付における資金使途別貸付残高構成比>



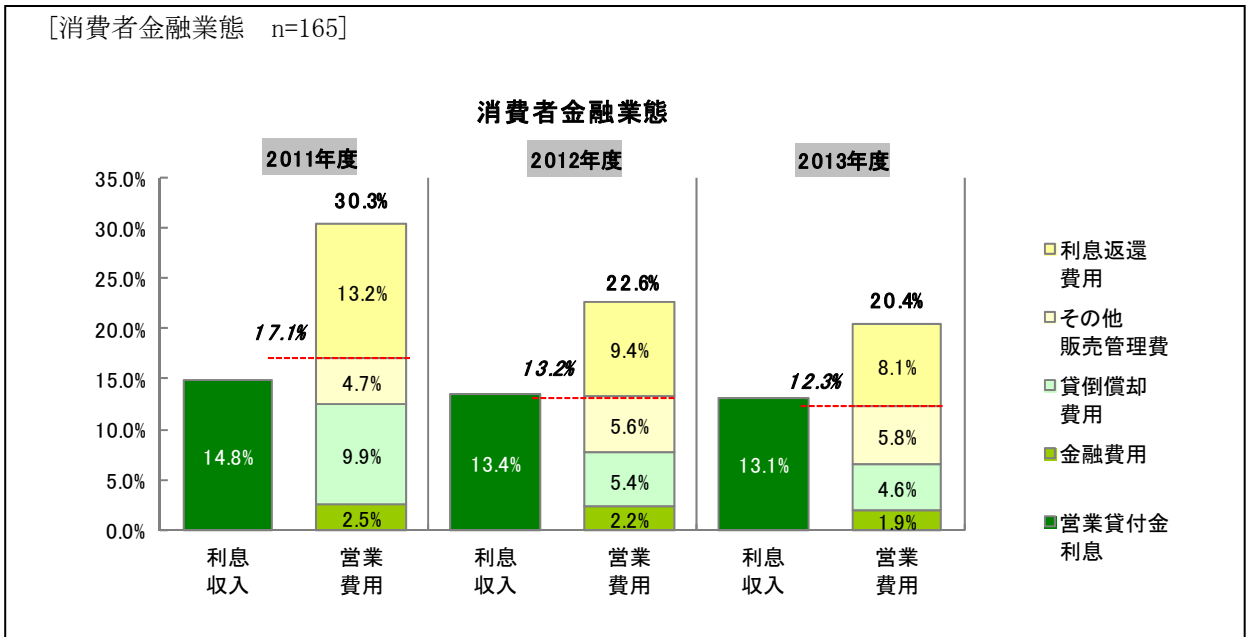
(単位: 百万円)	個人事業主 (有効回答数: 161業者合計)	小規模企業 (有効回答数: 192業者合計)	中規模企業以上 (有効回答数: 104業者合計)
事業の一時的な運転資金 (つなぎ資金)	24,604	29,772	179,598
事業の経常的な運転資金	64,653	120,508	2,547,584
設備投資資金	6,316	51,957	1,230,621
その他	15,974	35,148	327,997

2. 貸金業者の経営状況・課題

(1) 貸金業に係る事業コスト構造

- 貸金業者(消費者金融業態)における、営業貸付残高に対する各収支項目比率を調査したところ、「営業貸付金利息比率」は2011年度の14.8%から2013年度の13.1%へと低下している。
- また、「営業費用総額(利息返還費用を含む)の比率」は2011年度が30.3%、2012年度が22.6%、2013年度が20.4%と、2011年度から低下傾向にあり、「利息返還費用を除いた営業費用の比率」は2011年度が17.1%、2012年度が13.2%、2013年度が12.3%へと低下傾向となっている。

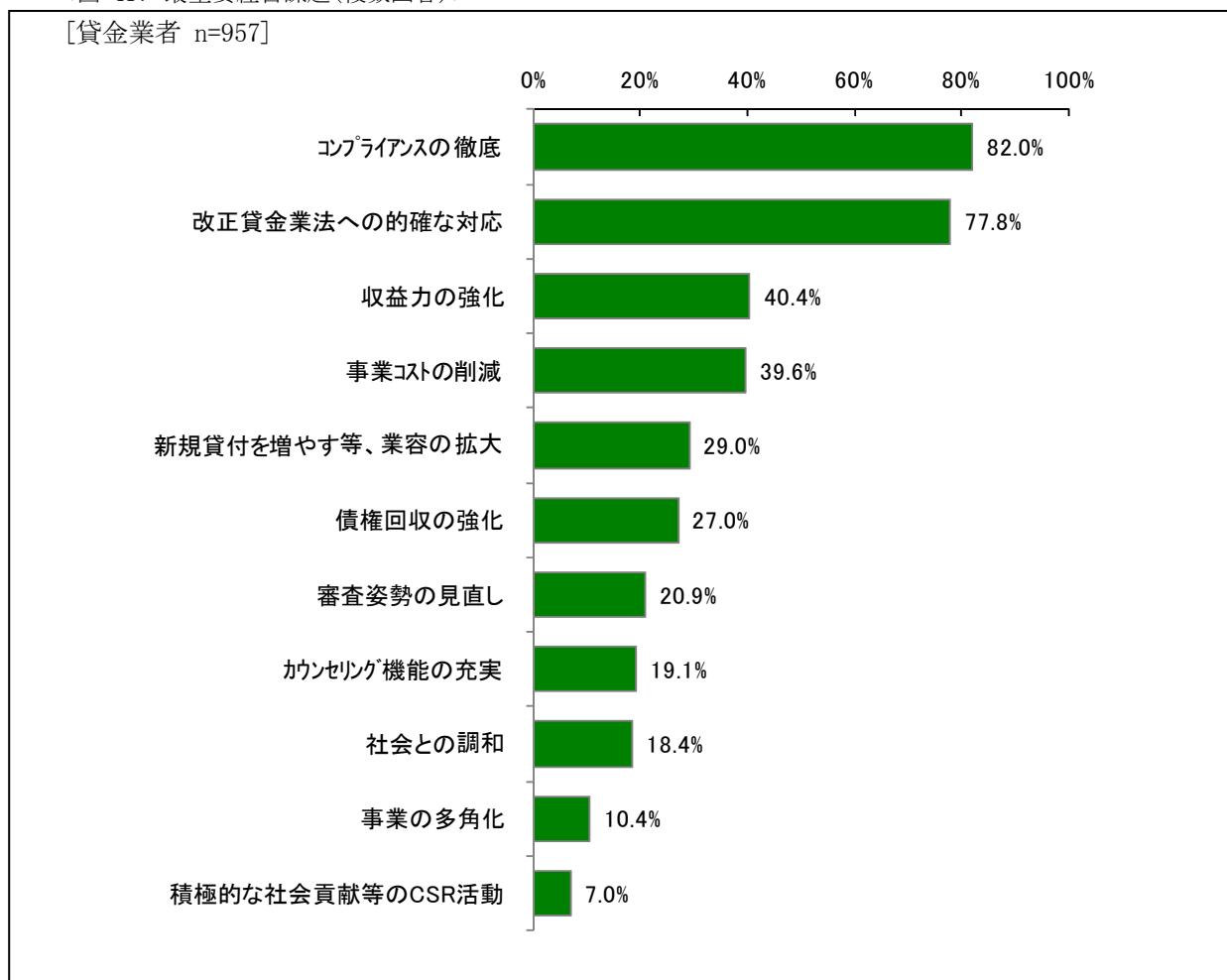
<図 40: 各収支項目の営業貸付金残高比率の推移>



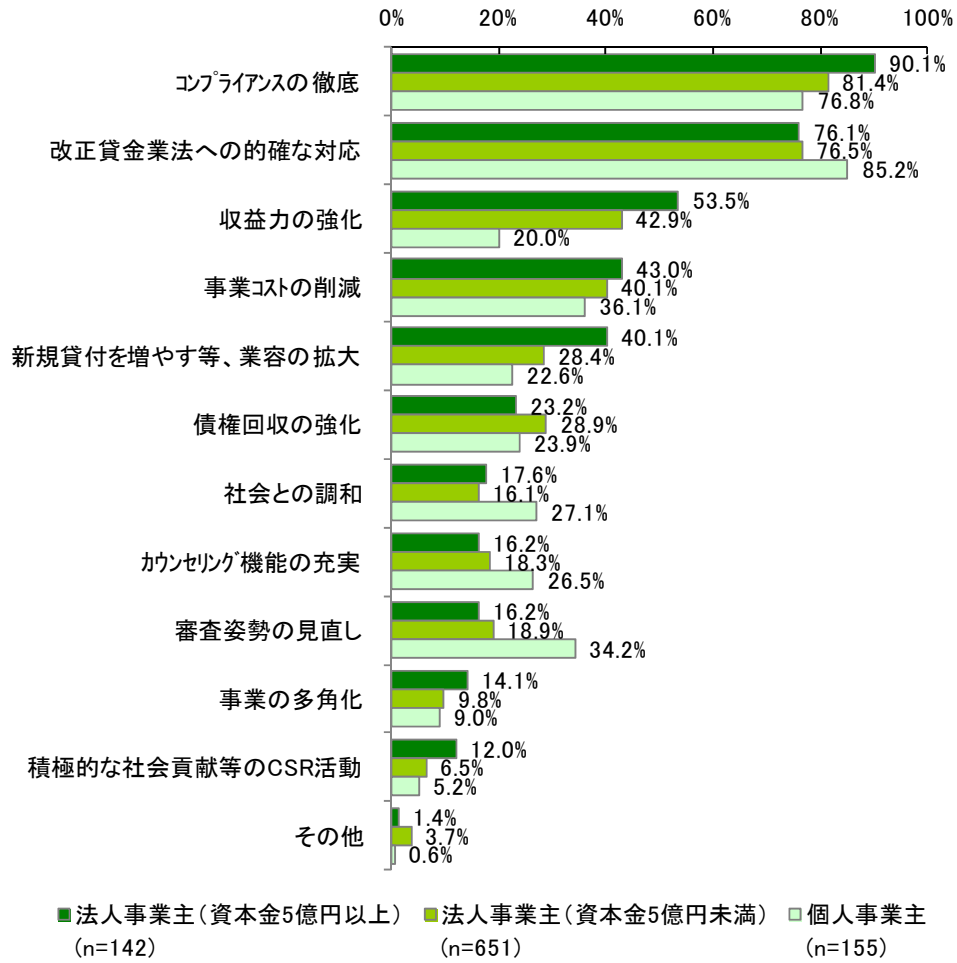
(2) 最重要経営課題

- 貸金業者の最重要課題では、「コンプライアンスの徹底」と回答した割合が82.0%と最も高く、次いで「改正貸金業法への的確な対応」が77.8%、「収益力の強化」が40.4%と続いている。
- また、貸金業者の事業規模別にみると、法人事業主(資本金5億円以上)、法人事業主(資本金5億円未満)では「コンプライアンスの徹底」と回答した割合が最も高く、それぞれ90.1%、81.4%となった。一方、個人事業主の場合では、「改正貸金業法への的確な対応」が最も高く85.2%となっている。

<図 41: 最重要経営課題(複数回答)>



<事業規模別>

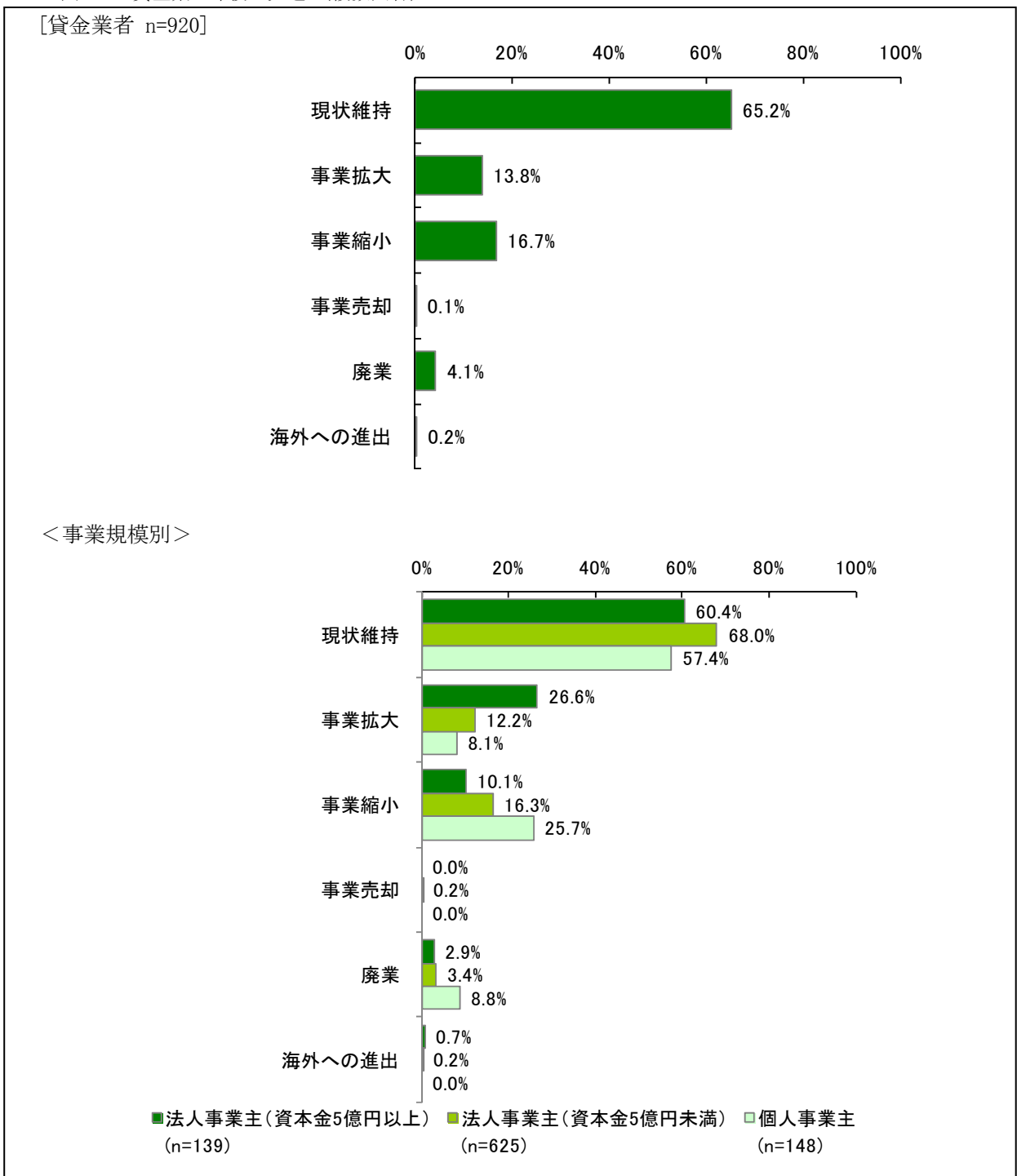


3. 貸金業の今後の見通し

(1) 貸金業の今後の見通し

- 貸金業の今後の見通しについて調査したところ、「現状維持」と回答した割合が 65.2%と最も高く、「事業縮小」が 16.7%、「事業拡大」が 13.8%と続いている。
- また、事業規模別にみると、「事業拡大」と回答した割合は、法人事業主(資本金 5 億円以上)、法人事業主(資本金 5 億円未満)、個人事業主でそれぞれ 26.6%、12.2%、8.1%と、規模が大きいほどその割合が高い傾向がある一方で、「事業縮小」と回答した割合は、それぞれ 10.1%、16.3%、25.7%と、規模が小さいほどその割合が高い傾向となっている。

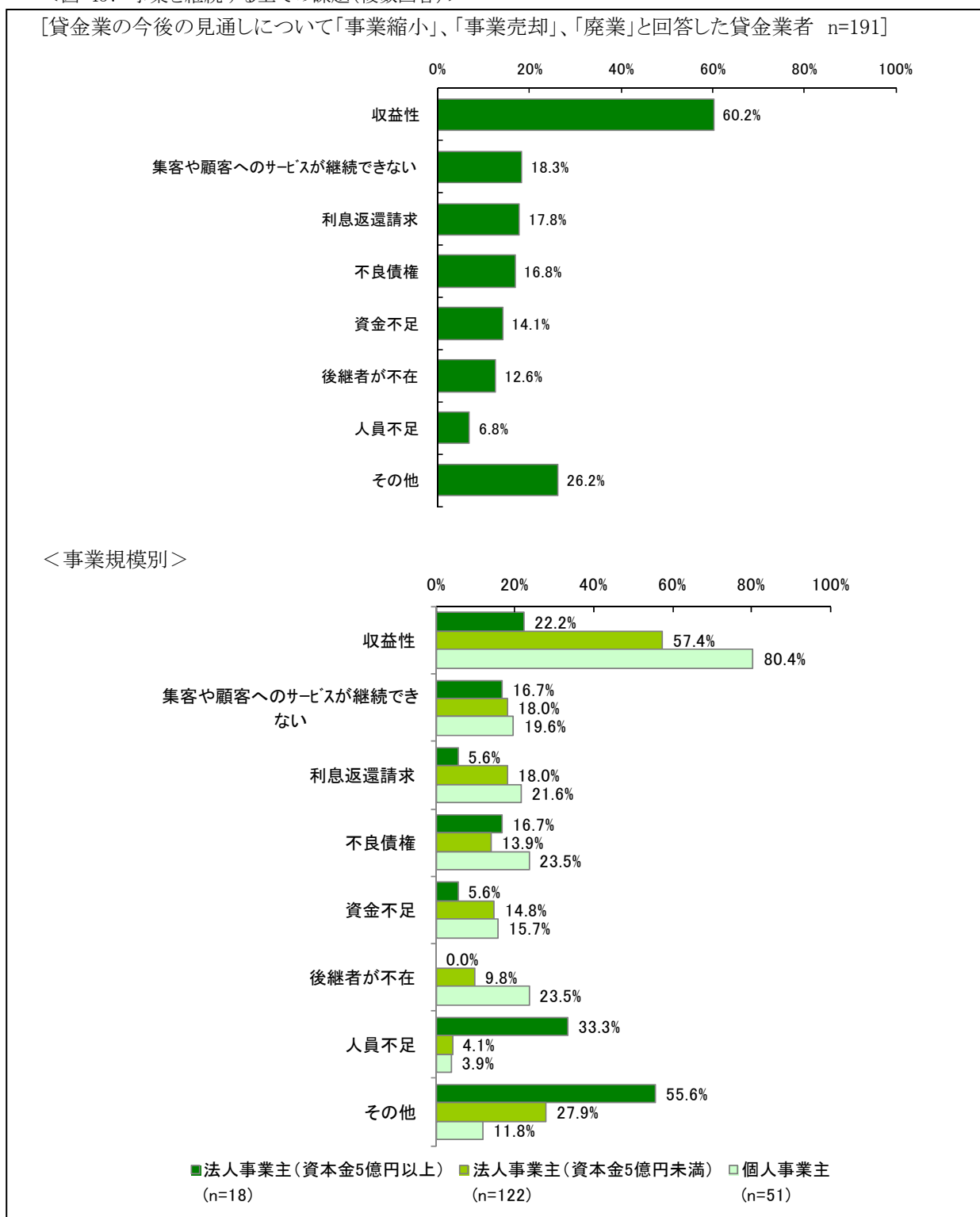
<図 42: 貸金業の今後の見通し(複数回答)>



(2) 事業を継続する上での課題

- 貸金業の今後の見通しについて「事業縮小」、「事業売却」、「廃業」と回答した貸金業者に対し、事業を継続する上での課題を調査したところ、「収益性」と回答した割合が60.2%と最も高く、「集客や顧客へのサービスを継続できない」が18.3%、「利息返還請求」が17.8%と続いている。
- また、貸金業者の事業規模別にみると、「収益性」と回答した割合は、法人事業主(資本金5億円以上)、法人事業主(資本金5億円未満)、個人事業主でそれぞれ22.2%、57.4%、80.4%と、規模が小さいほどその割合が高い傾向となっている。

<図 43: 事業を継続する上での課題(複数回答)>

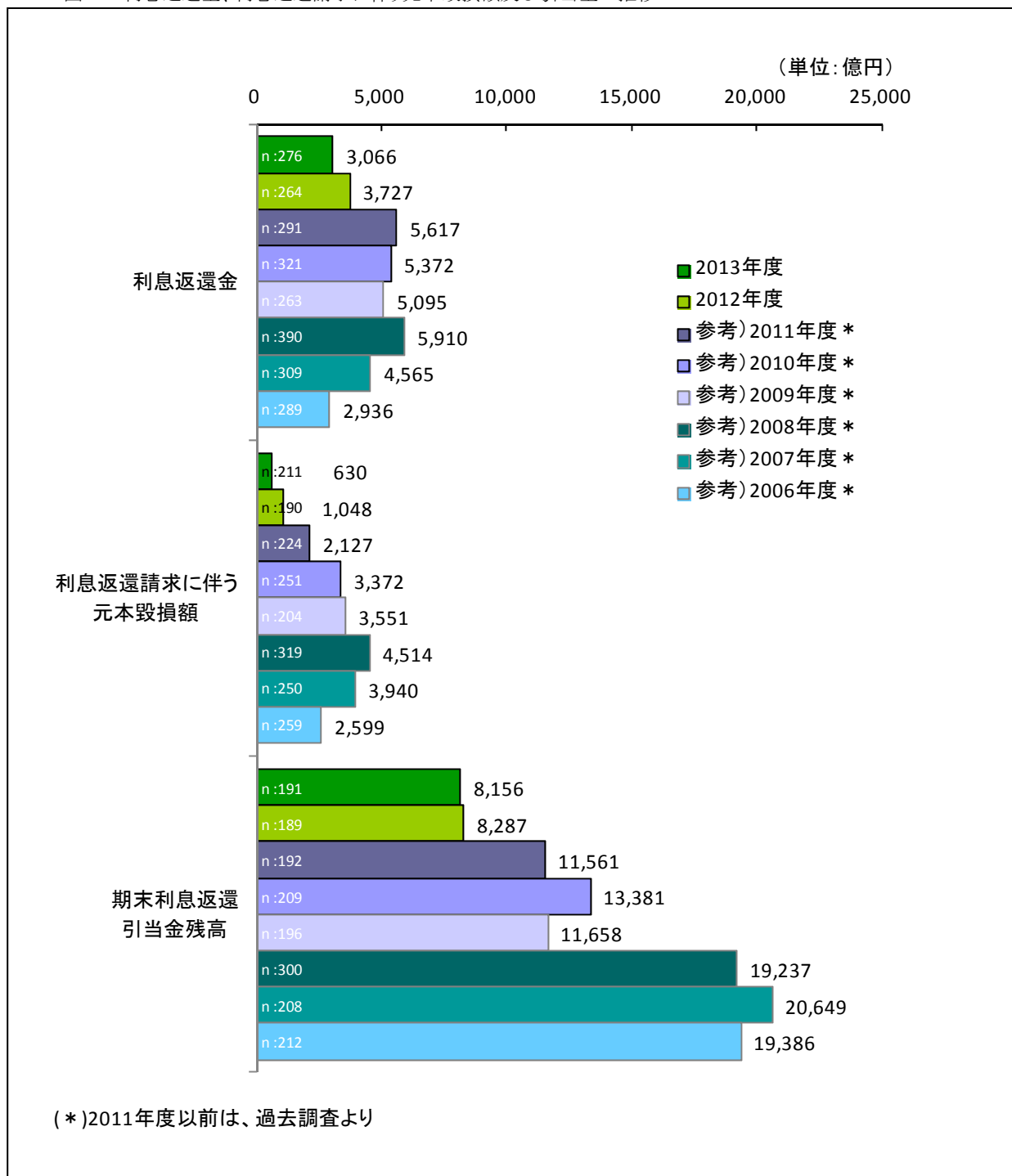


4. 利息返還請求の実態

(1) 利息返還金、利息返還請求に伴う元本毀損額及び引当金の推移

- 2013年度の利息返還金と元本毀損額の合計は3,696億円、最高裁判所判決後8か年の利息返還金と元本毀損額の合計は約5.8兆円となり、2013年度の期末利息返還引当金残高0.8兆円を加えると、利息返還請求関連費用は約6.6兆円となっている。

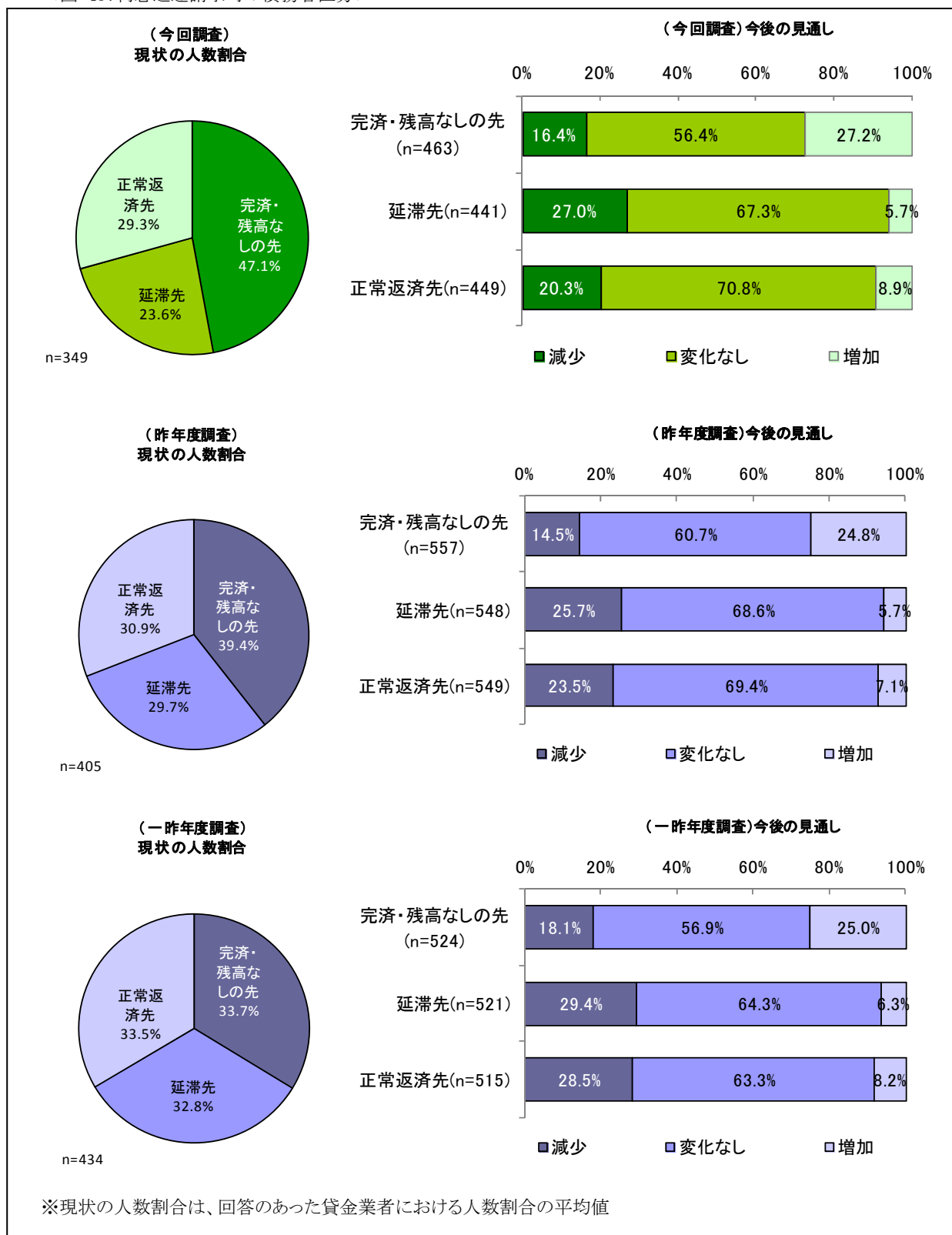
<図 44: 利息返還金、利息返還請求に伴う元本毀損額及び引当金の推移>



(2) 利息返還請求時の債務者区分

- 利息返還請求時の債務者区分を見ると、「完済・残高なしの先」が47.1%（昨年度から7.7ポイント上昇、一昨年度から13.4ポイント上昇）と最も高く過去三カ年上昇傾向にある。一方、「正常返済先」は29.3%（昨年度から1.6ポイント低下、一昨年度から4.2ポイント低下）、「延滞先」は23.6%（昨年度から6.1ポイント低下、一昨年度から9.2ポイント低下）と、それぞれ過去三カ年低下傾向となっている。

<図 45: 利息返還請求時の債務者区分>

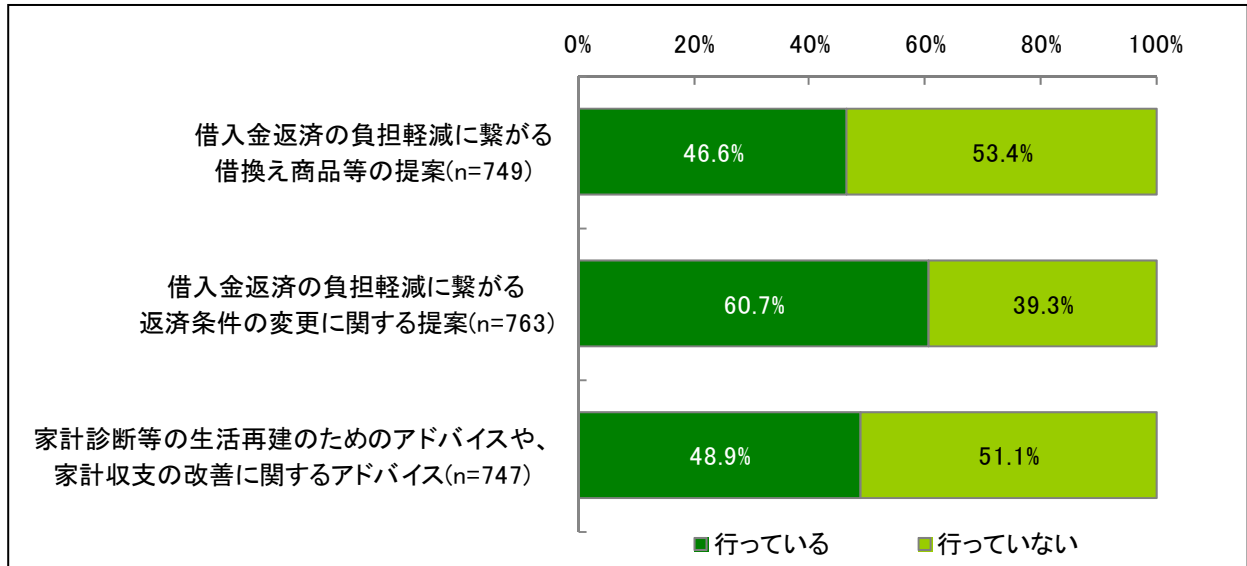


5. 貸金業者によるカウンセリングの実施内容について

(1) カウンセリングの実施状況

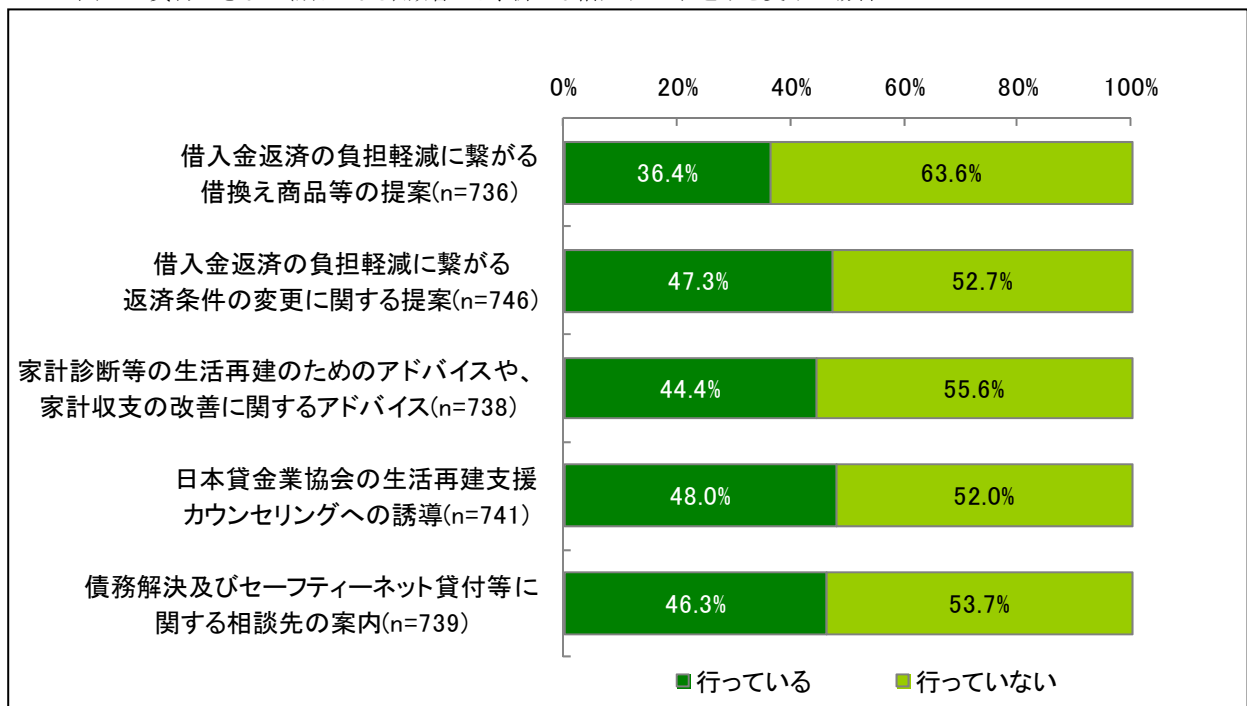
- 貸金業者に対し、カウンセリングの実施状況について調査したところ、「貸付け可能な顧客から、新たな借入れの申込みを受けた場合」については、60.7%が「借入金返済の負担軽減に繋がる返済条件の変更に関する提案」を実施していると回答している。

<図 46: 貸付け可能な顧客から、新たな借入れの申込みを受けた場合>



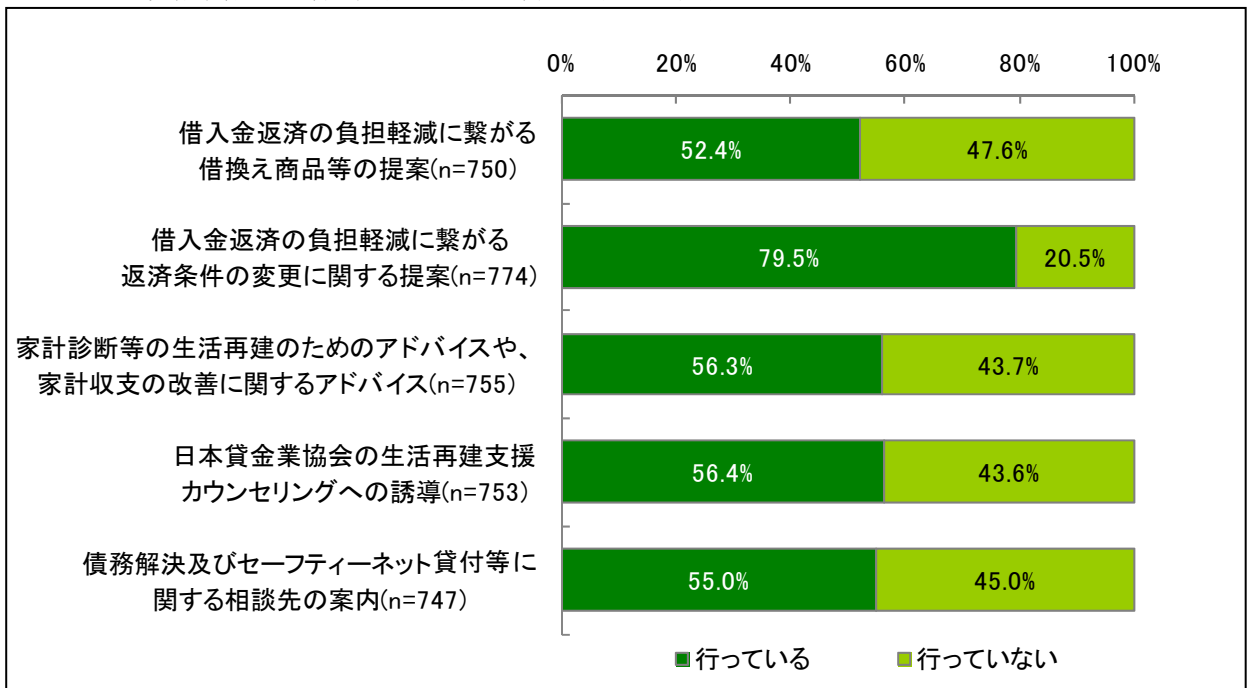
- 「貸付できない(断りとなる)顧客から、新たな借入れの申込みを受けた場合」については、48.0%が「日本貸金業協会への生活再建支援カウンセリングへの誘導」を実施していると回答している。

<図 47: 貸付できない(断りとなる)顧客から、新たな借入れの申込みを受けた場合>



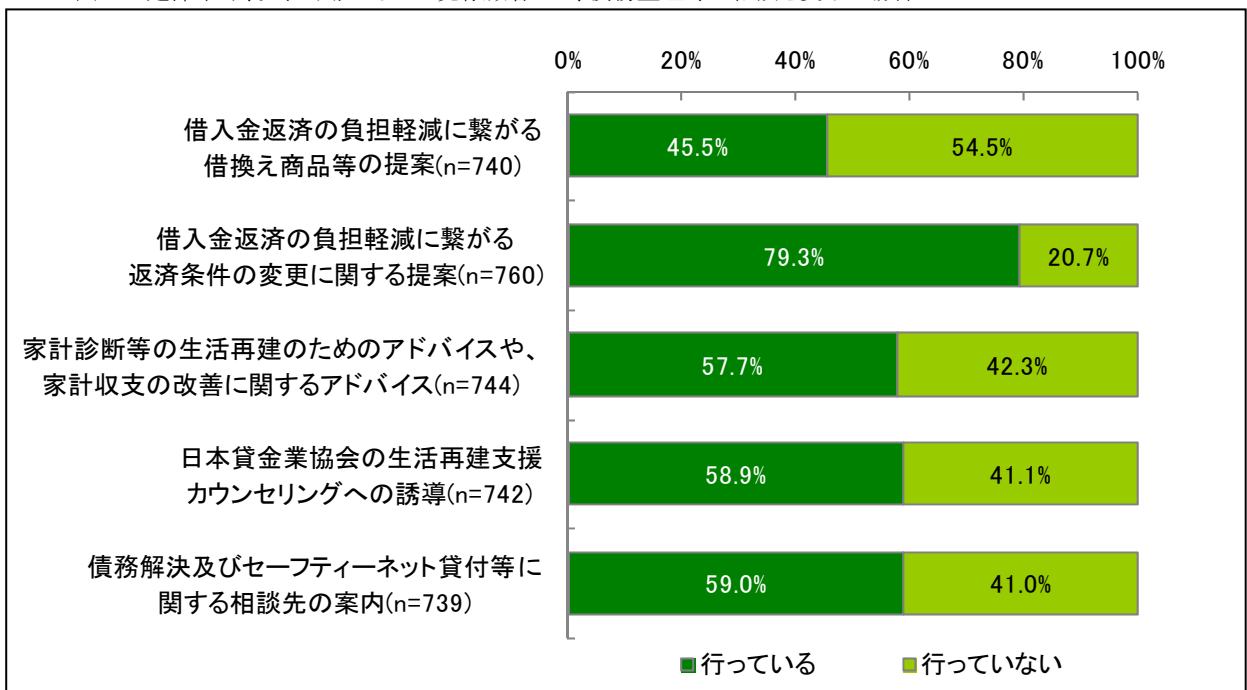
- 「既存顧客から返済に関する問合せや、相談を受けた場合」については、79.5%が「借入金返済の負担軽減に繋がる返済条件の変更に関する提案」を実施していると回答している。

<図 48: 既存顧客から返済に関する問合せや、相談を受けた場合>



- 「延滞中や、支払不能となった既存顧客から、債務整理等の相談を受けた場合」については、79.3%が「借入金返済の負担軽減に繋がる返済条件の変更に関する提案」を実施していると回答している。

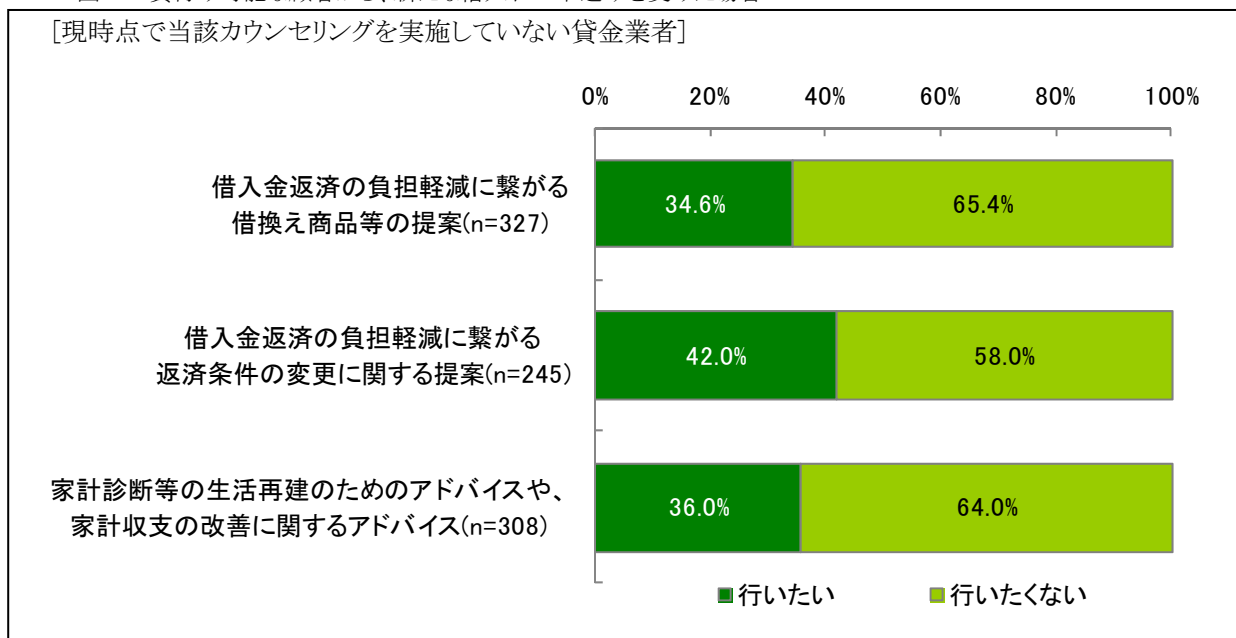
<図 49: 延滞中や、支払不能となった既存顧客から、債務整理等の相談を受けた場合>



(2) カウンセリングの実施意向

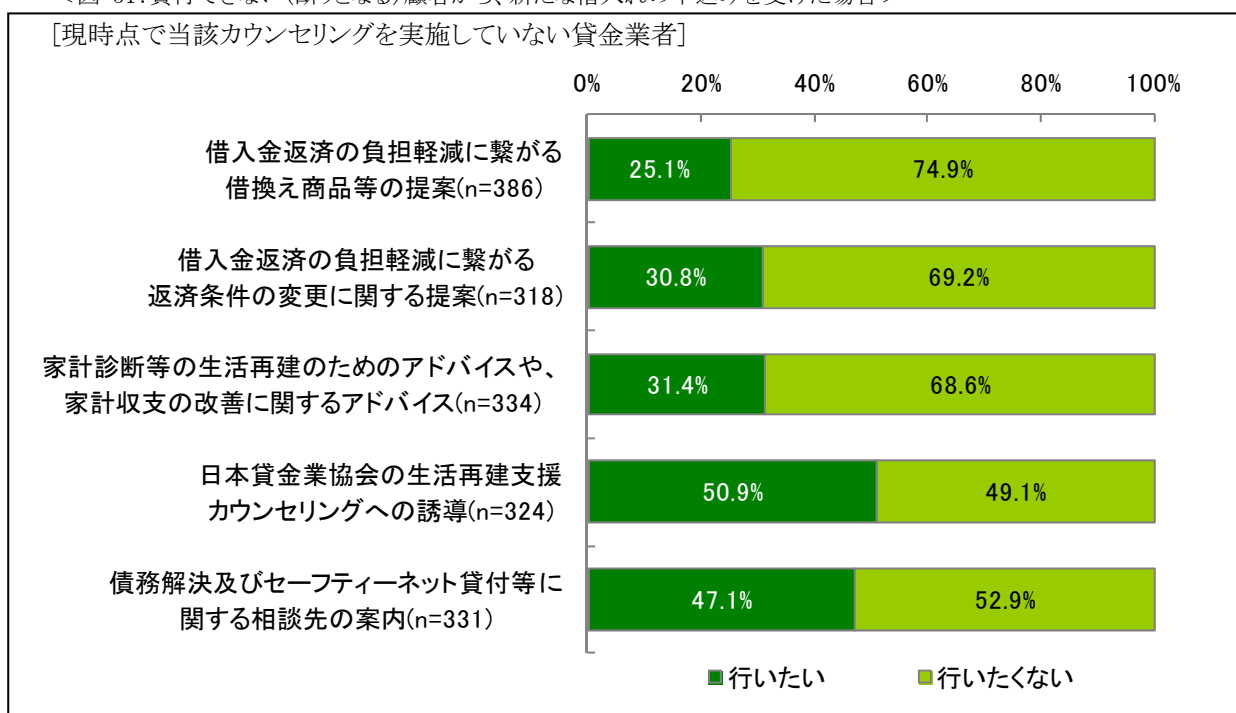
- 貸金業者に対し、現時点で実施していないと回答したカウンセリングにおける今後の実施意向について調査したところ、「貸付け可能な顧客から、新たな借入れの申込みを受けた場合」については、42.0%が「借入金返済の負担軽減に繋がる返済条件の変更に関する提案」を行いたいと回答している。

<図 50: 貸付け可能な顧客から、新たな借入れの申込みを受けた場合>



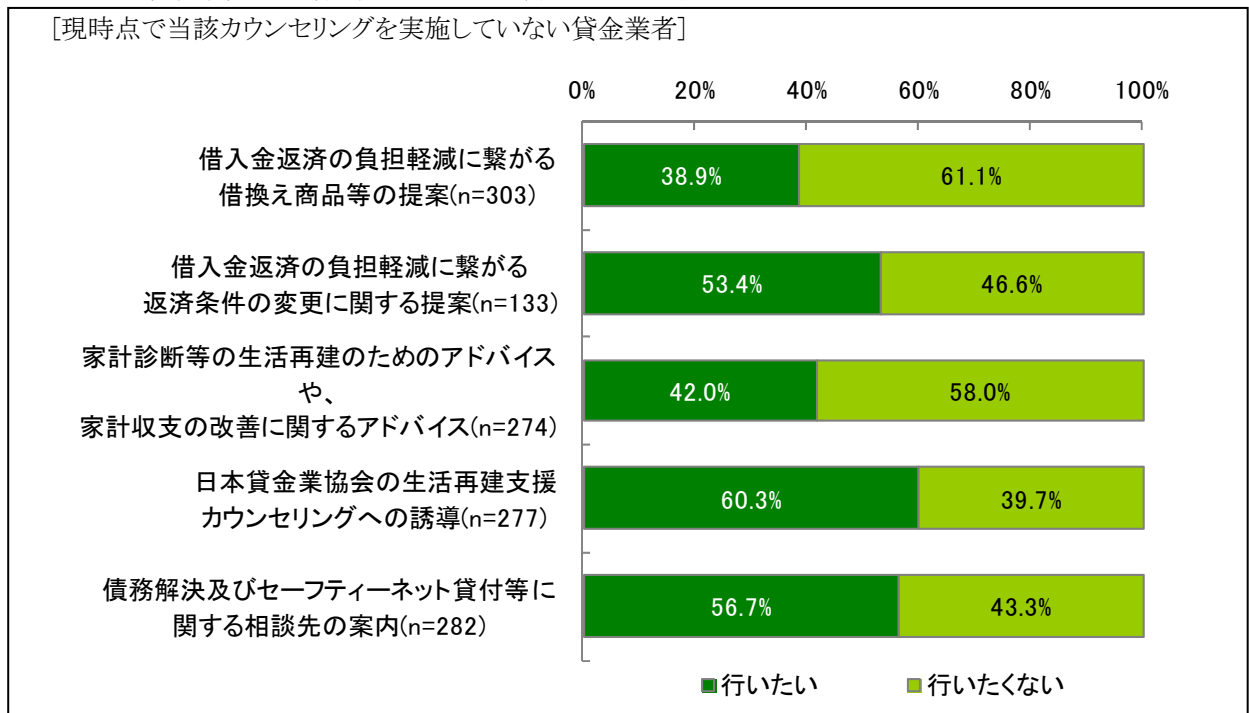
- 「貸付できない(断りとなる)顧客から、新たな借入れの申込みを受けた場合」については、50.9%が「日本貸金業協会への生活再建支援カウンセリングへの誘導」を行いたいと回答している。

<図 51: 貸付できない(断りとなる)顧客から、新たな借入れの申込みを受けた場合>



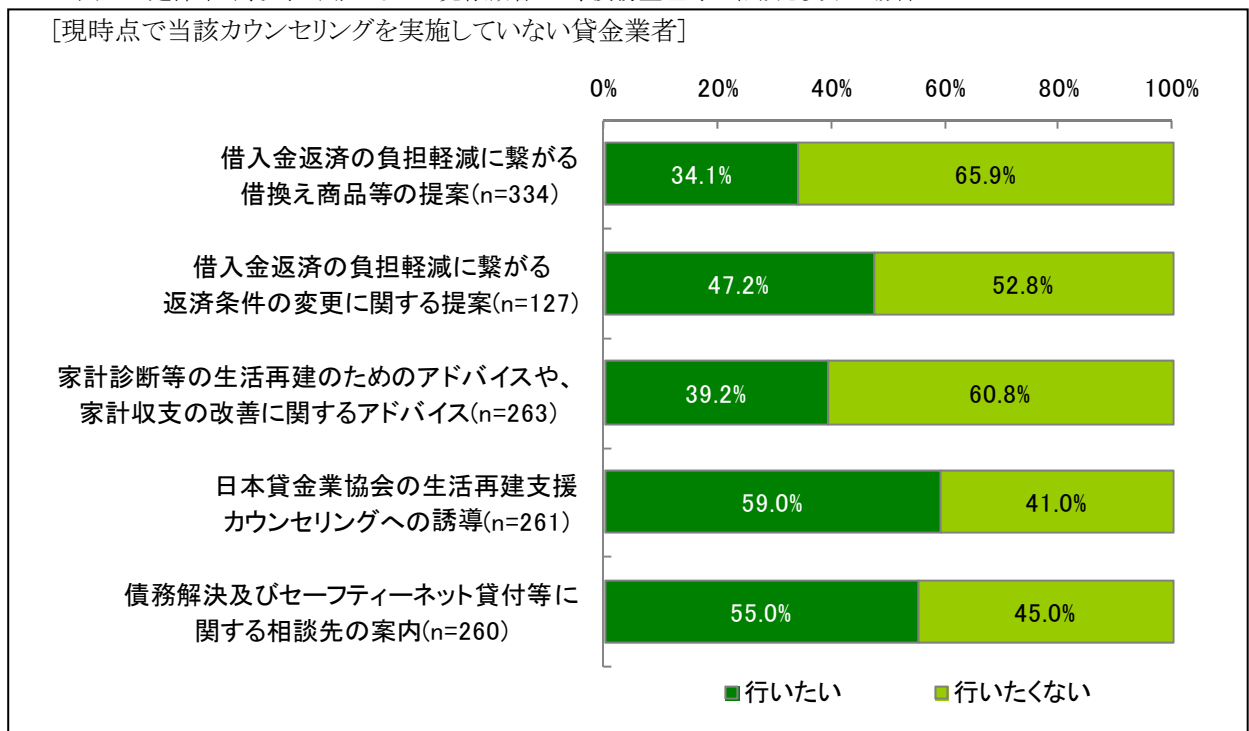
- 「既存顧客から返済に関する問合せや、相談を受けた場合」については、60.3%が「日本貸金業協会の生活再建支援カウンセリングへの誘導」を行いたいと回答している。

<図 52: 既存顧客から返済に関する問合せや、相談を受けた場合>



- 「延滞中や、支払不能となった既存顧客から、債務整理等の相談を受けた場合」については、59.0%が「日本貸金業協会の生活再建支援カウンセリングへの誘導」を行いたいと回答している。

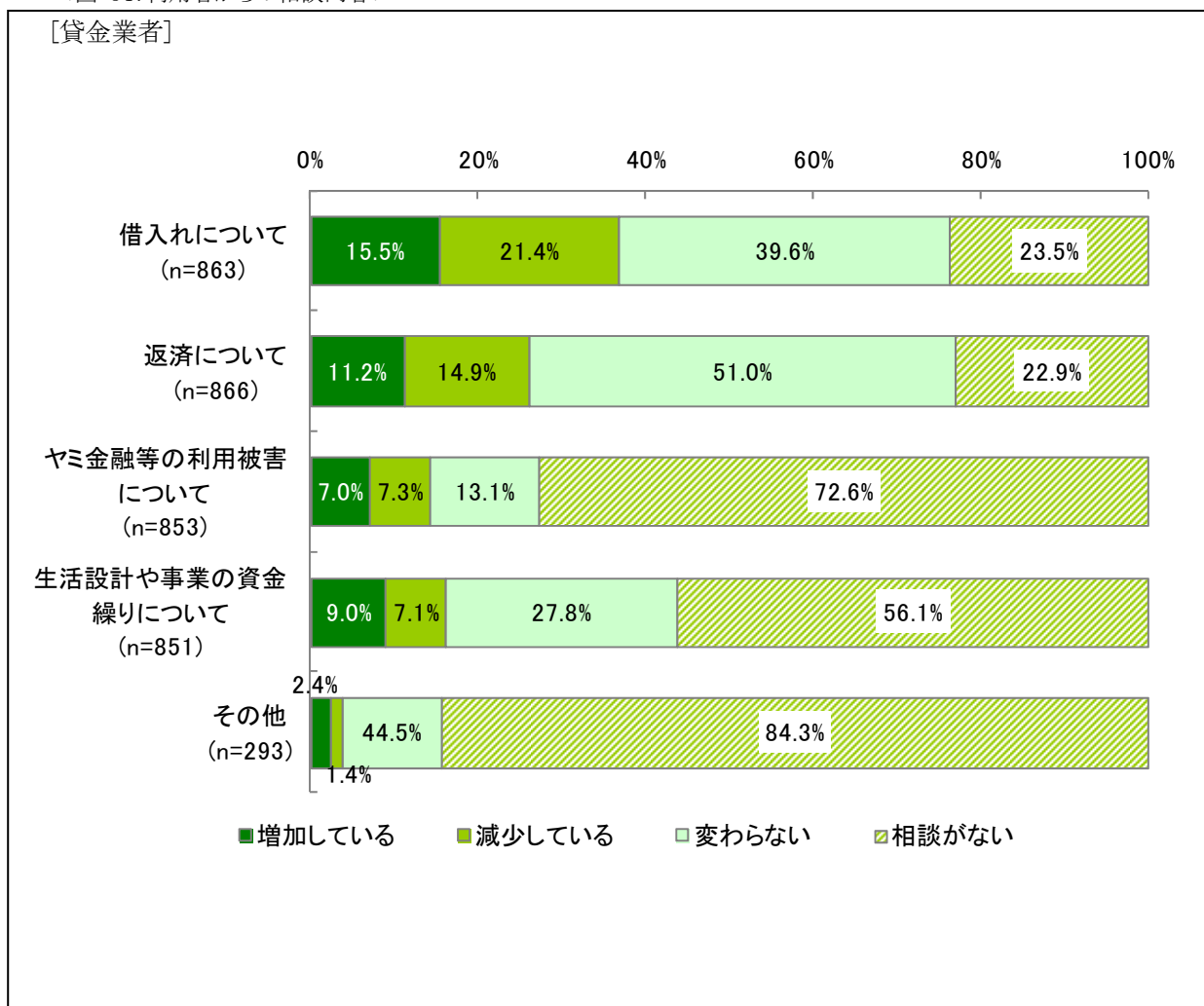
<図 53: 延滞中や、支払不能となった既存顧客から、債務整理等の相談を受けた場合>



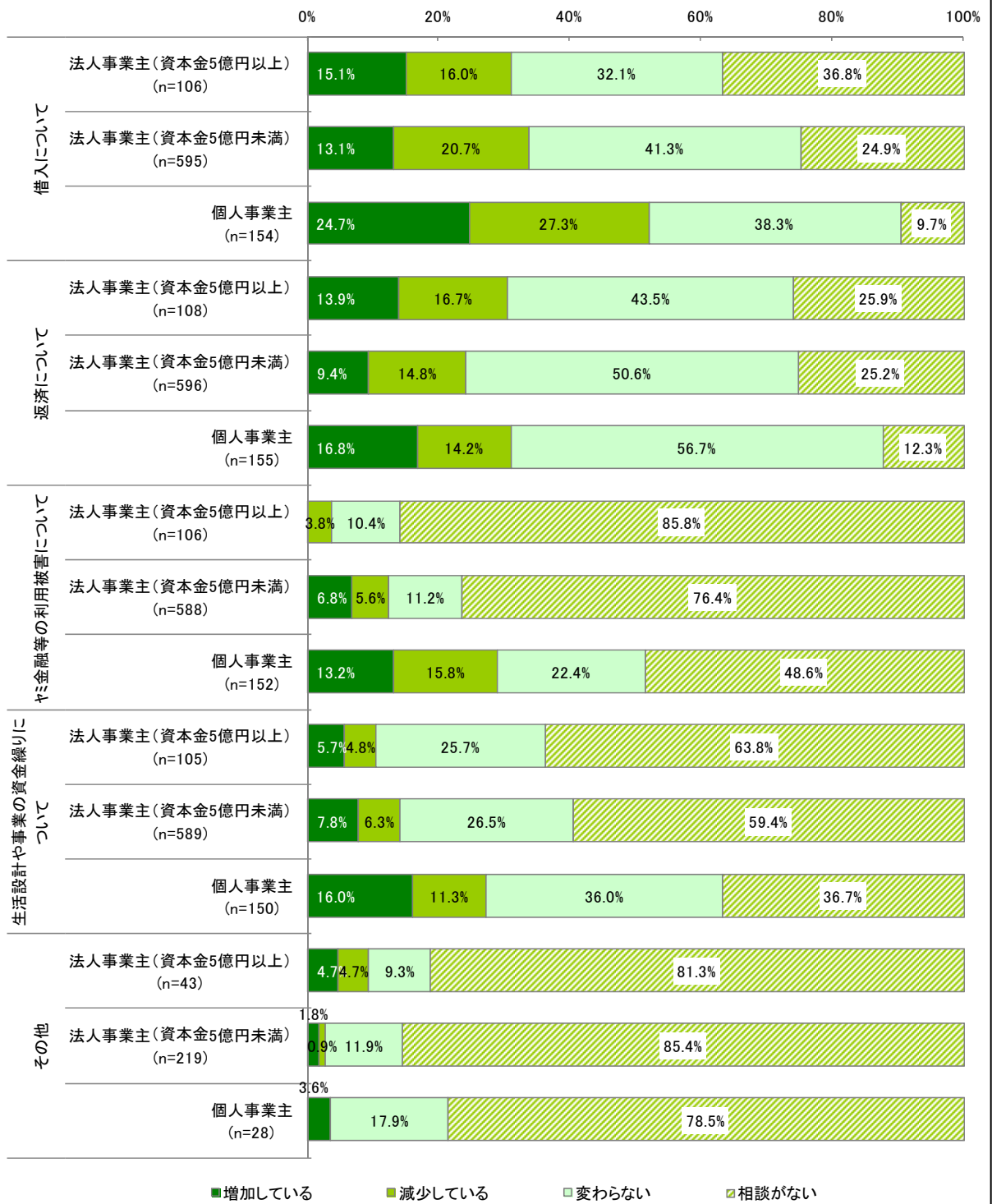
(3) 利用者からの相談内容

- 利用者からの相談内容の増減について調査したところ、「増加している」と回答した割合は「借入について」が15.5%と最も高く、「返済について」が11.2%、「生活設計や事業の資金繰りについて」が9.0%と続いている。
- また、事業規模別にみると、法人事業主(資本金5億円以上)、法人事業主(資本金5億円未満)、個人事業主とも、「増加している」と回答した割合は「借入について」が最も高く、それぞれ15.1%、13.1%、24.7%となった。

<図 54:利用者からの相談内容>



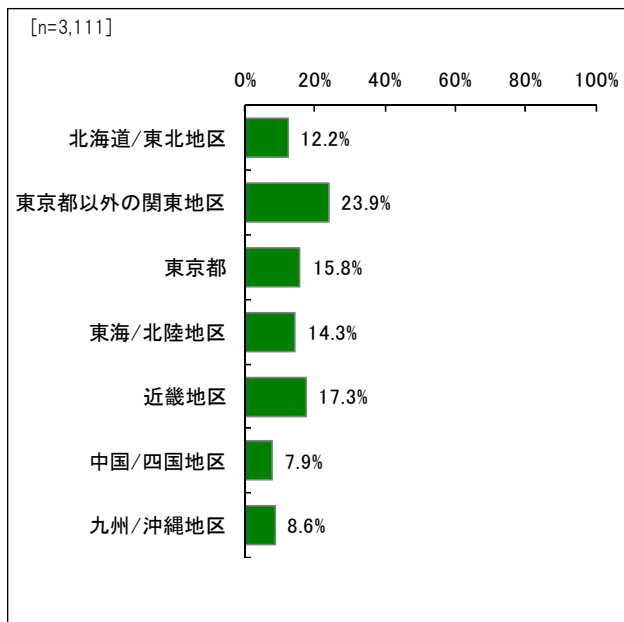
<事業規模別>



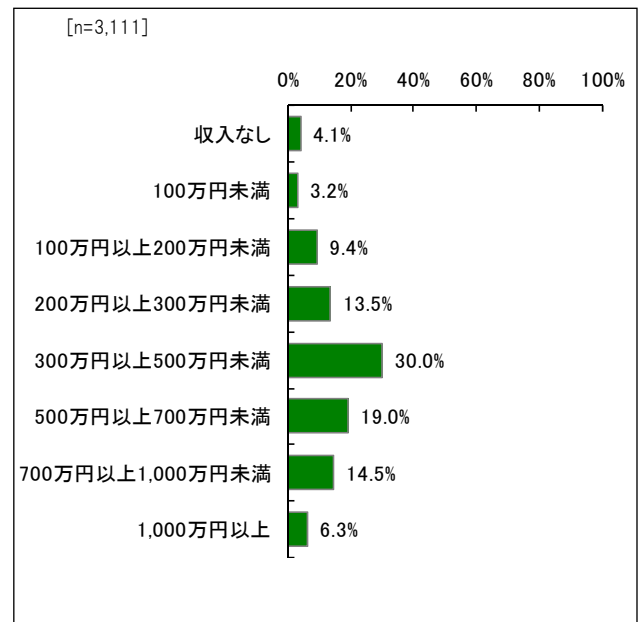
■ 標本構成

資金需要者向け調査(個人の借入利用者)

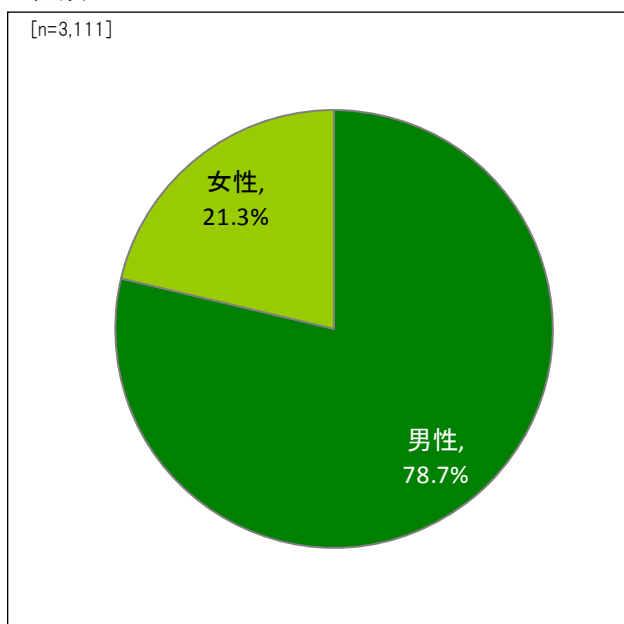
<地区>



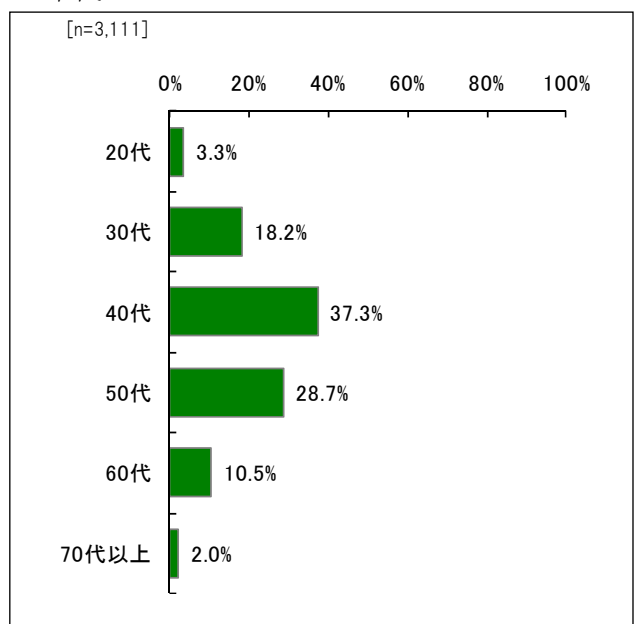
<個人年収>



<性別>

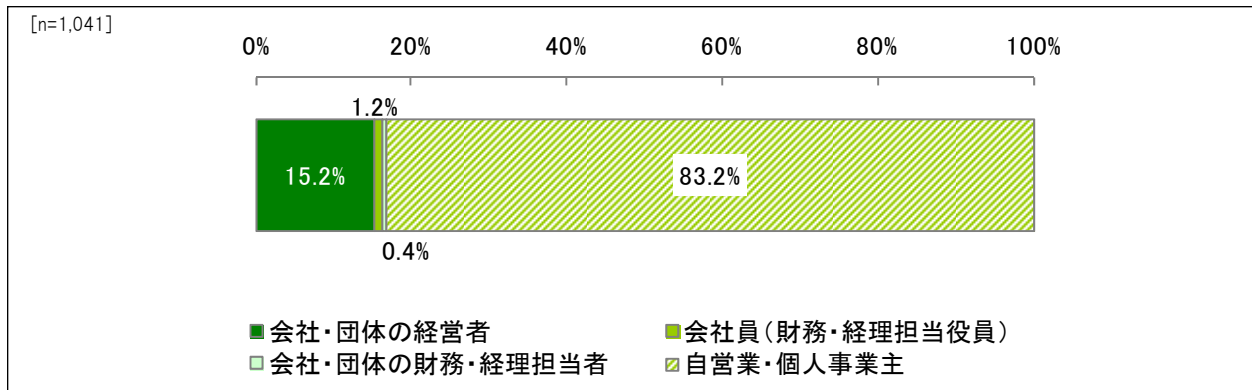


<年代>

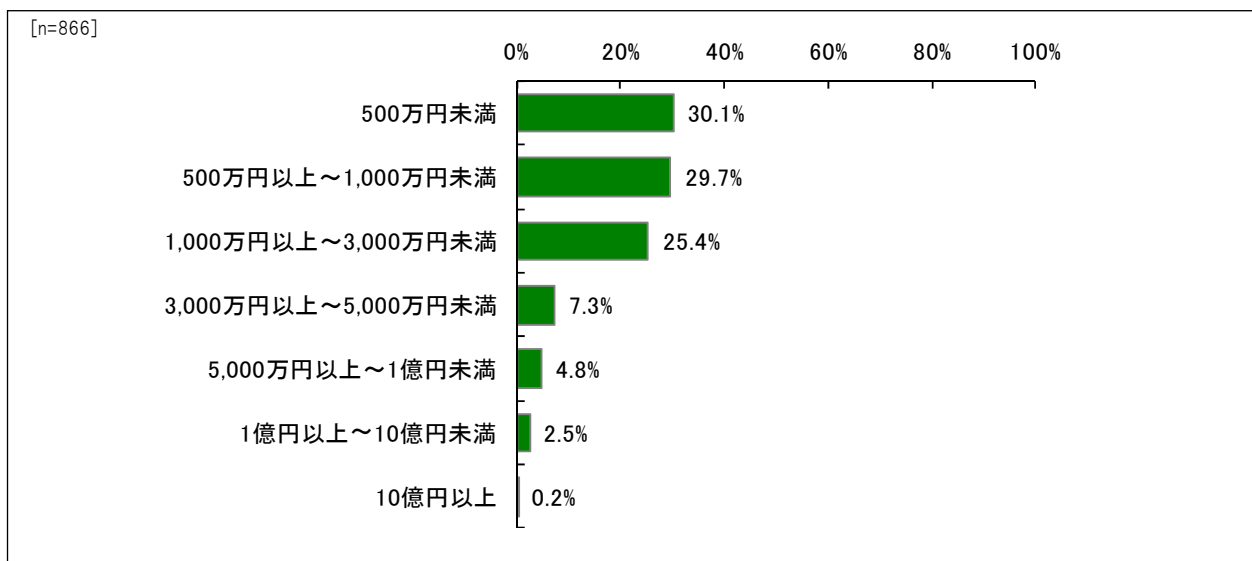


資金需要者向け調査(借入経験のある事業者)

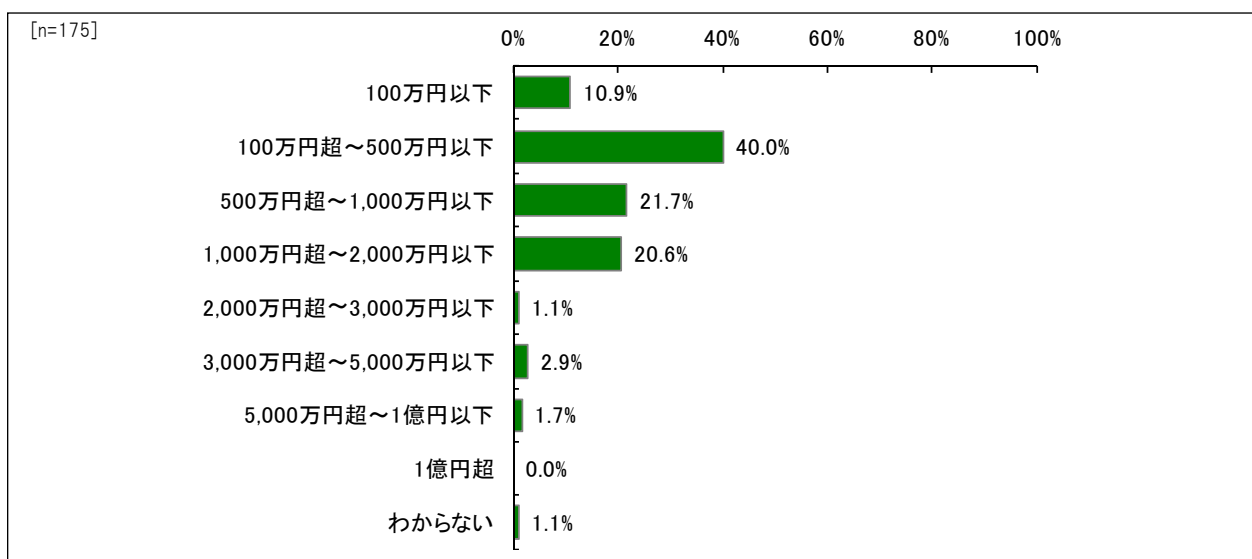
<職業(個人事業主・小規模企業経営者)>



<年商(個人事業主)>



<資本金(会社法人)>



貸金業者向け調査

区 分		発送数(*1)	有効 回答数	有効 回答率(*1)	残高カバ レッジ(*2)
協会員／ 非会員	協会員	1,236	789	63.8%	86.8%
	非会員	811	253	31.2%	
法人／個人	法人事業主		876		
	個人事業主		166		
3 業態	消費者金融業態		381		
	事業者金融業態		405		
	クレジット・信販他		201		
	不明		55		
貸付残高	5 億円以下		605		
	5 億円超～100 億円以下		232		
	100 億円超～500 億円以下		43		
	500 億円超～5,000 億円以下		34		
	5,000 億円超		7		
	不明		121		
合 計		2,047	1,042	50.9%	

(*1) 非会員の法人／個人、3 業態及び貸付残高は、回答者のみ判定したため、3 業態及び貸付残高の発送数・有効回答率は未算出。

(*2) 残高カバレッジは、協会員のみ、回答者の貸付残高を全協会員の貸付残高で除した値を算出。

以 上